

SW60 会議記録

房野 桂 作成

2016年3月14日(月) 午前 第2回会議

役員選出(議事項目 1)

第 60 回委員会副議長として、齋藤純公使(日本)と Mr. Andreas Glossner(ドイツ)を拍手で選出。

報告者の選出

副議長 Ms. Sejla Durbuzovic(ボスニア・ヘルツェゴヴィナ)が、第 60 回・61 回会期の報告者も務めるとの発表。

女性の地位に関する通報作業部会の残る委員の任命

第 1 回会議で、第 60 回・61 回委員会の通報作業部会の委員として、中国を任命し、作業部会の残る 4 名の委員の選出を延期した。その結果、ベラルーシ、ベルギー、リベリア及びウルグァイを第 60 回会期の通報作業部会委員に任命。

アジェンダ及びその他の組織上の問題の採択(議事項目 2)

委員会は、もし必要ならば会期中にさらなる調整を行うとの理解の下で、その暫定アジェンダ(E/CN.6/2016/1)を採択し、その作業組織(E/CN.6/2016/1/Add.1)を承認した。

第 4 回世界女性会議と「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会のフォローアップ(議事項目 3)

開会ステートメント

1. Antonio de Aguiar Patriota(ブラジル)婦人の地位委員会議長

2. Mogens Lykketoft(デンマーク)総会議長

3. 潘基文国連事務総長

4. Jurg Lauber 経済社会理事会副理事長

5. Phumzile Mlambo Ngcuka ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)事務次長/事務局長: 第 60 回婦人の地位委員会は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の初めての CSW です。この会議室内外におられる皆様方の大勢の方々によるご苦勞のおかげで、「持続可能な開発目標」には、中心的問題としてジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントが含まれております。その他の目標すべてを通して機能的なターゲットを伴って、ジェンダーが「持続可能な開発アジェンダ」の実施に組織的に統合されております。

この委員会は、2030 年に向かう道に影響を及ぼすことのできる多様な女性の声が聴かれる最大の最も重要な政府間フォーラムであります。

この複合体の行事をご準備くださった CSW 議長とビューローの方々にご苦勞に対して心より感謝を申し上げ、取り決めの几帳面な管理に対しては国連ウィメンのチームにも感謝いたします。

この会期は、誰ひとり取り残されない私たちが望む未来 2030 年に向けたカウントダウンの始まりとなります。持続可能なジェンダー平等がある未来であります。

今は 2015 年の歴史的総会ですすでに合意されたことを再び問題にする時ではありません。

皆様が採択なさった「アジェンダ」は、大胆で、野心的で、変革的なものです。今、私たちは、「いつもの業務」などあり得ないこの大胆なアジェンダにマッチする実施のモダリティを求めるために集まっているのです。

特にこの 20 年間に遂げられた進歩を認める時、危険にさらされている多くの女性と女兒にとって、この変化は十分な速度で起こっているわけではないことに気づきます。例えば、現在の変革の速度では、政治参画で男女同数を達成するには 50 年かかり、男女間の真の賃金平等のためには 118 年かかると予想されています。この軌道を壊し、2030 年までにプラネット 50 対 50 を達成するには、私たちみんなが劇的手段を取り、通常ではない業務を採用することになります。

この会期は、私たちをここへ連れてきた全世界の何百万人も女性の歴史的な努力と経験から、そして多くの加盟国の貢献から利益を受けるべきです。

若い世代が暮らすことになる未来に対して明確な眼を持ってこのアジェンダに参加している若い世代の力とインスピレーションからも利益を受けましょう。

SDGs の実施を討議するために初めての青年 CSW が集まったことをお伝えすることを誇りに思います。短いステートメントをする青年代表が、今日ここに私たちと共にいることを嬉しく思います。私たちはもっと真面目に青年を含め、かかわらせることの必要性を認めます。私たちは、「青年ジェンダー平等戦略」を始めたばかりです。

青年特使 Mr. Ahmad Alhendawi にその支援に対して、そして私たちのパートナー全員に感謝します。

世界には 10 歳から 24 歳までの若い人々が 18 万人いますが、これはこれまでで最大の青年人口です。「アジェンダ 2030」は、この人たちについてであり、この人たちのためでもあります。

CSW の青年たちは、ジェンダー平等と女性と女兒の権利についての教育が、正規・非正規教育で幼いころから始まることを要請しました。

私たちは、新しいアジェンダに命を吹き込むために、最も不利な立場にある人たちに最も近づくことが必要であることを知っています。各国政府は、強い公約だけで約束を果たすことはできません。市民社会及び女性団体との協働がカギです。これは、市民社会のさらなる支援と保護が、さらなる政治スペースと市民社会のための能力を確保するために必要とされることを意味します。この「アジェンダ」を実施するために、市民社会の支援も必要とされます。

丁度先週の国際女性の日に、3 月 3 日にホンデュラスで射殺された女性の権利の擁護者であり、フェミニスト活動家であり、環境活動家であり、先住民族とすべての人々の人権の擁護者である Berta Caceres に私たちの最後の敬意を払いました。彼女は、「アジェンダ 2030」を損ないかねない権力構造に対して異なった価値を主張するための闘いの最も新しい被害者です。彼女は、最も高い代価を支払いました。

世界的に、広範な人口強制移動、女性と女兒に対する極端な暴力、多くの地域での広範な不安定がある状態で、厳しい困苦があります。現在の難民と移動の状況のような異例の課題は、私たちが共に経由国と目的国のみならず、送り出し国における根本原因に対処することを必要としています。これは、私たちが協働して、新しい持続可能な対応方法を見つける必要がある新しい課題です。

これら多くの課題にもかかわらず、CSW60 は、建設的瞬間でなくてはなりません。CSW60 は、昨年私たちが「アジェンダ 2030」を採択した時のように建設的でなければなりません。これは、すべての違いは脇に置いて、すべての人類といたるところの女性と女兒の利益のための、国連と国際社会にとって最も素晴らしい瞬間の一つとされています。

「2030 アジェンダ」で合意されたことは、私たちの生き方を変え、仕事をし、食糧を育て、母性を大事にし、女兒と男児に関わりこれを保護し、性的指向またはその他の点において主流とは異なる人々の権利を認め、尊重するよう要請しています。

「アジェンダ 2030」は、「北京行動綱領」にとって代わるのではなくてこれを強化することであったことを想起することも重要です。各国政府は、90 カ国以上の政府が、再びコミットし、「ジェンダー平等のために強化する」ための行動の国連ウィメンの呼び掛けに応えた時、SDGs 採択の後で、昨年 9 月に「北京行動綱領」を再評価しました。私たちは、こういったコミットメントを本の形にまとめ、SDGs と「北京行動綱領」へのこれらコミットメントが共に実施されるように、フォローアップしていくつもりです。「北京行動綱領」のこの確認は、政府に続いてコミットメントを行った市民社会によっても民間セクターによっても支持されております。

今は、これら建設的コミットメントのすべてを利用する時です。私たちみんなにとって、決定的で、実施可能であり、核心的である「アジェンダ 2030」の計画と共に、「『綱領』を強化する」時です。例えば、

私たちは、新しく発表された「女性の経済的エンパワーメントに関する事務総長の高官パネル」を通して、女性の経済的エンパワーメントに対する障害に対して行動を起こすためのパートナーシップを開始しています。これは、国家の長と産業の CEO によって合同で指導されています。パネルには、英国政府からの重要な支援を得て、労働組合、女性団体と市民社会団体、学界、IMF と世界銀行の参加が含まれています。

さらに私たちは、女性、女兒、地域社会の生活を変革する能力があり、世界、地域、国内レベルで大規模に実現可能な「最も重要なプログラム」を実施するために協働しています。これらが、私たちの助けを最も必要としている最も遅れを取っている人々に届くための私たちの努力です。

「目標 5」とそのターゲットは、このアジェンダが最も取り残されている人々にとっていかに普遍的で関連性があるかの好例です。「目標 5」は、差別法と取り組むことを含め、あらゆる形態の差別をなくし、子ども結婚、FGM、名誉殺人のような有害な慣行を含め、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃し、リーダーシップと意思決定への女性の参画のかなりの増加を確保し、「国際人口開発会議行動計画」と「北京行動綱領」に従って、性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセスを確保し、経済資源への平等な権利を女性に与え、例えば世界的に 24%であるジェンダー賃金格差を埋めるための改革を行う枠組を私たちに与えています。今週、私たちは、賃金格差を埋めるキャンペーンを開始します。「目標 5」は、機能的な技術、特に ICTs の利用を高めることも要請しています。これは、デジタル格差を埋めること及びソーシャル・メディアと伝統的メディアの良好な利用と説明責任の重要性と共に、青年代表によっても強調されたところです。

私たちの青年代表は、気候正義、移動、女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議 1325 号の実施への女性の意味あるかかわりも強調しました。

私たちは、それぞれの目標が女性と女兒のためであるので、「アジェンダ 2030」の 17 の目標の一つひとつを利用しております。それぞれの目標で、私たちが最も必要としている人々に重点を置いた具体的な行動を反映させることができます。

「目標 5」に命を与え、すべての目標が女性のために作用することを保障することに加えて、私たちは、ジェンダーに対応した実施を可能にするものを明らかにしております。つまり、非差別的な法律と慣行を実施する効果的で包摂的な国内機関と女性の権利を推進する自治的なフェミニスト団体がジェンダー平等政策の実施における最も重要な要因であり、監視と説明責任を支援することを証拠が示しているので、女性団体・市民社会団体の効果的参画です。17 の目標の実施と説明責任プロセスの監視を支援するためのジェンダーに対応したデータの収集が必要です。年齢別・性別データが極めて重要です。私は、今日の午後国連ウィメンが、「女性に対する暴力に関する世界データベース」を開始することを発表できることを嬉しく思います。最後に、ミッションにとって極めて重要なのは、ジェンダー金融格差を埋めるためのかなりの投資の増額です。

数十年にわたって私たちが見てきた変化の速度は、直接的に私たちがした投資と相関関係にあります。私たちが女性と女兒に良い投資をしたところでは、その見返りは大きく、生活は変化しています。国内的には国の予算に始まり、国際的には資金提供の変化に始まり、女性団体との協力の強化を支持する変化は、効果と良い結果を意味するでしょう。

ジェンダー資金提供格差を埋めることに関連して私たちが悩ますためらいは、その成功がジェンダー平等と女性のエンパワーメントにかかっているアジェンダで、道を誤ることになります。

誰も取り残さないためには、私たちの投資の量が、特に農山漁村開発と農業、公衆衛生と教育、家族計画サービス、上下水道、社会保護、女性と女兒の経済的福利のための実現可能なプログラム、女性と女兒に対する暴力をなくし司法へのアクセスと共に女性と女兒の権利を尊重することに単にかかわるだけではなく明確な勝ちを確保しなければなりません。

後に取り残されている人たちは簡単にわかります。つまり彼らはこういった基本的なサービスを受けていないのです。

後に取り残され、頑固な重なり合いと蓄積する不利な立場を経験とている人たちは、障害を持って暮らしている人々、先住民族と農山漁村社会の人々、移動者と難民、LGBTQI の人々、思春期の女兒及び高齢女性が組まれる可能性があります。「アジェンダ 2030」で皆さんはこういった人々に届くことを決め、CSW60 は、私たちの決意を初めて試す場であり、歴史的移行を果たす機会でもあります。

皆様の献身に感謝し、合意結論を折衝する際に、「アジェンダ 2030」の夢を鼓舞する原則をしっかりと守るようお願いいたします。

私たちの伝統的なパートナーを関わらせるのみならず、多数の男性と男児も巻き込み、心地よい地帯を超えて意見が合わないかまたは同感できない人々にまで手を伸ばさなければならないことを私たちは知っています。この委員会を巡って連合している様々な利益団体の数の多さに元気づけられたいと思います。この委員会及びその周辺における総計 400 以上もの行事と共に、これはこの瞬間の機会と可能性への関心の高さをはっきりと証明しています。

貧困を根絶し、次の世代のために不可逆的にジェンダー関係を変革し、万人のために世界をより良い場所にする生涯またとない機会が皆様の手の中にあります。

この日を捉えましょう！

6. Venessa Anyoti 青年代表

7. 林陽子女子差別撤廃委員会議長：委員会議長として女子差別撤廃委員会の報告をさせていただきますことを大変名誉に存じます。

世界のすべての地域の国々による努力のおかげで、女性の権利を保護し、男女の平等な機会を推進する際にかかなりの進歩が遂げられてきました。この進歩は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の締約国になることによって、皆様が受け入れられた責務の直接的結果であります。189 の締約国を有し、「条約」は普遍的批准に近い状態で、女性の権利の包括的保護を規定する唯一の人権条約であります。

今年の CSW の優先テーマと見直しテーマがこの 1 年の CEDAW 委員会の作業の核心にありました。それを今日皆様にご報告いたします。

1992 年の女性に対する暴力に関する画期的な一般勧告第 19 号の採択以来、CEDAW 委員会は、首尾一貫して、締約国が定期的に提出する報告書に関する締約国との対話の中で、女性と女兒に対する様々な形態の暴力の問題を提起してまいりました。これら対話及びそれぞれの対話の後で委員会が採択する最終見解の中で、締約国は、有害な慣行を含め、身体的・性的・心理的及びその他の形態の暴力を撤廃し、防止し、賠償するための断固とした行動をとるよう求められてきました。

CEDAW 委員会は、報告サイクルの間に締約国が達成した進歩を評価することも重要であると考えてきました。従って委員会は、2 年という期間内に最終見解で明らかにされた 2 つの優先問題に関する進歩を追跡するフォローアップ手続を設置してきました。最も頻繁に尋ねられるフォローアップ項目の中に、女性に対する暴力と有害な慣行の撤廃があります。昨年中に委員会は、27 の締約国と対話を開催し、代表団のレベルの高い専門知識についてこの機会を借りて締約国を推奨したいと思います。

CEDAW 委員会は、条約機関強化に関する総会決議 68/268 で予想された措置の多くを支持し、実施してきました。私たちは、条約機関強化プロセスから生じた仕事量の増加に対処できるように、加盟国からの継続したご支援をあてにしております。

106 カ国によって批准されている「選択議定書」の下で、CEDAW は、制約のある財政環境にもかかわらず、昨年は 10 の個人通報に関して行動をとりました。3 月 4 日に終わった最近の第 63 回会期で、「選択議定書」の個人通報の下で受けた 100 番目の苦情を登録しました。委員会は、新しく設立された調査作業部会に支えられて、「条約」に定められている権利の締約国による重大で組織的な侵害を申し立てているいくつかの機密の調査提出物にも継続して取り組みました。個人通報と調査手続双方の下での事件の大半は、女性に対する異なった形態の暴力に関係しており、両手続が、効果的な早期警告メカニズムとして役立つことができることは注目に値します。

一般勧告第 19 号を更新し、国内・地域・国際的領域とその成長しつつある法律学での新しい発展を反映するために、委員会は、女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する新しい一般勧告を作成するために、非公式作業部会を設立しました。最初の勧告案は、2016 年 2 月 5 日に、経済学ロンドン校、女性平和安全保障センターによって組織された専門家グループ会議によって討議され、利害関係者からのコメントを求めて、間もなく CEDAW のウェブサイトに掲載されます。この点で、CEDAW 委員会とこのプロセスで最近任命された女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者との間の優れた協力関係をこの機会に認めます。

ジェンダーに基づく暴力が、武力紛争と過激主義と相俟って、しばしば女性が故国を離れて海外に保護を求める決定をする際の推進要因を形成しています。3 年連続で、私たちは、武力紛争と暴力を逃れる難民の大量流入を見てきました。2015 年 11 月の第 62 回会期で、委員会は、武力紛争を逃れる亡命者と難民がかかわる展開する危機とこれら紛争がいかに女性と女兒に不相応なインパクトを与えているかに

ついでに懸念を表明するために、「難民危機と女性と女児の保護に関するステートメント」を採択いたしました。女性の難民の地位、亡命、国籍、無国籍のジェンダー関連の側面に関する一般勧告第 32 号(2014 年)を想起して、委員会は、女性と女児が大量の強制移動の状況中に、特に虐待に対して脆弱であることに留意して、ノン・ルフールマンの原則を尊重するよう締約国に要請しました。委員会は、特に性的暴力・ジェンダーに基づく暴力のような重大な危険にさらされているかも知れない女性と女児のように保護を必要としている人々が、密輸業者による搾取を含め、その命に対する極端な危険と過激集団の餌食になることから保護されることを保障するよう締約国に要請しました。委員会は、女性と女児を含めた亡命者や難民に対する否定的な固定観念や偏見をさらな悪化させるさげすんだ煽動的コメントを控えるようにも政治指導者に要請しました。

「条約」第 2 条の下での締約国の核心となる責務に関する委員会の一般勧告第 28 号(2010 年)は、締約国の責務は武力紛争中にもなくなるという原則を支持しています。この基本的前提を強調し、女性・平和・安全保障に関する国連安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)の 15 周年を記し、並びに委員会と紛争防止・紛争・紛争後の状況に関する一般勧告第 30 号(2013 年)とのその補完性を強調するために、委員会は、2015 年 11 月 19 日に、スイス連邦外務省と国際人道法と人権のジュネーヴ・アカデミーの条約機関プラットフォームとの協働で、OHCHR が組織した「CEDAW と女性・平和・安全保障のアジェンダを繋げる」に関して、パネル討論を開催しました。29 カ国と数多くの国連機関、専門機関、国際団体並びに NGO がこの高官行事に出席しました。

司法へのアクセスは、個人として、また権利保持者としての女性をエンパワーし、ジェンダーに基づく暴力を撤廃し、防止し、女性を保護する時の重要な柱です。司法へのアクセスがなければ、女性被害者は、受けた権利侵害に対する救済策を得ることができません。2015 年 7 月に採択された女性の司法へのアクセスに関する一般勧告第 33 号で、委員会は、①その権利の正当性、②利用可能性、③アクセス可能性、④質の高さ、⑤救済策の提供、⑥説明責任という司法への女性のアクセスを確保するために極めて重要な司法制度の 6 つの相互に関連する構成要素を明らかにしています。この「一般勧告」は、司法制度内で、差別的な手続き、慣行、固定観念をどのように撤廃するかに関して国々にガイダンスを提供しています。「勧告」は、複数の司法制度、特別な司法制度及び準司法制度、代替紛争解決メカニズムのような特別なメカニズム内で、女性の司法へのアクセスをどのように確保するかに関しても勧告を行っています。「一般勧告」は、複数の司法制度が、差別的な社会規範を永続化し、強化することにより、女性の司法へのアクセスを制限することであると述べています。「勧告」は、複数の司法制度に埋もれている慣行は、法律の対立を最小限にし、女性の司法へのアクセスを確保するために調和を図るべきであると論じています。

女性の権利は、公正で持続可能な開発を達成するプロセスの中心に据えられなければなりません。女性は開発の牽引力であり、新しい「持続可能な開発目標」の単なる受益者ではないことが認められなければなりません。私たちは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントが「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の独立した目標に含まれ、その他の多くの目標とターゲットに主流化されたことを歓迎しております。しかし、「2030 アジェンダ」とその実施が開発への人権に基づく取組みにしっかりと根を下ろしていることが極めて重要です。これには、「CEDAW 条約」に含まれている権利と基準が含まれます。

昨年を通して、私たちは、「持続可能な開発目標のフォローアップと見直しに「条約」を統合する方法と手段を探求してまいりました。2015 年 7 月に、委員会は、OHCHR の私たちの事務局及び国連ウィメンの私たちのパートナーとの協働で、この努力に取り組むために、CEDAW/国連ウィメン/SDGs 作業部にマンドートを与えました。作業はまだ進歩の途上にありますが、最低でも委員会の最終見解が、SDGs とターゲットに直接関連しているその他の国連人権条約機関の最終見解と共に、高官政治フォーラムの国別見なおしの不可欠の部分でなければならないことははっきりしています。同様に、CEDAW 委員会は、「CEDAW 条約」の締約国との対話を準備する際に、高官政治フォーラム国別見直しの成果を考慮に入れなければなりません。

CEDAW は、締約国の報告書に関するその勧告(「最終見解」)に、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に関する新しい基準パラグラフを含めました。第 63 回会期中に、試験的に、委員会の一般勧告に含まれているものに加えて、「条約」の下での法的に拘束力のある責務をどのように実施するかに関して締約国にさらなるガイダンスを提供するためにその最終見解の中の 1 つで、関連する SDGs とターゲットに直接言及しました。この試験的言及は、今後もっと組織的に適用されるかも知れず、委員会は、問題のり

スト、締約国との対話及び最終見解に SDGs を組織的に提起する目的で、その報告書作成ガイドラインを見直すことを検討しています。

「2030 アジェンダ」を「条約」に密接に関連付けることには、私たちの考えでは、締約国が女性の権利とジェンダー平等に関連するその政治的公約のみならずその人権責務を果たす際に支援する様々なプロセスの間で高められた説明責任と強化された統合力と整備を提供する大きな可能性があります。従って私たちは、女性の実体的な男性との平等を現実のものにするために、「2030 アジェンダ」によって提供された機会を捉えなければなりません!

包摂的で持続可能な開発は、農山漁村女性の権利を支持しなければなりません。2016年3月3日に採択された農山漁村女性の権利に関する一般勧告 34 の中で、委員会は、農山漁村開発への農山漁村女性の重要な貢献を認め、政治的・公的生活、雇用、保健サービス、経済的・社会的な生活、土地と天然資源及び適切な生活条件へのアクセスのような農山漁村女性の特別な側面に関連する責務のみならず、農山漁村女性の権利を尊重し、保護し、成就するための全体的な責務に関して、締約国にガイダンスを提供しています。

さらに、2016年2月29日に、委員会は、このトピックに関する一般勧告の準備の第一段階の一部として、災害危険削減国連事務所とフリードリッヒ・エバート財団のジュネーヴ事務所からの支援で、災害危険削減と気候変動のジェンダー関連の側面に関する半日の一般討論を開催しました。一般勧告は、持続可能な開発の状況で、「国連気候変動枠組条約」の下での2015年の「パリ協定」に沿って、気候変動の危険とインパクトをかなり減らす世界的努力にジェンダーの視点を統合することを目的とします。

カバーされるテーマ別領域は、CEDAW の一般勧告が、法的責務について各国にガイダンス提供する重要な実施ツールであるのみならず、開発のための強力なツールとなることもあることを説明しています。持続可能な開発は、女性が土地へのアクセスを奪われ、ジェンダーに基づく暴力にさらされ、司法へのアクセスを否定される時には達成できませんし、意思決定と議会の議員となることから排除される時には停滞します。

ステートメントを終わる前に、他の条約機関及び人権メカニズム、国連とその専門機関、加盟国、NGO、国内人権機関及び大勢のその他の行為者を含めたすべてのパートナーに委員会の感謝の気持ちを述べさせてください。これらパートナーから受けたご支援と情報は、委員会が世界中の女性の権利の状態について明確な考えを得るために極めて重要であります。OHCHR の私たちの同僚に加えて、国連国別チーム、特に委員会のセッションで代表者を務めてくださった方々、並びに UNDP, UNFPA, ユニセフ、FAO 及び国連ウィメンより成る CEDAW 報告に関する機関間部会に特にお礼を申し上げたいと思います。私たちは、UNHCR, ILO, ユネスコ、IPU 及び市民社会団体、特に IWRAW---アジア太平洋に対してもそのご支援を有難く思っております。

8. Dubravka Simonovic 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者: 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者として、初めて今日皆様にお話しし、女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性に関する婦人の地位委員会の討議と女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止に関する見直しテーマのフォローアップに貢献できることは、私にとって大変な名誉であります。

「持続可能な開発 2030 アジェンダ」は、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの達成に関する明確な独立した目標 5 を基に、その他のすべての目標に組織的にジェンダーを主流化することを通して、開発のための世界的なジェンダー枠組を規定していますので、今年のトピックは時宜を得たものであります。

これによって、私たちは、ジェンダーの変革的目標、公的・私的領域での女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力を撤廃することに関する明確なターゲットを持つ独立した目標のあるジェンダー化された「持続可能な開発アジェンダ」を有することになります。

女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者としての私のマンデートは、その最大範囲の女性に対する暴力をカバーし、達成された進歩を監視するのみならず、真の変革を起こし、どの女性も女兒も取り残さないために、女性と女兒に対する暴力を防止し、なくす際に各国に信頼できるガイダンスを提供する用意があります。

達成された進歩を評価し、好事例を交換するのみならず、ジェンダー平等を達成し、あまりにも速度が遅く、あまりにも不均衡な女性に対する暴力を撤廃することに関する進歩を促進するために必要な措

置にも重点を置く重要な機会を私たちに提供してくださることに対して婦人の地位委員会が果たす触媒的役割を推奨したいと思います。

私の女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者としてのマンデートは、現在の人権理事会に置き換わった当時の人権委員会によって、1994年に設立された初めての人権特別手続の一つでした。このマンデートは、2007年からCSWに報告を始め、それによって、この人権理事会の独立したマンデートとCSWの作業との間の重要な関連性を確立しました。私は、この協力関係が、特に女性に対する暴力撤廃に関する国に特化した勧告の実施に関して今後さらに深められ、強化されることを希望しています。

ジェンダー主流化がますます認められるようになったために、特別手続きマンデート保持者の中には、ジェンダーの視点からそのマンデートによって行われる作業を発展させ始めた者もあることを、建設的発展としてお話したいと思います。最近、拷問及びその他の残酷かつ非人間的、または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者が、人権理事会にテーマ別報告書を提出しましたが、その中で特別報告者は、拷問からの保護の枠組みは、女性と女兒に対する差別と暴力と闘うために開発されてきた人権規範を背景として解釈されなければならないというメッセージを提供しました。

さらに国レベルでの国際規範と基準の完全な受け入れと組み入れの欠如及びその実施の欠如が、この世界的な流行病を大部分対処されず、許容されるものままにすることを助長します。

マンデート全体を通して、私は生き方として、この格差と暴力の許容性をなくすことに寄与するよう努力します。すべての女性と女兒が暴力のない生活を送る権利を支持するよう各国に強く勧め、各国を支援します。

私のマンデートは、国レベルでの完全実施を達成し促進する目的で、既存の国際・地域条約と女性に対する暴力に関するシステムとの間の相乗作用を推進する際に果たすべき重要な役割があることを信じております。

私のマンデートとその他の関連条約機関のみならずCEDAW委員会との間のかかわりも強化したいと考えております。このマンデートの設立決議は、女性に対する暴力に関する特別報告者とCEDAW委員会との強い協力関係を予想しておりました。CEDAWの作業と女性に対する暴力の領域での法律学になじんでいる元CEDAW委員として、私はこの2つの独立した説明責任メカニズムの間の協力と相乗作用に重点を置くつもりでおります。すでに、今始まったばかりのそのような協力関係を討議するために、CEDAW委員会との会合を持ちました。CEDAW委員長の林陽子さんが述べましたように、女性に対する暴力に関する一般勧告第19号を更新し、女性に対する暴力に関する世界基準に最新の解釈を提供する勧告案にインプットを提供するための専門家グループ会議にCEDAW委員会から招かれております。

女性と女兒に対する暴力に対処する現在の枠組を改善するために必要な行動についてご意見・ご提案を私宛てに頂きますようこの機会にすべての国連加盟国及びその他の利害関係者の皆様をお願いいたします。

この委員会で作成なさるより強力な実施方法として、「女性に対する暴力撤廃宣言」とその実施のための特別なガイドライン開発の呼び掛けをご覧頂きますようにも、国連加盟国の皆様をお願いいたしたく存じます。

女性・平和・安全保障に関する画期的な安全保障理事会決議1325号とフォローアップ決議は、あらゆるレベルの意思決定と紛争防止から紛争解決・平和構築に至るあらゆる段階への女性の積極的参画を高めることを各国に要請しています。2013年に採択された国連安全保障理事会決議2011号は、好事例、実施格差と課題、新たな傾向と行動のための優先事項を強調して、安全保障理事会決議1325号の実施に関する世界調査を要請しました。昨年提出された「世界調査」は、初めて、CEDAW委員会と国連安全保障理事会決議1325号の枠組みの実施の間の重要な関連性を詳しく説明しました。これは、女性に対する暴力の防止は、平和時に始めなければならない、女性・平和・安全保障のアジェンダは、より幅広いジェンダー平等と女性のエンパワーメントのアジェンダとより強く結びついているべきであることを強調した私の前任者の報告書に沿うものであります。

国連安全保障理事会決議の枠組の下で、武力紛争中の性暴力に関する特別代表のマンデートが設立されて以来、同じ国に対処し、重なるマンデートの同じテーマに対処する時、私たちの2つのマンデートの間の強い協力関係を開発したいと考えております。

先月、私は、「女性に対する暴力事件の訴訟と中米の女性にとっての司法へのアクセスに関するセミナー」に参加いたしました。セミナーに続いて、武力紛争中の性奴隷を含め、女性に対して行われた犯罪が

国内で初めて訴追された初めての事件を記す **Sepur Zarco** 事件の象徴的な裁判の最後の尋問を傍聴する機会がありました。その決定で、裁判所は、起訴された二人の軍人は、国内の武力紛争中のグアテマラ軍の国境管理と統治計画の一部であった 11 人のケクチ先住民族女性に対して行われた性暴力、性奴隷、家事奴隷という形態で人道違反の犯罪で有罪であると判決しました。

この票決は、刑事責任免除に対処し、1982 年に行われ、2016 年に訴追された性奴隷の犯罪に対する歴史的事実を確立しようとする試みであります。この事件は、そのような裁判をまだ待っているすべての同様の事件に対する教訓でもあります。

ユニセフは、先月、欧州での難民・移動者危機の始まり以来初めて、成人男性よりも移動する女性と子どもの方が多ことを示しました。移動中の女性と女兒は、一人で旅している場合は一層、受入国に向けた旅でジェンダーに基づく暴力の様々な形態、並びに重複する形態の差別に直面しています。これら女性と女兒は、その旅のあらゆる段階、送り出し国、経由国及び目的国で脆弱であります。女性が逃げようとして決定する背後にある牽引要因であるのみならず、ジェンダーに基づく暴力は、彼女たちの旅全体を通して、またその目的国内において共通の特徴です。女性の移動のこの大規模な現象は、移動する女性と女兒が直面するジェンダーに特化した課題と危険を完全に認めて移動政策の中でまだこれから適切に対処されなければなりません。女性と女兒の移動者が直面する重要な課題には、ルートに沿った国々の密輸業者、犯罪集団及び個人による性暴力を含め、ある形態の暴力の高い危険が含まれます。しかし、彼女たちは、とりわけ彼女たちを暴力と虐待に対して脆弱にする共用の宿泊施設と共用のトイレ、ジェンダーに特化したサービス提供の欠如、被害者が自分の経験を語りたがらないための性暴力事件の通報の少なさのために経由中のキャンプ/シェルターで、性暴力とハラスメントの高い危険にも直面しています。これら女性と女兒の安全を確保できる必要な措置を当局が取ることが妨げているそのような犯罪に関するデータも不足しています。私のマンデートは、この分野で各国のために必要なガイダンスを開発する際にいつでも支援する用意ができています。

国家には、女性に対する暴力に対処し、女性の暴力サヴァイヴァーのためのサービスを含め、明確で包括的な国内法と政策を備えておく主たる責任があります。国際人権規範と基準に従って、シェルターに関する最低基準のみならず、ガイドライン、標準的活動手続、指令を確立することも国家の責任です。私は、女性に対する暴力の根本原因と結果の撤廃を扱うマンデートの一部として、女性に対する暴力を防止することにも重点を置く計画です。そのような暴力を防止する努力は、適切な数の危機センターやシェルターのみならず、暴力サヴァイヴァーに必要な適切なサービスの提供と効果的な保護命令の発出を含め、警察と暴力への刑事対応を伴うべきです。私は、被害者、証人、その家族のための危険評価、防止・保護命令及び措置に重点を置くことにも興味があります。

女性に対する暴力防止のためのメカニズムをもっと詳細に調べて、私は、フェミサイドまたはジェンダーに基づく女性の殺害を防止し、国の防止制度の弱体化、適切なデータ収集と危険評価の欠如、民族グループに属する女性を含めたジェンダーを動機とした殺害の身元確認の誤り、隠蔽、通報不足という結果となるデータの乏しさと質の悪さを含め、フェミサイドまたはジェンダー関連の女性の殺害を防止し、この重大な人権侵害に対処するための意味ある戦略を開発する際の大きな障害の存在を強調したいと思えます。このために、昨年 11 月 25 日に、私は「フェミサイド監視機構」または「ジェンダー関連の女性の殺害監視機構」を設立し、この日、つまり女性に対する暴力撤廃国際デーに、フェミサイドまたはジェンダー関連の女性の殺害の年齢別、加害者の性別の数と加害者と被害者との間の関係を公表し、並びに加害者の訴追と懲罰に関する情報の収集と公表をすべての国々に要請しました。そのようなデータとその分析は、ジェンダー関連の殺害の特定の事件の分析は、今後の防止措置をさらに改善し、開発する目的で、保護の失敗を明らかにすることに寄与できるので、防止できる女性の死亡を防止することに大きく寄与するでしょう。

先週、私は、アルジェリアでの女性と女兒に対する暴力をなくすための安全保障機関の役割に関する第 5 回キガリ国際会議宣言総会(KICD)に参加しました。2010 年にキガリで行われた女性と女兒に対する暴力をなくす際の安全保障機関の役割に関する高官国際会議に続いて、12 の加盟国が「宣言」に署名しました。それ以来、43 カ国が、「安全保障機関のあらゆる階級に、より多くの女性士官を募集し昇格させる」という 14 のコミットメントの中の一つであるコミットメント第 6 号が含まれる「宣言」の実施活動に参加しています。女性と女兒に対する暴力と闘うプロセスに、警察を含めた安全保障機関のかかわりに重点を置くことは極めて重要です。これら機関は、暴力事件に最初に対応する人たちであり、防止と加害者の訴追、暴力の女性サヴァイヴァーの保護に重要な役割をもっています。キガリ宣言の実施にお

いて達成された目標と遭遇した課題は、そのような警察隊の世界的行動規範の策定のための好事例として利用できるでしょう。私は、女性と女兒に対する暴力に対処する安全保障担当官のための世界的行動規範の策定の可能性を探求するつもりでいます。

この機能を引き受けて以来、私は、昨年 11 月 4 日から 11 日まで南アフリカへ、今年の 2 月 15 日から 9 日までジョージアへ公式訪問を行いました。マンデートを招いてくださったこと及び訪問中のご協力に対してこれら国々の政府に感謝したいと思います。現在、公式の国別訪問に関する報告書と勧告に取り組んでおりますが、これは、今年 6 月の人権理事会に提出されます。

オーストラリアとブルガリアへの国別訪問を行うことについて快い回答を受けましたことを発表できることを嬉しく存じます。第 31 回人権理事会の高官セグメント中にモーリタニア政府によってなされた発表を歓迎し、正式の受け入れを受けることを楽しみにいたしております。

一般討論

タイ社会開発人権大臣(G77/中国を代表)、タンザニア連合共和国保健・地域社会開発・ジェンダー・高齢者・子ども大臣(アフリカ・グループを代表)、オランダ教育・文化科学大臣(欧州連合を代表)、ドミニカ共和国女性大臣(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体(CELAC)を代表)、グァイアナ地域社会大臣(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、ヴェトナム労働・病人・社会問題大臣(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)、ホンデュラス国内女性機関大臣(中米統合システムを代表)、スロヴェニア労働・家族問題・機会均等大臣(人間の安全保障ネットワークを代表)、ナウル内務問題、教育、青年、土地管理大臣(太平洋小島嶼開発途上国を代表)、ガンビア女性課題大臣・大統領政務官、カザフスタン共和国長官/女性・家族・人口政策国内委員会議長、デンマーク子ども・教育・ジェンダー平等大臣、デンマークの自治社会フェロー諸島の社会問題大臣

3月14日(月)午後 第3回会議

第4回世界女性会議及び「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会のフォローアップ(E/CN.6/2016/3 及び E/CN.6/2016/5)(議事項目 3)

(a)重大問題領域の戦略目標と行動及びさらなる行動とイニシャティヴの実施(E/CN.6/2016/3 及び E/CN.6/2016/4)

(i)優先テーマ: 女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性

優先テーマ「女性のエンパワーメント及び持続可能な開発への関連性

ラウンド・テーブル A: ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国内制度的取り決りを強化する

議長概要(E/CN.6/2016/14)

1. 2016 年 3 月 14 日の第 3 回会議で、婦人の地位委員会は、その優先テーマ「女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性」の下で、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国内の制度的取り決りを強化する」というトピックに関する閣僚ラウンド・テーブルを開催した。ラウンド・テーブルへの参加者たちは、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施を強調して、このトピックに関連する経験、学んだ教訓、好事例を交換した。

2. 日本の武藤容治外務副大臣がラウンド・テーブルの議長を務め、Geraldine Fraser-Moleketi アフリカ開発銀行ジェンダー特使が司会を務めた。会議は、議長と司会者による短い導入で開会された。ラウンド・テーブルには、28 の加盟国からの閣僚と高官が参加した。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国内の制度的取り決め

3. 参加者たちは、政府の部局にわたって、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する意思決定、政策行動及び予算編成に関する制度的取り決めのそれぞれの国からの例を提供した。彼らは、様々な枠組と機構を説明し、この目的で利用できる取り決めの多様性に光を当てた。ジェンダー平等または非差別的の憲法上の保証が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに対して責任を有する省庁を含め、国

内のジェンダー平等機構と同様に、頻繁に言及された。多くの参加者は、女性の経済機会の推進と女性の無償労働、女性に対する暴力の防止、性と生殖に関する健康と権利の推進、脆弱な女性の権利保護に対処するイニシアティブを含め、ジェンダー平等に関連する様々な問題に関連する法律、行動計画、政策及びプログラムを説明した。参加者の中には、議会と地方自治体の構造と企業の役員会における女性のための義務的なクォータ制を通して意思決定の地位で女性の代表者数を増やす一時的特別措置を説明した者もあった。しかし、意思決定の地位に女性の数を増やすことは重要ではあるが、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントにコミットした提唱者である女性も男性も、指導的地位にいることが絶対に必要であることに留意された。

4. ジェンダー平等に関する議会委員会や省庁委員会のような制度的取り決めは、政府と政党の様々なセクターにわたって意思決定者をまとめるための有用なツールとして説明された。参加者の中には、各国政府に幅広い専門知識へのアクセスを提供できる市民社会、国際団体及び民間セクターからの専門家より成る諮問グループを通じた政府と NGO の行為者の間のパートナーシップの重要性を強調した者もあった。

国のジェンダー平等機構の能力、意思決定力、可視性を拡大する

5. 参加者たちは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントが政府のすべての部局の優先事項であることを保障することへのコミットメントを分かち合ったが、参加者の中には、努力の調整と国内レベルでの進歩を監視することに責任を有する一つの機関を持つことの重要性を強調した者もあった。この点で、国内のジェンダー平等機構がジェンダー平等に向けた進歩を促進するための統合的枠組みを提供しており、努力の分裂を防ぐ手助けをしていた。

6. 参加者たちは、データの収集、監視、評価のみならず、ジェンダー平等機構への資金調達に特に重点を置いて、そのような機構の能力、意思決定力及び可視性を拡大することの重要性を論じた。参加者たちは、省庁内でのその作業及びその他のジェンダー平等機構及びジェンダー平等一般への適切な資金提供の重要性を強調した。各国政府が、結果を達成するために、政治的リーダーシップの最高のレベルでジェンダー平等に与えられた優先権に従って、既存の公約に沿って、ジェンダー平等達成のためにさらに多くの資金を配分する必要があることで合意があった。参加者たちは、ジェンダーに対応した予算編成と女性のエンパワーメントを目的としたプロジェクトへの資金の配分を含め、資金調達に関連する様々な努力を説明した。

7. 閣僚たちは、性別及びその他の要因別の信頼できる包括的なデータとジェンダー統計のその仕事にとっての重要性を討議した。データとジェンダーに対応した予算編成との間の関係が留意され、予算の開発において、収入と支出に関するジェンダーに特化した情報の欠如が気づかれなくなる否定的インパクトをジェンダー平等に与えるかも知れないことも留意された。参加者の中には、目に見える進歩を達成する際の説明責任及びそのような進歩を測定する際の性別データの重要性を強調した者もあった。進歩を監視し、結果を評価する際の NGO の役割が強調された。

「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施

8. 多くの参加者たちは、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に関連するその仕事の特別な重要性に留意した。閣僚たちは、その努力がジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの目標の達成を超えるものでなければならないことで合意した。彼らは、17 の「持続可能な開発目標」とそのターゲットがジェンダー平等と女性のエンパワーメントの実現に貢献するべきであることを強調した。その目的で、参加者たちは、ジェンダーに対応した持続可能な開発のための政策策定とプログラム形成のあらゆる側面でのジェンダー平等のための多部門的パートナーシップとジェンダー平等機構の完全なかかわりの重要性を強調した。「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を含め、これら努力における国際人権枠組の役割が強調された。

9. 参加者たちは、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施におけるジェンダー平等の中心性の提唱者としての政府の長と政治指導者の重要な役割を強調した。彼らは、この公約が政府の最高のレベルから地域・地方レベルにまで拡大しなければならないことを強調した。この点で、参加者の中には、「2030

アジェンダ」を実施する計画の作成に女性の市民社会団体を含め、女性の参画の重要性を論じたところもあった。

議長: 武藤容治日本外務副大臣

司会者: Ms. Geraldine Fraser-Moleketi アフリカ開発銀行ジェンダー平等特使

参加者:

ガンビア大統領政務官/女性課題大臣(女性)	モロッコ連帯・女性・家族・社会開発大臣(女性)
ネパール副首相/女性・子ども・社会福祉大臣(男性)	ペルー女性・脆弱な母集団大臣(女性)
アンゴラ家族・女性推進大臣(女性)	ポーランド市民社会・平等待遇大臣(男性)
カンボディア女性課題大臣(女性)	韓国ジェンダー平等・家族大臣(女性)
コスタリカ女性の状態大臣(女性)	スリランカ女性・子供課題大臣(女性)
コーティヴォワール女性推進・家族・子ども保護大臣(女性)	スウェーデン子ども・高齢者・ジェンダー平等大臣(女性)
チェコ共和国人権・機会均等・立法大臣(男性)	アラブ首長国連邦連邦議会問題大臣(女性)
デンマーク子ども・教育・ジェンダー平等大臣(女性)	ザンビア ジェンダー・子ども発達大臣(女性)
ドミニカ共和国女性課題大臣(女性)	パレスチナ国女性課題大臣(女性)
エストニア社会保護大臣(男性)	アルゼンチン国立女性会議会長(女性)
ガーナ ジェンダー・子ども・社会保護大臣(女性)	エジプト国立女性会議会長(女性)
インド女性・子ども発達大臣(女性)	ジョージア人権ジェンダー平等首相顧問(女性)
ヨルダン社会開発大臣(女性)	ハンガリー家族・青年問題国務大臣(女性)
メキシコ国立女性機関会長(女性)	ロシア連邦労働・社会保護副大臣(男性)
総計: 28名(女性 23名、男性 5名)	

意見交換対話

韓国、ロシア連邦、ガーナ、ドミニカ共和国、スウェーデン、インド、メキシコ、ポーランド、ガンビア、ハンガリー、ヨルダン、ペルー、チェコ共和国、スリランカ、モナコ、アルゼンチン、ネパール、エストニア、デンマーク、アラブ首長国連邦、カタール、コーティヴォワール、アンゴラ、カンボディア、ザンビア、ジョージア、コスタリカ、パレスチナ国

ラウンド・テーブル B: ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための規範的・法的・政策的枠組を強化する

議長概要(E/CN.6/2016/15)

1. 2016年3月14日の第3回会議で、婦人の地位委員会は、全体的テーマ「女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性」の下で、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための規範的・法的・政策的枠組を強化する」というトピックに関して、閣僚ラウンド・テーブルを開催した。ラウンド・テーブルへの参加者たちは、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施においてジェンダーへの対応性を強調して、このトピックに関連する経験、学んだ教訓及び好事例を交換した。

2. Tatau Godinho ブラジル女性活躍経済的自治政策書記が議長を務め、David Nabarro 持続可能な開発と気候変動のための「2030 アジェンダ」に関する事務総長特別顧問が司会を務めた。25 の加盟国からの閣僚と高官及び欧州委員会代表がこのラウンド・テーブルに参加した。Rakshmi Puri ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)の政府間支援戦略パートナーシップ局事務総長補・副事務局長が閉会挨拶をおこなった。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメント達成のための法改革と政策措置

3. 多くの参加者は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を含めた女性の人権保護のための国際的な法的枠組及び「女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスの防止と闘いに関する欧州会議条約」及び「アフリカ女性の権利に関する人権と諸国民の権利に関するアフリカ憲章議定書」のような地域条約を批准し、実施することの重要性を強調した。強力な国内の法的・政策的枠組

が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを確保するために極めて重要であるとの合意があり、国内の枠組を国際人権条約に沿わせる努力に関して進歩が報告された。

4. 参加者たちは、性を根拠とする差別を禁止する憲法上の規定の採択及び機会均等とジェンダー平等に関する法律の採択を強調した。女性性器切除、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・ヴァイオレンスを含めた女性に対する暴力の防止と撤廃を目的とした法改革・政策改革に関する進歩が報告された。育児休業、料金が手頃でアクセスできる育児ケアのような措置を通じたより良いワーク・ライフ・バランスを確保するための規定が、女性の労働市場へのアクセスを可能にする重要な手段として述べられた。その他の法改革・政策改革の領域には、刑法の改正、労働と雇用、土地と生産資源、保健と国籍が含まれた。

5. 多くの参加者は、女性と男性との間の平等の達成を促進するための国の法的・政策的枠組みへの一時的特別措置の導入に言及した。議会を含めた政治機関と意思決定機関における女性の数の増加は、政治生活への女性の参画に関する法律の強化のためであった。同様に、企業の役員会及び民間セクターの管理職への女性の参画に関連するクォータ制とターゲットに関する法律と政策も強調された。

制度的メカニズムとその他の実施措置

6. 法律と政策を採用するだけでは十分でなく、それらに完全な効果を与えることが必要であるとの幅広い合意があった。多くの参加者は、ジェンダー平等と女性の権利を実現することを目的とした法律の実施を支援するために取られる政策、メカニズム及びその他の措置に言及した。国のジェンダー平等行動計画と戦略を、貧困根絶のような部門の政策と戦略にジェンダーの視点を統合することと共に、重要なツールとして強調した参加者もあった。参加者たちは、女性の健康と女性に対する暴力撤廃のような特別な領域での国内行動計画にも言及した。

7. 参加者たちは、カギとなる省庁とジェンダー平等機構を通して、ジェンダー平等を推進し、法律と政策の実施を監視する機関とメカニズムの役割を強調した。「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施に関連する多部門的調整は、政府のあらゆるレベルでジェンダー平等推進へのより統合力のある協働的取り組みにとって極めて重要であると考えられた。

8. 参加者の中には、政府と市民社会、特に女性団体とフェミニスト団体、民間セクター及びメディアを含めたその他の行為者との間の協働を、ジェンダー平等に関する法律と政策の効果的実施と監視にとって極めて重要であるとして明らかにした者もあった。法律執行担当官を含めた公務員の能力開発を強化する努力が、すべての法的・政策的枠組みのジェンダーに配慮した適用にとって必要であるとして明らかにされた。人権教育を含めた女性と女兒のための教育への投資が、そのエンパワーメントと彼女たちがその権利を主張できるようにするために重要なものとして論じられた。

進歩と前進のためのカギのなる問題における格差

9. 女性と女兒の人権の推進と保護における進歩にもかかわらず、格差と課題が依然として残っている。多くの参加者は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のすべての「目標」とターゲットの達成の前提条件として、女性に対して差別的な法律と規定を除去するさらなる行動が必要であることを強調した。重複する形態の差別を経験している女性と女兒のために特別措置が必要とされた。差別的な社会規範とジェンダー固定観念は、ジェンダー平等の達成に対する主要な障害として認められ、教育制度を含め、さらなる注意が必要であるとされた。参加者たちは、差別に挑戦し、ジェンダー平等を推進する社会規範を育成する際に、男性と男児のかかわりを増やすことの重要性を提起した。

10. 多くの参加者は、何年もかけて収集された比較できる質の高いデータの欠如を強調した。彼らは、進歩と格差を監視し、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に述べられている公約の実現に関連するものを含め、ジェンダーに対応した政策策定を特徴づける性別データの収集と利用を改善することの重要性を強調した。参加者たちは、効果的で十分に資金提供された国内の説明責任メカニズムと機関、及び国内及び国際的なジェンダー平等の公約の実施と監視における女性団体の重要な役割の必要性を強調した。参加者たちは、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」全体の国内の実施のためにジェンダー平等を優先事項と

することに対するその政治的公約を再確認し、女性と男性との間の平等の達成への増額された投資を要請した。

議長: Her Excellency Tatau Gondinho ブラジル女性の活躍・経済的自治のための政策長官

司会者: Dr. David Nabarro 「持続可能な開発と気候変動 2030 アジェンダ」に関する事務総長特別顧問

参加者:

オーストリア教育・女性課題連邦大臣(女性)	タンザニア連合共和国保健・地域開発ジェンダー・高齢者・子ども大臣(女性)
ベルギー公共事業・保健・社会行動 Walloon 政府大臣(女性)	ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国女性・ジェンダー平等大臣(女性)
ブルンディ人権・社会問題・ジェンダー大臣(男性)	ブラジル女性活動経済的自治政策政務官(女性)
エクアドル社会開発大臣(女性)	チリ女性課題政務官(女性)
フランス家族・子ども・女性の権利大臣(女性)	ニカラグア外務政務官(女性)
ホンデュラス女性国内機関大臣(女性)	スペイン社会サーヴィス・平等副大臣(女性)
日本武藤外務容治外務副大臣(男性)	パキスタン人権国務大臣(男性)
リトアニア社会保障・労働大臣(女性)	スーダン保健国務大臣(女性)
ルクセンブルグ機会均等大臣(女性)	コロンビア ジェンダー平等大統領顧問(女性)
モザンビーク ジェンダー・子ども・社会問題大臣(女性)	ポルトガル市民権・平等大臣(女性)
ニジェール人口・女性の地位向上・子ども保護大臣(女性)	ギリシャ ジェンダー平等事務局長(女性)
ナイジェリア女性課題・社会開発連邦大臣(女性)	イタリア外務大臣特使(女性)
ノルウェー子ども・平等・社会的包摂大臣(女性)	サモア女性・地域社会・社会開発省 CEO(女性)
スロヴェニア労働・家族・社会問題・機会均等大臣(女性)	欧州連合司法・消費者・ジェンダー平等コミッショナー(女性)
トルコ家族・社会政策大臣(女性)	
総計 29 名(女性 26 名、男性 3 名)	

意見交換対話

日本(民間セクターの管理職に女性を昇格させることが重要である。) ニジェール、ベルギー、エクアドル、スーダン、タンザニア連合共和国、エジプト、コロンビア、スペイン、モザンビーク、ナイジェリア、オーストリア、ルクセンブルグ、チリ、フランス、ノルウェー、ホンデュラス、リトアニア、スロヴェニア、ポルトガル、ギリシャ、ブルンディ、サモア、トルコ、欧州連合

ラウンド・テーブル C: 「2030 アジェンダ」におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントのために資金を調達する

議長概要(E/CN.6/2016/16)

1. 2016年3月14日の第3回会議で、婦人の地位委員会は、全体的テーマ「女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性」の下で、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための資金調達に関する閣僚ラウンド・テーブルを開催した。参加者たちは、「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施に重点を置いて、このトピックに関連する経験、学んだ教訓及び好事例を交換した。

2. Maya Morsy エジプト国家女性会議会長がラウンド・テーブルの議長を務めた。Rebeca Grynspan イベロ・アメリカン総事務局事務総長が司会を務めた。22の加盟国からの高官がラウンド・テーブルに参加した。

3. 参加者たちは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを現実のものにするには、献身的で首尾一貫した資金提供が必要であることを再確認した。優先的で、献身的な資金配分が、ジェンダー主流化と同様に緊急に必要であった。彼らは、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」は、その包括的な目標とターゲットで、包括的に持続可能なようにジェンダー不平等に対処する歴史的機会を提供しているということで合意した。これには、多様な様々な筋からの強い政治的コミットメントと増額された投資を必要とするであろう。多くの参加者たちは、大きなジェンダー平等格差が継続して存在し、「北京行動綱領」で明

らかにされた優先事項の完全実施を達成するためにはまだ多くのしなければならないことが残っていることに懸念を表明した。

4. 参加者たちは、第3回開発のための資金調達国際会議の「アディスアベバ行動アジェンダ」で明らかにされた原則が、ジェンダー平等の公約の完全かつ効果的实施を妨げる組織的障害に対処する道程表を提供していることを強調した。彼らは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの目標を成功裏に果たすために、「行動アジェンダ」で合意された行動を「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施に関連させる必要性を強調した。
5. 参加者たちは、長期的にジェンダー平等の成果を達成するために、国内資金を生み出し、適切な公的資金を配分することの重要性で合意した。彼らは、各国政府が保健、教育、農業及び社会保護のような女性と女兒にとって極めて重要な領域に支出を増やすことができるように、どのようにジェンダーに対応した財政政策と予算法が開発され、実施されてきたかの例を挙げた。
6. 参加者たちは、国内のジェンダー平等と女性のエンパワーメント政策と行動計画及びセクターにわたる政府の企画・予算プロセスへのジェンダー主流化を含め、結果を出すための強力な制度的メカニズムと企画枠組みの重要性を強調した。ジェンダーに対応した予算編成は、国内レベルでも地方レベルでも、政府の計画と予算にジェンダー平等と女性のエンパワーメントを制度化し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの公約のための資金を強化するために、ますます利用されつつある。
7. 公共予算と支出に関連する説明責任の強化は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための資金調達を強化する際に、果たすべき役割があった。監査を通じた公的配分の効果の評価とジェンダー分析と評価を通じた政府の介入のインパクトの監視は極めて重要であった。この点で、参加者たちは、ジェンダー平等のための国内機構の役割を強調し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの公約の実施を監視する際のその効果的役割を保障するために、改善されたマニフェスト、より良いリソース及び強化された能力を要請した。多くの参加者たちは、女性と女兒の生活に公的介入が与えるインパクトを評価するのみならず、政策策定と企画における性別データの収集と利用の重要性も強調した。
8. 参加者たちは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント・イニシアティブの資金調達と実施のための公・民パートナーシップ、南南協力及び政府・国連機関・市民社会の間のパートナーシップのような多様なパートナーシップの重要性を再確認した。中には、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進するための資金を寄付する民間セクターと慈善団体の責任を強調した者もあった。女性と女兒のための社会サービスへの資金調達を増額するために、石油と鉱業への民間投資から生み出された所得の利用についての例が挙げられた。金融機関と公共機関との間のパートナーシップは、金融サービスへの女性のアクセスに関連する差別的慣行を撤廃する際に、役割を果たすことができよう。
9. 参加者の中には、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの公約を達成するために国々を支援する政府開発援助の重要性を強調したところもあった。多くの参加者は、そのような援助の程度の低さとジェンダー平等と女性の経済的エンパワーメントに使われる割合がほとんどないことに懸念を表明した。参加者たちは、この点で、政府開発援助へ明確な寄付の増額と公約を要請した。紛争中及び紛争後の状況にある国々には、女性と女兒の基本的ニーズを満たし、女性と女兒に対する暴力に対処し、サービスを提供する手助けをする支援が必要であった。

ジェンダー平等のための資金調達を促進する措置

10. 参加者たちは、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の公約を行動に変え、「北京行動綱領」の実施を促進するためには、緊急の行動が必要ではないかと提案した。普遍的アジェンダとして、新しい枠組は各国政府の新たな政治的意思を表し、すべてのジェンダー平等格差を埋めるために必要な資金を動員し配分するための基礎として利用されるべきである。
11. 参加者たちは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成するために動員される所得と効率的に再配分される資金を要請した。彼らは、国内及び地方レベルでの政府機関の能力が、ジェンダーに

対応した計画と予算の開発を確保するために強化されるべきではないかと提案した。ジェンダー平等機構は、性別データの収集と利用を通して公共支出を監視するために強化される必要があった。

12. ジェンダー平等は支出ではなく投資であることが強調された。すべての行為者は、多様な利害関係者のパートナーシップ、増額された国内資金及び対象を絞った政府開発援助及び民間セクターのかかわりと説明責任を通して、その投資を開発し、最大の出現しつつある市場---女性を支援するために協力するべきである。

議長: Her Excellency Maya Morsy エジプト国内女性会議会長

司会者: Ms. Rebeca Grynspan イベロ・アメリカン会議事務総長

参加者:

ボツワナ労働・総務大臣(男性)	セネガル女性・家族・子ども大臣(女性)
ブルキナファソ女性・国内連帯・家族大臣(女性)	南アフリカ女性課題大臣(女性)
ギニア社会行動・女性と子ども推進大臣(女性)	南スーダン ジェンダー・子ども・社会福祉大臣(女性)
インドネシア女性エンパワーメント・子ども保護大臣(女性)	テュニジア女性・家族・子ども大臣(女性)
ケニア公共サービス・青年・ジェンダー問題省内閣担当官(女性)	英国国際開発大臣(女性)
リベリア ジェンダー・子ども・社会保護大臣(女性)	ジンバブエ女性課題・ジェンダー・地域社会開発大臣(女性)
マダガスカル人口・社会保護・女性推進大臣(女性)	ベラルーシ外務副大臣(女性)
マリ女性推進・子ども・家族大臣(女性)	ウクライナ欧州統合・社会政策副大臣(男性)
モーリシャス ジェンダー平等・子ども発達・家族問題大臣(女性)	スーダン保健国務大臣(女性)
モンゴル人口・都会・社会保護大臣(男性)	カナダ ケベック州副首相・女性の地位大臣(女性)
ナミビア ジェンダー平等・子ども福祉大臣(女性)	イラク女性課題高官会議事務局局長(女性)
パラグアイ女性課題大臣(女性)	バハマ社会サービス・地域社会開発省女性課題局担当官(女性)
フィリピン労働・雇用大臣(女性)	
総計 25名(女性 22名、男性 3名)	

意見交換対話

インドネシア、ブルキナファソ、ベラルーシ、パラグアイ、ケニア、リベリア、マラウイ、スーダン、カナダ、イタリア、英国、ウクライナ、フィリピン、ギニア、南アフリカ、南スーダン、テュニジア、ボツワナ、ナミビア、マリ、イラク、ジンバブエ

ラウンド・テーブル D: ジェンダーに対応したデータの立案、収集及び分析を育成し知識基盤を築く

議長概要(E/CN.6/2016/17)

1. 2016年3月14日の第3回会議で、婦人の地位委員会は、全体的テーマ「女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性」の下で、「ジェンダーに対応したデータの立案、収集及び分析を育成し、知識基盤を築く」というトピックに関する閣僚ラウンド・テーブルを開催した。ラウンド・テーブルへの参加者たちは、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施に重点を置いて、このトピックに関連する経験、学んだ教訓及び好事例を交換した。

2. Elke Ferner ドイツ家族問題・高齢者・女性・青年連邦大臣議会国務書記がラウンド・テーブルの議長を務め、Lisa Grace Bersales フィリピン国内統計家・市民登記官総長が司会を務めた。会議は、議長と司会者の短い導入で開会された。15カ国からの閣僚と高官が参加した。Yannick Gilemaree ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関事務総長補・副事務局長が、閉会コメントを行った。

国々の内部と間及び国際開発パートナーとのパートナーシップを築く

3. 全参加者が、ジェンダーに対応したデータが、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの達成の核心となる要素の一つであることを確認した。従って、参加者たちは、ジェンダー統計を作成する関係省庁と国の統計制度の人的・財政的・技術的能力に投資する特に緊急の必要性に留意した。女性の本部機構と国の統計局との間にパートナーシップを築くことは、ジェンダーに対応したデータの立案、

収集及び分析を育成し、知識基盤を築くためのカギであると考えられた。参加者の中には、国連機関とその他の開発パートナーによって国の統計制度に提供される技術的・財政的支援に対して感謝を表明した者もあり、さらに多くの参加者が、この点で各国政府へのさらなる支援を要請した。

4. 参加者たちは、「持続可能な開発目標」の達成には、強化されたパートナーシップと投資のみならず国の主体性が必要であろうことを強調した。参加者の中には、そのような努力への市民社会団体の完全かつ積極的参画を確保する必要性も認めた者もあった。

データ収集とプレゼンテーションにおける革新

5. 参加者たちは、統計上の慣例を超えて、ジェンダー平等を測定する革新的方法を開発する必要性を認めた。参加者たちは、(a)主体性を高めるためのデータ収集プロセスへの女性団体のさらなるかかわり、(b)ジェンダー統計の作成と利用に地方自治体に関わらせるイニシャティヴ、(c)ビッグデータを含めた新しいデータ源へのアクセスを確保するための民間セクターとのさらなる協働を含め、いくつかの既存のイニシャティヴを強調した。

国内の統計制度内手部の能力開発

6. 参加者たちは、(a)無償のケア・家事労働、女性に対する暴力、貧困女性、女性とエネルギー、質の高い性と生殖に関する健康サービスのような特別な領域のデータの作成、(b)「持続可能な開発目標」を監視するためのデータ作成のための包括的枠組みの開発、(c)データ分析能力、特に小島嶼開発途上国の能力開発、(d)現代のコミュニケーション技術へのアクセスの向上とデータを利害関係者にアクセスできるものにするを含め、能力開発への支援が必要な特別な領域を強調した。

ジェンダーに対応したデータの提供を確保するねための調整

7. 多くの参加者は、すでに設置されている調査メカニズムを支援する調整メカニズムを強化することの重要性を強調した。参加者たちは、すべての当局、特に関係省庁と国内の統計局に、ジェンダー平等に向けて組織的に作業を行うよう要請することの必要性を強調した。

8. 参加者たちは、協働を高め、ジェンダーに対応したデータの提供を推進することを目的とした調整メカニズムには、あらゆるレベルのデータ作成者と利用者のための定期的な会合やセミナーを行うこと及び「持続可能な開発目標」の監視のためのデータの要請の増加を評価するための国のグループの設立が含まれるという事実を強調した。

様々な筋からの統計情報をすべての利用者が利用でき、アクセスできるものにする

9. ジェンダーに対応したデータを作成するために国の統計局と関係省庁が行った国のイニシャティヴの中には、ジェンダー平等に関連する全国調査と出生と死亡の中央登録を含め、参加者によって引用されたものもあった。参加者の中には、ビッグデータ、クラウドソーシング及びドメスティック・ヴァイオレンス・ホットラインのような新しいデータ・ソースをうまく利用することの重要性も強調した者もあった。この点で、監視と質の高い管理の重要性が強調された。

10. 参加者たちは、特に女性に対する暴力に関連する機密性とプライバシーも確保しつつ、さらなるデータの分かち合いと普及ツールの利用の必要性も強調した。

利用者に優しいジェンダーに対応したデータと分析を作成する

11. 参加者たちは、国勢調査と調査を利用したデータの作成と分析において、進歩が達成されてきたことを認めた。参加者たちは、ジェンダーに対応したデータが役に立つものであり、データは利用者に正確に、利用者に優しい方法で、無料で伝えられる必要があることにも留意した。

12. 参加者の中には、既存のデータを分析し、ジェンダー賃金格差、無償のケア・家事労働が女性に与えるインパクト、非正規セクターへのかかわり、女性に対する暴力のような重要な領域に関する必要な調査を行う国の能力を強化する必要性にも留意した。

機能的な法的・政策的・財政的環境を確保する

13. 参加者たちは、ジェンダーに対応したデータの立案、収集及び分析のための機能的環境を醸成し、(a) データを収集するマニフェストを国の統計制度に与える法的規定、(b) 統計を開発するための国の戦略、(c) すべてのカギとなる政府機関による統計計画の開発、(d) 国の企画にジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを完全に統合する包括的な枠組と監視制度の開発を通して、知識基盤を築くための国の戦略とメカニズムを開発する必要性を強調した。

14. すべての参加者が、適切なデータの分類を行うことは「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施に各国が乗り出す時に極めて重要であることを確認したが、中には、そうするにはしばしば途方もない費用が掛かることを認めた者もあった。これらニーズと格差に対処するために、主体性とパートナーシップと強力なリーダーシップが国際社会のみならず、国の内部及び国と国との間に必要とされた。

議長: His Excellency Elke Ferner ドイツ家族問題、高齢者、女性、青年国務大臣

司会者: Ms. Lisa Grace Bersales フィリピン統計局統計家・市民登録局長

参加者:

カメルーン女性推進、家族大臣(女性)	ドイツ議会国務担当官(女性)
コンゴ共和国女性推進・開発への女性統合大臣(女性)	トリニダード・トバゴ ジェンダー・子ども問題内閣府国務大臣(女性)
キューバ議員・キューバ女性連盟事務局長(女性)	スイス連邦外務局事務局長(男性)
クウェート大臣・女性問題委員会会長(女性)	中国子ども・女性国家作業委員会副議長(女性)
カタール行政局・労働・社会問題大臣(女性)	エリトリア女性連合会長(女性)
モルドヴァ共和国労働・社会保護・家族大臣(女性)	タイ女性の地位向上政策戦略国内委員会委員(女性)
南アフリカ小規模事業開発大臣(女性)	フィンランド外務省世界女性問題・ジェンダー平等大使(女性)
南スーダン ジェンダー・子ども・社会福祉大臣(女性)	ウルグアイ女性国内機関ディレクター(女性)
カナダ ユーコン準州女性の地位担当大臣(女性)	
総計 17 名(女性 16 名、男性 1 名)	

意見交換対話

中国、キューバ、コンゴ共和国、スイス、ウルグアイ、ウガンダ、フィンランド、エジプト、南スーダン、モーリタニア、南アフリカ、トリニダード・トバゴ、エリトリア、カナダ、セネガル

3月15日(火) 午前 第4回会議

議事項目 3(継続)

一般討論(継続)

ボツワナ労働・国内問題大臣(南部アフリカ開発共同体を代表)、パプアニューギニア宗教青年地域社会開発大臣(太平洋島嶼国フォーラムを代表)、カナダ女性の地位大臣、モロッコ連帯女性社会開発大臣、アンゴラ家族女性推進大臣、スロヴェニア労働家族社会問題機会均等大臣、ルクセンブルグ・ジェンダー平等大臣、**日本外務副大臣**、ペルー女性脆弱な母集団大臣、イスラエル社会的平等大臣、ポーランド平等待遇・市民社会大臣、韓国ジェンダー平等家族大臣、カタール行政開発労働社会問題大臣、アイスランド社会問題住居大臣、オーストリア教育女性問題連邦大臣、モザンビーク・ジェンダー子ども社会行動大臣、南アフリカ女性課題大臣、バーレーン女性最高会議事務局長、コートディヴォワール女性家族推進子ども保護大臣、ノルウェー子ども平等社会的包摂大臣、ブラジル女性活躍経済的自治政策大臣、チェコ共和国人権機会均等法務大臣、キューバ女性連邦事務局長/国会議員、リトアニア社会保障労働大臣、コスタリカ女性の地位大臣、マダガスカル人口女性社会保護大臣、パラグアイ女性課題大臣、マリ女性の地位向上子ども家族大臣、ベルギー公共事業保健社会行動大臣、ラトヴィア福祉大臣、スウェーデン子ども高齢者ジェンダー平等大臣、ナイジェリア女性課題社会開発大臣

日本武藤容治外務副大臣のステートメント: 日本政府を代表しまして、議長と副議長の皆様及びこの会議を準備するための献身的努力にかかわられたその他の方々々に心よりの感謝の念を表明したいと思います。

2016年は、昨年9月に採択された「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施が始まる重要な年であり、また、「2030 アジェンダ」の17の目標の一つに、「ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント」が含まれたこと及び国際社会の高官代表者たちが、ジェンダー平等の達成こそ私たちの持続可能な開発目標を達成するための重要な課題であり必要な措置であるという共通の認識を分かち合っていることを歓迎いたします。

日本政府は、女性のエンパワーメントが持続可能な成長の達成と日本社会のヴァイタリティの維持の基本であるとの考えに基づいて、「すべての女性が輝く社会」の実現を内閣の優先問題の一つにしてきました。日本は今、様々な状況にある女性が家庭、地域社会、職場を含め、その希望と目標を実現できる社会を目指して、女性の成功を妨げる様々な問題と取り組んでおります。

この関連で、2015年12月に、内閣は、今後5年間にわたって政府の男女共同参画関連の措置を列挙する「第4次男女共同参画基本計画」を作成しました。今年4月に、「職場への女性の参画と地位向上推進法」が発効しますが、これは大企業のみならず政府と地方自治体に、男女共同参画の状況を明らかにして分析し、数値目標を伴った行動計画を策定し、女性の募集と昇格に関する情報を公的に発表するよう義務付けています。男女共同参画と女性のエンパワーメントに向けた日本の措置は、一律により高いレベルに引き上げられつつあります。

日本は世界に向けて女性が輝く社会を実現するという考えを広げたいとも思っております。残念ながら、貧困、紛争、暴力、自然災害を含め、最低限の生活水準と安全性を守ろうとする最も保守的な努力さえ妨げる多くの問題を認めます。このような課題に対して、脆弱な状況にある人々は、特に危険にさらされています。さらに、近年、多くの女性と女児が、暴力的な過激主義と地域紛争による強制移動のような新たな困苦で苦しんでおり、私たちはこういった課題にも緊急に対処する必要があります。

私たちは、そのような世界的問題の解決に向けて貢献する女性自身の力に特に重点を置いています。世界人口の半数より成る女性が、現在の状況の行きづまりを打開するために完全にその能力を発揮する機会を与えられることが必要です。

日本政府は、昨年内閣によって採択された私たちの「政府開発協力 ODA チャーター」の実施における指導原則の一つとして、「女性参画推進」を含めることにより、開発における女性のさらなる役割に重点を置いていることを明確にしました。

女性と女児が経済的に独立し、自分の人生をどのように送りたいかを自由に決定できるように、女性と女児のための質の高い教育を確保することが重要であります。日本は、この目的に向けて、2015年から3年間にわたって ODA に 420 億円を寄付することを誓っております。さらに、日本は、他の国々及び国連ウィメン及び紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表事務所を含めた国際団体との密接なパートナーシップを強化することを求めています。例えば、先月、日本は、紛争と暴力的過激主義に苦しんでいる女性を対象とする国連ウィメンの現在のプロジェクトのうち 14 に、約 2,200 万ドルを寄付することを決めました。

さらなる男女共同参画に向けた日本のイニシアティブは、2014 に私たちが主催を始めた東京での定期的シンポジウムである「世界女性集会: WAW!」にも体现され、日本と世界中の女性の問題の分野での 145 人の指導者たちが参加し、約 2,000 名の聴衆が出席しました。

このシンポジウムで、「ワーク・ライフ管理」、「女児と教育」及び「女性と平和構築」といったテーマでの経済と国際協力に関する高官ラウンド・テーブルで、多くの包括的な討論を開催しました。さらに、「青年テーブル」及び「自然科学分野の女性」のような特別セッションでも様々な討論を行いました。このシンポジウムの成果は、国連文書として提出される文書「WAW! To Do 2015」にまとめられました。

国際社会は、「2030 アジェンダ」で、多くの野心的なターゲットを定めました。しかし、そのようなターゲットを設けることは、私たちがその達成に向けて具体的な進歩を遂げなければ意味がありません。今から 14 年後に同じ討論をしなければならないことがないように、私たちはよいスタートを切り、着実な結果を出す必要があります。日本は、国際社会の一員として、その責任に前向きにコミットいたします。

私たちは、国際社会、国際団体及び市民社会と協力して、女性のエンパワーメントとジェンダー平等の実現に向けた努力を継続して払っていくつもりです。

3月15日(火)午前 第4回会議(並行セッション)

議事項目 3(継続)

- (a)重大問題療育の戦略目標と行動及びさらなる行動とイニシャティヴの実施
(ii)見直しテーマ: 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止

議長概要(E/CN.6/2016/21)

1. 2016年3月15日の第4回会議で、婦人の地位委員会は、第57回会期の優先テーマ「女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止」に関する合意結論(E/2013/27-E/CN.6/2013/11を参照)の実施における進歩を意見交換対話を通して評価した。この会議は、Andreas Glossner、Fatma al Zharaa Hassa及びSejla Durbuzovieという委員会副議長たちが議長を務めた。女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者Dubravka Simonovicが、実施の3年間からのカギとなるメッセージと学んだ教訓に関する反省でこの見直しテーマの検討を締めくくった。
2. 見直しの一部として、異なった地域からの10の加盟国が、任意で、学んだ教訓、課題及び好事例に関してプレゼンテーションを行い、国内及び地域の努力を通して実施を促進するための手段を明らかにした。ブラジル、中国、コスタリカ、エジプト、エストニア、日本、ルーマニア、スウェーデン、トルコ及びテュニジアによるプレゼンテーションは、www.unwomen.org/en/csw/csw60-2016/official-Meetings3presentation1から閲覧できる。さらに11の加盟国、つまり、アルゼンチン、エリトリア、フィンランド、ジョージア、インド、イタリア、メキシコ、モロッコ、韓国、スロヴァキア及び英国が、合意結論の実施に向けたその努力を手短かに説明した。プレゼンテーションは、合意結論がどのように女性と女兒に対する暴力の防止と撤廃に関する促進された行動に役立ってきたかに関する意見交換討論を生じさせた。
3. 見直しテーマの一部として、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の防止と撤廃に関連するデータの強化された収集、報告、利用、分析におけるデータ格差と課題に対処することを通して、促進された実施を支援し、達成する方法に関して考察するために、2016年3月17日に、意見交換専門家パネルが開催された。パネリストは、経済社会問題局の統計部社会・住居統計課課長、国立自治大学の学際的調査地域センターの研究者Irene Casique Rodriguez(メキシコ)及び国家経済省統計委員会社会・人口統計部専門家主査のAinur Dossanova(カザフスタン)であった。
4. 見直しテーマに関する意見交換対話でのすべての発言者は、女性と女兒に対する暴力は、すべての国と文化で起こっていることを確認し、そのような暴力が、構造的なジェンダー不平等と差別に根があることに留意した。参加者たちは、技術の発達に関連するものを含め、新しく出現しつつある形態の暴力のみならず、女性と女兒に対する様々な形態の暴力を討議した。彼らは、そのような暴力が個人、家族、地域社会及び社会に与えるインパクトと結果を強調した。発言者の中には、第57回婦人の地位委員会の合意結論が女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止し、これに対応する際に、国々のために包括的な道程表を提供していると主張した者もあった。
5. 関連法と政策の採択、強化、実施、防止戦略の実施、被害者/サヴァイヴァーの保護とケアと回復のための様々なサービスの提供、データの収集と分析の改善を通して、あらゆるカギとなる領域での合意結論の実施において、進歩が遂げられてきたという幅広い合意があった。国々の内部及び全体にわたって実施を推し進める目的での経験と好事例の交換の重要性が強調された。
6. 多くの発言者は、効果的であるためには、女性と女兒に対する暴力をなくすことを目的とする介入は、役割りと責任の明確化を確保するために、多部門的によく調整されていなければならないことに留意した。発言者たちは、首尾一貫して、女性と女兒に対する暴力を防止し、対応する際の市民社会団体の役割と重要性を強調した。女性と女兒に対する暴力に対処する努力への適切な資金提供の欠如について懸念が提起され、そのような資金提供を確保するためのより強い政治的意思を求める呼び掛けがなされた。
7. 多くの発言者は、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の防止と撤廃に向けたその努力を支援する国際及び地域の人権法的・政策的文書の重要性に留意した。参加者の中には、その国々による国際・地域条約の批准と批准がいかに国の法的・政策的枠組みの開発と強化に弾みをつけてきたかに注意を引いた者もあった。

8. 参加者たちは、女性と女兒に対する暴力に関する包括的法律の重要性を強調した。中には、そのような法律が最近制定され、それぞれの国で強化されたことに留意した者もあれば、そのような法律を制定する継続中の努力に言及した者もあった。法律に加えて、参加者たちは、特別な形態の暴力とジェンダー関連の殺害(フェミサイド/フェミニサイド)と女性性器切除/割礼を含めた女性と女兒に対する暴力をなくすことに関する国の政策と行動計画の例を挙げた。発言者たちは、法律と政策の監視と評価のみならず、それらの実施に関連する残る課題と格差も討議した。

9. 発言者たちは、女性と女兒に対する暴力の防止の緊急性を指摘し、そのような努力が、単なる意識啓発を超えるものでなければならないことで合意した。多くの参加者は、教育カリキュラム、芸術プログラム及び ICT を通して男児と女兒、若い女性と男性に手を伸ばすことにより、態度・信念・行動を変える努力を討議した。多くの参加者は、子ども結婚、早期・強制結婚及び女性性器切除のような有害な慣行に対処する際のその努力に言及し、このような有害な慣行に対する一般の人々の態度における良好な変化に繋がった国の意識啓発キャンペーンのような有望なイニシアティブの例を挙げた。

10. 政治と公共セクターにおける女性のリーダーシップを高める措置のみならず、少額貸付プログラムを通じた女性の経済的エンパワーメントのためのイニシアティブが防止努力を支援するために多くの国々に設置されていた。そのような努力と進歩にもかかわらず、女性と女兒に対する暴力を防止し、なくすことへの障害として家父長的規範と伝統的な男らしさを再び主張することに対しての懸念が述べられた。

11. 多くの発言者は、サービスの利用可能性とアクセス可能性を確保する必要性を強調した。ワン・ストップ・センターはますます利用されているが、都会地域の外ではそのような選択肢の限界も提起された。発言者たちは、重複する形態の差別に直面しており暴力に対してより脆弱である者たちを含め、女性と女兒の特別なグループのニーズに対処する対象を絞った措置が緊急に必要であることを強調した。

12. サービスの利用可能性とサービスへのアクセスへの被害者/サバイバーの権利に関する情報を提供するためにさらなる努力が必要とされた。発言者たちは、農山漁村と遠隔地域で暮らしている女性のためのアクセス可能性の課題も強調したが、移動ユニットを通じた多部門的サービスの提供のような好事例も挙げた。

13. 参加者たちは、ジェンダー平等と女性と女兒に対する暴力に関する継続中の訓練を支援すること及び警察、司法、地方自治体、社会サービス提供者及びメディアの能力開発の重要性を強調した。多くの発言者は、加害者が、司法メカニズム及びその他の加害者プログラムのようなイニシアティブを通して責任を持たされることを保障する必要性を強調した。

14. 直接暴力にさらされ、または暴力を経験してきた子どもを支援する努力の例がいくつか提供された。参加者たちは、今後の再被害化または今後暴力を加えられることを避けるために、このような子どもに最も早い機会に介入することの重要性を強調した。発言者の中には、子ども被害者に対するその対応を強化するために、警察との継続中の協力を論じた者もあった。

15. 参加者たちは、女性と女兒に対する暴力に対処する法律、政策及びプログラムのインパクトを評価する国の監視・評価メカニズムを開発する緊急の必要性に言及した。

16. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の要件を監視することによって示される機会と課題のみならず、女性に対する暴力に関する統計の収集、作成及び利用における課題と学んだ教訓が、データ格差と方法論の問題の対処に関する意見交換専門家パネル中に討議された。発言者たちは、データの強化された利用可能性を強調し、女性に対する特別な形態の暴力に関する統計の作成に関する方法論の基準に対処した。主要な課題の中には、国の内部及び国々にわたるデータの比較可能性、特別な形態の暴力に関するデータ収集のための基準の欠如、調査を行う経費の高さ、このテーマに関するデータ収集に関連する倫理上・安全性の懸念があった。参加者たちは、既存の調査の限界、高齢女性と女兒、民族的マイノリティの女性、障害を持つ女性、先住民族の女性及びレズビアン・バイセクシュアル及び間性社会のメンバーを含め、特別な女性の準グループにとって利用できるデータの欠如にも言及した。

17. 発言者たちは、女性と女兒に対する暴力の原因、危険要因、結果をよりよく理解するために質的手法を用いることの付加価値のみならず、データの収集と利用のための企画プロセスに市民社会を含めたすべての関連利害関係者を関与させることの重要性を強調した。参加者たちは、異なった筋からデータを集めるために、女性に対する暴力に対する国の情報システムを開発する努力の例を挙げ、異なったデータ・ソースの間の調和の必要性に留意した。

18. 発言者たちは、あらゆる形態の暴力と暴力の比較的高い危険にさらされており、そのデータが現在欠如している女性グループに関するデータ収集を改善するために、「持続可能な開発目標」のための要件を監視することにより示される機会について楽観的であった。彼らは、女性に対する暴力に関する国の統計を作成するために、国の統計局及びその他の関連利害関係者の能力を築く機会も強調した。

議長: Mr. Andreas Glossney 副議長(ドイツ)

導入ステートメント: 国連ウィメン事務総長補/副事務局長: 第 57 回婦人の地位委員会合意結論の実施に関する事務総長報告の結果を説明

国別任意プレゼンテーション

ブラジル: Her Excellency Tatau Godinho 女性活躍経済的自治政策大臣, Ms. Maya Fetz 市民キー社会代表

中国: Ms. Meng Xiaosi 子ども女性国内作業委員会副議長, Ms. Lan Wing 婦女連法律部副会長

トルコ: Her Excellency Sema Ramazanoglu 家族社会政策大臣, Ms. Gulser Ustaoglu 家族社会政策省女性の地位局長

意見交換対話

米国、インド、スイス、インドネシア、ベルギー、ネパール、フィリピン

国別任意プレゼンテーション

エジプト: Dr. Maya Morsy 国内女性会議会長

日本: 武藤容治外務副大臣、橋本ヒロコ十文字学園女子大学ジェンダー学名誉教授/中高校校長

日本における女性と女兒に対する暴力の現在の問題---状況、法的枠組み、この問題に関する政府の措置及び市民社会の活動

このプレゼンテーションは、以下を紹介する:

1. 日本における女性に対する暴力の現況

日本における女性と女兒に対する暴力には多くの形態がある。暴力には、**ストーキング**、**ドメスティック・ヴァイオレンス**、**強姦**、**セクシュアル・ハラスメント**、**マタニティ・ハラスメント**、**強制売春**、**人身取引**及び**ポルノ**が含まれる。

2. 女性と女兒に対する暴力を撤廃し、防止するための日本の国際貢献(安倍首相政権の下で強化)。

1. ストーキング

- ・ **ストーカー規制法**---女性に対する暴力を防止し、なくすための初めての特別法(2000 年)。
- ・ ストーキング被害者の **90%**は女性であった。
- ・ ストーキングを抑制するための法律の制定を求める国会と政府へのストーキング被害者の友人や親戚を含めた市民社会からの強い要望があった。

警察署に通報されたストーカー関連の事件

年度	件数	年度	係数	年度	件数
2002	12,024	2007	13,463	2012	19,920
2003	11,923	2008	14,657	2013	21,089
2004	13,403	2009	14,823	2014	22,823
2005	12,220	2010	16,276		
2006	12,501	2011	14,618		

- ・ 2014 年に、警察署は、7,649 件の特別支援または保護の要請を受けた。
- ・ 警察は、警告及び禁止命令を出すといったような支援を提供している。
- ・ 警察は、害がエスカレートすることを防ぐためにストーカーを逮捕することもある。

2. ドメスティック・ヴァイオレンス

A. 法的枠組みの日本の状況

- ・内閣府の男女共同参画局が、1999年以來3年毎に男女間の暴力に関する国内調査を行ってきた。
- ・結果は、約3人に1人が、パートナー(男女)からの様々な暴力の被害者であることを示した。この暴力には、**身体的・性的・言葉の上での**及び**心理的**暴力が含まれる。
- ・「日本の配偶者間暴力の防止と被害者の保護に関する法律」は国連北京+5 特別総会の成果文書第69条に従って、2001年に制定された。
- ・この「法律」は、女性国会議員、VAW サヴァイヴァーのためのシェルター及び活動家たちの業績であった(2004年、2007年及び2013年に改正)。

VAW と取り組んでいる国内機関

- ・内閣府男女共同参画局
- ・厚生労働省
- ・法務省
- ・文部科学省
- ・警察庁

地方自治体も同様の調整制度を設立し、特別な行動計画を策定した。

- ・身体的暴力の経験

年度	2005年	2008年	2011年	2014年
1回か2回(%)	3.8	4.1	4.1	2.4
何回も(%)	17.1	15.8	16.1	10.8

- ・性暴力の頻度

年度	2005年	2008年	2011年	2014年
1回か2回(%)	2.9	2.8	2.7	1.6
何回も(%)	7	7.9	6.5	2.9

B. ドメスティック・ヴァイオレンス発生の国際比較

2000年から2006年までの生涯に少なくとも1回及び最近12カ月のうちに親密なパートナーからの性暴力を経験した女性の割合

国	生涯に少なくとも1回	最近12カ月
アルバニア	5%未満	3%未満
アゼルバイジャン	5%未満	3%未満
スイス	5%未満	1%未満
フィリピン	5%未満	3%未満
モルドヴァ共和国	5%以上 10%未満	0
フィンランド	5%以上 10%未満	0
ポーランド	5%以上 10%未満	2%未満
中国(香港自治区)	5%以上 10%未満	3%未満
デンマーク	5%以上 10%未満	2%未満
イタリア	5%以上 10%未満	4%未満
日本(都市)	5%以上 10%未満	3%未満
セルビア(都市)	5%以上 10%未満	3%未満
ドイツ	5%以上 10%未満	0
モルディヴ	5%以上 10%未満	0
韓国	5%以上 10%未満	0
リトアニア	5%以上 10%未満	0
パラグアイ	5%以上 10%未満	5%未満
オーストラリア	10%以上 15%未満	5%未満
メキシコ	10%以上 15%未満	0
チェコ共和国	10%以上 15%未満	5%未満
エクアドル	10%以上 15%未満	5%未満
モザンビーク	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満
ボリヴィア多民族国家	10%以上 15%未満	5%未満

ニュージーランド(都市)	10%以上 15%未満	0
ブラジル(地方)	15%以上 20%未満	5%以上 10%未満
コスタリカ	15%以上 20%未満	5%未満
トルコ	15%以上 20%未満	5%以上 10%未満
ナミビア(都市)	15%以上 20%未満	5%以上 10%未満
サモア	20%以上 25%未満	10%以上 15%未満
ニュージーランド(地方)	20%以上 25%未満	0
ペルー(都市)	20%以上 25%未満	5%以上 10%未満
タンザニア連合共和国(都市)	20%以上 25%未満	10%以上 15%未満
イングランド・ウェールズ	20%以上 25%未満	5%未満
ブラジル(都市)	25%以上 30%未満	5%以上 10%未満
タイ(地方)	30%以上 35%未満	15%以上 20%未満
タンザニア連合共和国(地方)	30%以上 35%未満	15%以上 20%未満
バングラデシュ(都市)	35%以上 40%未満	20%以上 25%未満
ペルー(地方)	45%以上 50%未満	20%以上 25%未満
バングラデシュ(地方)	50%以上 55%未満	20 以上 25%未満
ソロモン諸島	55%以上 60%未満	0
エチオピア(地方)	60%以上 65%未満	50%以上 55%未満

- ・横浜市での親密なパートナーによる暴力の発生率は、他の国々や都市よりも低い。
 - ・しかしこの違いは、質問の仕方及び調査サンプルのサイズの違いのためであることもある。
- VAW の被害者/サヴァイヴァーは誰に、どこで相談したか

年度	2014	2011	2008	2005	2002	1999
相談した(女性被害者/サヴァイヴァー)	50.3	62.3	64.8	59.3	49.7	54.7
相談した(男性被害者/サヴァイヴァー)	16.6	31.4	47.1	17.1	22.1	30.6
家族	23.4	24.5	23.8	23.4	25.5	31.8
友人	21.5	23.7	21.7	22.3	25.3	31.8
警察官	1.5	5.4	1.8	2.6	2.2	1.5
民間の専門家(弁護士、地方議員)	1.5	1.6	1.4	1.9	0.4	1.1
公立の相談所、女性センター	0.9	2.4	1.4	1.1	0.8	0.4
医療専門家	0.7	3.1	2.9	2.6	1.1	2.2
その他の公務員	0.6	1.2	-	0.4	0.2	1.1
人権保護担当官	0.4	0.4	0.4	0.7	0.2	1.5
学校のカウンセラー	0.4	-	0.4	-	-	-
その他	1.1	0.4	1.1	1.5	1.3	3.3

- ・政府は「配偶者暴力相談支援センター」を設立した。
- ・市民社会は、民間のシェルターを設立した。

配偶間暴力相談支援センターの数

2001	65 以上 130 未満	2006	130 以上 195 未満	2011	195 以上 260 未満
2002	65 以上 130 未満	2007	130 以上 195 未満	2012	195 以上 260 未満
2003	65 以上 130 未満	2008	130 以上 195 未満	2013	195 以上 260 未満
2004	65 以上 130 未満	2009	130 以上 195 未満	2014	195 以上 260 未満
2005	65 以上 130 未満	2010	130 以上 195 未満		

シェルターの数

1986	1989	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
1	14	35	55	77	81	93	102	105	108

シェルターを運営している団体の数

2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
90~105	90~105	90~105	105~120	105~120	105~120	120~135

- ・公立の女性のための配偶者間暴力相談支援センターが受けた相談の数。

- ・数は年々増えているが、公立の配偶者間暴力相談支援センターに相談したのは被害者/サヴァイヴァーの僅か1~2%であった。

公立の女性相談センターが受けた相談数

年度	相談	電話	その他	総計
2002	11,035	23,950	958	35,953
2003	12,758	29,820	647	43,225
2004	14,692	33,736	901	49,329
2005	14,864	36,475	806	52,145
2006	16,688	40,705	1,135	58,528
2007	17,662	43,004	1,412	62,078
2008	19,131	47,107	1,958	68,196
2009	20,941	49,849	2,002	72,792
2010	21,821	53,134	2,379	77,334
2011	22,640	57,236	2,223	82,099
2012	25,250	60,686	3,554	89,490
2013	30,060	64,797	5,104	99,961
2014	31,855	65,895	5,213	102,863

・「配偶者間暴力と被害者の保護に関する法律」の第10条の下で、被害者/サヴァイヴァーは最大6か月の保護命令を出すよう裁判所に訴えることができる。

- ・その間は、加害者は被害者の住居に接近できない。

年度	保護命令数	苦情申し立て数
2001	250 未満	250 未満
2002	1,000 以上 1,250 未満	1,250 以上 1,500 未満
2003	約 1,500	1,750 以上 2,000 未満
2004	約 1,750	2,000 以上 2,250 未満
2005	1,750 以上 2,000 未満	2,500 以上 2,750 未満
2006	約 2,250	約 2,750
2007	2,000 以上 2,250 未満	約 2,750
2008	約 2,500	3,000 以上 3,250 未満
2009	2,250 以上 2,500 未満	3,000 以上 3,250 未満
2010	2,250 以上 2,500 未満	3,000 以上 3,250 未満
2011	2,000 以上 2,250 未満	約 2,750
2012	約 2,500	3,000 以上 3,250 未満
2013	2,250 以上 2,500 未満	約 3,000
2014	約 2,500	3,000 以上 3,250 未満

3. 強姦

警察に通報された強姦及び強制猥褻事件数

図表は、強姦は1975年の約4,000件から徐々に減って、2014年は1,250件、強制猥褻は、1975年は約3,000件から徐々に増えて、2002~3年には10,000件に達し、それから徐々に減少して2014年には7,400件になっていることを示している。

- ・強姦危機センターに相談した強姦被害者/サヴァイヴァーの中で、その事件を警察に通報した者は、僅か42.7%であった。他のセンターでは、警察に通報した事件の割合は、44.9%であった。
- ・強姦の加害者の77.6%は、被害者の父親(10%)を含め、友人/知人であった。
- ・性犯罪の被害者/サヴァイヴァーのためのワン・ストップ・センターの数は、民間の2センターを含めて27である。政府は、2020年までに47の都道府県全部にワン・ストップ・センターを設立することを目指している。

4. マタニティ・ハラスメント

・女性の非正規労働者の3分の1が、妊娠のために解雇されている。(マタニティ・ハラスメントに関する初めてのオンライン調査による(2014年))

- ・2015年の国内調査は、厚生労働省によって行われた。回答者:女性9,654名。

- ・妊娠し、出産し、子どもを育てている正規労働者も非正規労働者も、その 21.4%が、妊娠・出産・育児のために不利益な取り扱いを受けている。

非正規労働者に対する差別の詳細

不利な取り扱いの型	割合(複数回答)
解雇	16.6
労働契約の打ち切り	18.0
強制的な契約の格下げ	14.4
降格	7.6
減給	12.7
不利なボーナス評価	18.4
不利な配置	14.6
不利な強制休業	5.0
不利な被雇用者昇格評価	14.0
仕事がなくまたは最小限の仕事を与えられた	12.6
辞めるべき、厄介だ等の言葉の上でのハラスメント	47.0

女性に対する暴力の根絶と防止に関する日本の国際貢献

1. 国連ウィメンへの貢献

2015年の国連ウィメンのカメルーンのプロジェクト

カメルーンのアダマワ高原と東部地域における女性と女性の難民のための救命統合 GBV サービスと保護の提供(100万米ドル)

2014年国連ウィメンのエジプトのプロジェクト

女性に対する暴力をなくす: 統合された取組みに向けて(999,665米ドル)

(写真)自己防衛を学ぶためのパフォーマンスを練習する学生とヴォランティア

2. 紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表事務所への貢献

3. 国際刑事裁判所の被害者のための信託基金への寄付

4. 紛争関連の性暴力(CRSV)及び性的搾取と虐待(SEA)及び女性の保護への PKO の防止と対応努力への支援

5. 開発途上国の女性を支援するための国際協力 2011年から2014年は、タイ、ミャンマー、ヴェトナムにおける2005年からの TIP に関する JICA の技術協力プロジェクトを含め、70億米ドル以上であった。

エストニア: His Excellency Margus Tsahkna 社会保護大臣、Ms. Katri Eespere 社会省部長
意見交換対話

スペイン、エジプト、フィリピン、Association Nigerienne des Scouts de l'Environnement(ANSEN)

3月15日(火)午後 第5回会議

議事項目 3(継続)

一般討論(継続)

フィリピン労働雇用大臣、インドネシア女性のエンパワーメント子ども保護大臣、チュニジア女性子ども幼年時代大臣、トリニダード・トバゴ内閣府国務大臣、マラウィ・ジェンダー子ども障害者社会福祉大臣、インド女性子ども開発大臣、ナミビア・ジェンダー平等子ども福祉大臣、ジンバブエ・ジェンダー地域社会開発大臣、リベリア・ジェンダー子ども社会保護大臣、ガーナ・ジェンダー子ども社会保護大臣、ドミニカ共和国女性課題大臣、ギニア社会行動女性の地位向上子ども大臣、モンゴル人口開発社会保護大臣、ホンデュラス国内女性機関大臣、英国女性平等家族司法大臣、ヴェトナム労働病人社会問題大臣、エストニア社会保護大臣、アラブ首長国連邦会議問題大臣、フランス家族子ども女性の権利大臣、エルサルヴァドル女性課題大臣、ケニアキー公共サービス青年ジェンダー問題内閣官房長、ヨルダン社会開発大臣、アフガニスタン女性課題大臣、スリナム内務大臣、リヒテンシュタイン外務大臣、ザンビア・ジェンダー大臣、モーリシャス・ジェンダー平等子ども発達家族大臣、モルドヴァ共和国労

働社会保護家族大臣、中国全人代子ども女性国内作業委員会副議長、スリランカ女性子ども問題大臣、モーリタニア社会問題子ども家族大臣、ウガンダ・ジェンダー労働社会開発大臣、南スーダン・ジェンダー子ども社会福祉大臣、ボツワナ労働内務大臣、タンザニア連合共和国保健地域社会開発ジェンダー高齢者子ども大臣、エチオピア女性子ども大臣、カンボディア女性課題大臣、

3月15日(火)午後 第5回会議(並行セッション)

議事項目 3(継続)

(ii)見直しテーマ: 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止

議長概要(E/CN.6/2016/21)

議長: Ms. Fatma Al Xahraa Hassan 副議長(エジプト)

任意のプレゼンテーション

コスタリカ: Her Excellency Alejandra Mora Mora 女性の地位大臣

ルーマニア: Ms. Ioana Liana Cazacu ジェンダー平等局長、Mr. Adrian Chesnoia ドメスティック・ヴァイオレンスに関連する活動コーディネーター

意見交換対話

コロンビア、パキスタン、ウガンダ、ドミニカ共和国、バングラデシュ、エジプト、セネガル、ガンビア

任意のプレゼンテーション

スウェーデン: Her Excellency Asa Regner 子ども高齢者ジェンダー平等大臣、Mr. Marius Rakil 臨床心理学専門家/暴力代替手段(ATV)ディレクター、Ms., Olga Persson 女性シェルター若い女性エンパワーメントセンター・スウェーデン協会(UNIZON)事務局長

テュニジア: Her Excellency Samira Merai Friaa 女性家族子ども大臣、Ms. Dalenda Lagueche 女性調査研究文書化情報センター(CREDIF)所長、Ms. Ahlem Amrl 女性家族子ども省ディヴィジョン・オリエンテーション長

意見交換対話

エクアドル、英国、国際ラジオ・テレビ女性協会

学んだ教訓に関する発言

インド、フィンランド、韓国、モロッコ、ジョージア、アルゼンチン、エリトリア、スロヴァキア、メキシコ、英国

3月15日(火)夜 第6回会議

議事項目 3(継続)

一般討論(継続)

ボツワナ労働内務大臣、タンザニア連合共和国保健地域社会開発ジェンダー高齢者子ども大臣、エチオピア女性子ども大臣、カンボディア女性課題大臣、パキスタン健康権国務大臣、メキシコ国内女性機関長官、エジプト女性会議会長、アルゼンチン女性会議会長、トルクメニスタン Mejlis 社会開発委員会会長、スイス連邦外務省事務総長、ハンガリー家族青年問題国務大臣、バハマ社会サーヴィス地域社会開発大臣、チリ女性課題政務官、ロシア連邦労働社会保護副大臣、コンゴ共和国女性開発への女性統合大臣、コンゴ民主共和国女性家族子ども大臣、ウクライナ欧州統合副大臣、ポルトガル市民権平等国務大臣、スペイン社会サーヴィス平等政務官、トンガ国際問題大臣、ソロモン諸島

3月16日(水)午前 第7回会議

議事項目 3(a)(ii)(継続)

『『持続可能な開発 2030 アジェンダ』のジェンダーに対応した実施のための同盟を築く』というテーマに関する閣僚との意見交換対話

議長概要(E/CN.6/2016/18)

1. 2016年3月16日の第7回会議で、婦人の地位委員会は、その閣僚セグメントの構成要素として、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施のための同盟の構築に関して、閣僚たちの間で意見交換対話を開催した。

2. ブラジルの女性活躍と経済的自治のための政策大臣 Tatau Godinho が対話の議長を務め、Antonio de Aguiar Patriota 婦人の地位委員会議長が司会を務めた。対話は、議長と司会者の短い導入で始まった。21の加盟国からの閣僚と高官が、同盟を築くための好事例、モダリティ、計画されたイニシアティブ及びその他の努力を交換し、10名のNGO代表がその視点を述べた。この対話は、司会者と議長からのまとめのコメントで閉じられた。

同盟とパートナーシップの役割

3. 参加者たちは、市民社会と同盟とパートナーシップを築くことの重要性を全員一致で認め、国レベルでの実際的な協働と交流の例を挙げた。

4. 参加者たちは、女性と女兒は変革の牽引者であり、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの実現が普遍的な公約であることを確認した。彼らは、すべての国々に対処しなければならない課題はあるが、促進された進歩のために土台とすることができる多くの作業が行われてきたという見解であった。彼らは、改革を推進し、政策に影響を与えるためのパートナーシップの政治的・戦略的重要性を確認し、それぞれの国で、市民社会のかかわりが、ジェンダーに配慮した法律の制定に寄与し、意思決定と民主的プロセスを高めてきたことを示した。監視・説明責任メカニズムへの市民社会団体による参画の例が挙げられた。

5. 参加者たちは、その作業に関わる市民社会団体の法的地位と保護の重要性を含め、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進に効果的に貢献する市民社会に関する洞察を提供し、市民社会のための安全で機能的な環境の重要性を強調した。女性団体のみならず、ジェンダー平等のための国内本部機構のための適切な資金が、介入と行動の機会を広げるために必要とされた。軍事支出からの資金をジェンダー平等と女性のエンパワーメントの実現の支援につなげてはどうかという提案もなされた。

6. 発言者たちは、女性の権利グループとフェミニスト・グループ、女性の人権擁護者、草の根の団体、労働組合、宗教指導者と宗教団体、学界及び民間セクターを含めた市民社会とその他の利害関係者の役割とジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの推進とその人権の実現への貢献を強調した。若者、特に若い女性は、男性と男児と同様に、ジェンダー平等のための作業に動員されるべきである。ジェンダー平等のための政治的・社会的合意を築くこと及び差別的な社会規範と文化的慣行を変えることに向けた異なった利害関係者の貢献が強調された。

7. 発言者たちは、政府機関と市民社会との間の相談の例を挙げた。彼らの考えでは、相談と対話は必ずしも容易いものではなかったが、変革のために必要なことであった。そのようなプロセスは、非公式の

場から公式の状況にまで亘った。国々の中には、政府、市民社会と女性団体及びその他の利害関係者より成る包摂的なメカニズムが設置されたところもあった。省庁間の調整と市民社会及びその他のパートナーと協力する異なった省庁のジェンダー・フォーカル・ポイントの指定が、2 国間ドナーと国際団体との協働と同様に言及された。国際的に認められたいわゆる女性の権利外交の例が挙げられた。

8. 婦人の地位委員会内での対話の機会が歓迎された。NGO の代表者たちは、同盟を歓迎し、女性と女兒の生活及び社会全体でパートナーシップが変革を起こしてきた様々な領域を討議した。

同盟とパートナーシップの領域

9. 参加者たちは、ジェンダー平等とすべて女性と女兒のエンパワーメント及び「持続可能な開発目標」の達成に関する「目標 5」の達成に向けた多様な利害関係者の取組み及び「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施のための機会を強調した。新しい「アジェンダ」の実施は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国内戦略とメカニズムの強化を要請したが、これには女性団体への支援と拡大された協働が含まれるべきである。

10. 参加者たちは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを支援するために設置されているジェンダーに対応した予算編成とプログラム形成のみならず、法律、国内行動計画及び開発戦略を強調した。多くの利害関係者は、依然として主要な課題である女性と女兒に対する暴力をなくすために活動していた。子ども、農山漁村女性、障害を持つ女性と女兒、移動女性、先住民族女性及び高齢女性の状況に対処する作業も討議された。紛争後の国の和解における女性の役割が強調された。同一労働/同一価値労働・同一賃金を強化し、育児休業を提供する努力も留意され、既存の規定に従う民間セクターの必要性が強調された。国籍・家族法を改善するための協働作業にも言及された。参加者たちは、すべての女性と女兒、特に最も遠くに取り残されている者及び特に重複する形態の差別を受けている者に届く必要性を強調した。

11. 発言者たちは、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」、「北京行動綱領」及び「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に関連する意識啓発の重要性を強調した。ジェンダー平等の推進における国連と事務総長の役割が推奨され、女性が次期事務総長に任命されるようにとの呼びかけがなされた。

議長: Her Excellency Tatau Gudinbo ブラジル女性活躍と経済的自治政策局長

司会者: His Excellency Antonio de Aguiar Patriota(ブラジル)

参加者:

ガンビア副大統領・女性課題大臣(女性)	ボツワナ労働・内務大臣(男性)
カメルーン女性推進・家族大臣(女性)	コンゴ共和国女性推進・開発への女性統合大臣(女性)
ドミニカ共和国女性課題大臣(女性)	エクアドル社会開発大臣(女性)
フランス家族・子ども・女性の権利大臣(女性)	インドネシア女性エンパワーメント・子ども保護大臣(女性)
ヨルダン社会開発大臣(女性)	リベリア ジェンダー・子ども・社会保護大臣(女性)
リヒテンシュタイン外務・教育・文化大臣(女性)	モーリタニア社会問題・子ども・家族大臣(女性)
ノルウェー子ども・平等・社会包摂大臣(女性)	ポーランド ジェンダー平等・市民社会大臣(女性)
韓国ジェンダー平等・家族大臣(女性)	モルドヴァ共和国労働・社会保護・家族大臣(女性)
南アフリカ女性課題大臣(女性)	南スーダン ジェンダー・子ども・社会福祉大臣(女性)
ウガンダ ジェンダー・労働・社会開発大臣(男性)	タンザニア連合共和国保健・地域社会開発・ジェンダー・高齢者・子ども大臣(女性)
アルゼンチン国内女性会議会長(女性)	メキシコ国内女性機関会長(女性)
ポルトガル市民権・平等国務大臣(女性)	コロンビア ジェンダー平等大統領顧問(女性)
ウルグアイ女性国内機関ディレクター(女性)	

意見交換対話

韓国、ウガンダ、インドネシア、コロンビア、リヒテンシュタイン、ドミニカ共和国、キューバ、エジプト、リベリア、日本、パキスタン、ノルウェー、南スーダン、ポーランド、ヨルダン、フランス、

アルゼンチン、ポルトガル、南アフリカ、メキシコ、エクアドル、Centro de Culturas Indigenas del Peru、Sveriges Kvinnolobby、戦争の被害を受けた女性協会、国際アジア太平洋女性の権利行動監視機構、Fundacion para Estudio e Investigacion de la Mujer、女性世界リーダーシップ・センター、BPE 国際連盟、欧州反暴力女性(WAVE)、国際女性同盟

一般討論(継続)

エルサルヴァドル(高齢者友好グループを代表)、ボリヴィア多民族国家法務大臣、ブルキナファソ女性国家連帯家族大臣、クウェート大臣/女性課題委員会会長、オランダ Curacao 社会開発労働福祉大臣、パレスチナ国女性課題大臣、ニカラグア外務副大臣、ドイツ家族問題高齢者女性青年連邦大臣議会書記、フィンランド家族問題社会サーヴィス政務官

答弁権行使

イスラエル: パレスチナ代表は、また新たな政治的議論を求めて委員会を誤らせた。パレスチナ女性の状況を改善する解決策に重点を置く代わりに、パレスチナ代表は、イスラエルを悪鬼のようにした。「これは、この委員会が助けると誓っている女性と女兒には何にもならない」とパレスチナ代表は述べた。イスラエルは批判を受けることにやぶさかではないが、今日のコメントは、国を非合法化することを狙った「実に嫌な」非難である。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、イスラエル社会の柱である。政府は全ての女性をエンパワーするイニシアティブに投資しており、女性に対する暴力をなくすことにコミットしている。対照的に、パレスチナ社会の女性は、雇用、高等教育、保健ケアへの限られたアクセスのみならず、ジェンダーに基づく暴力にも直面している。これは事務総長のことばである。そのような虐待の根本原因に重点を置かないで、パレスチナはイスラエルを非難している。そのような行為がパレスチナ社会内でのパレスチナ女性へのコミットメントに置き換わることを希望する。

3月16日(水)午後 第8回会議

議事項目 3 a) (i)(継続)

『持続可能な開発 2030 アジェンダ』のジェンダーに対応した実施のためのカギとなる戦略に関する意見交換専門家パネル

議長概要(E/CN.6/2016/19)

1. 2016年3月16日に、婦人の地位委員会は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施のためのカギとなる戦略というトピックに関して、第60回委員会の優先テーマ「女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性」に関するパネル討論を開催した。委員会副議長 Sejla Durbuzovic が討論の司会を務めた。パネリストは、国内企画省の社会開発ディレクターの Alejandra Corehuelo(コロンビア)、アマースト、マサチューセッツ大学経済学 Andrew Glyn 教授の James Heintz(米国)、政府統計家・統計サーヴィス・チーフ Executive の Philomena Efua Nyarko(ガーナ)、ダグ・ハマーショルド財団上級顧問の Snita Nayar(インド)及び外務貿易省主任ジェンダー顧問の Sally Moyle(オーストラリア)であった。
2. 参加者たちは、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施のためのカギとなる戦略を明らかにした。討論は、「2030 アジェンダ」の状況で、「北京行動綱領」の完全かつ効果的で促進された実施のための好事例、学んだ教訓及び機会の例を強調した。11の加盟国と3つの市民社会団体の代表者たちが発言し、パネリストに質問を出した。
3. 発言者たちは、女性と女兒の生活に統合力のある促進された変化を達成するためには、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」と「北京行動綱領」の実施を緊密に提携させる必要があることに留意した。女性が直面している重複し重なり合う不平等を認め、結果の平等と人権の平等な享受を含め、実体的平等を達成することが緊急に必要であった。参加者たちは、ジェンダーの視点が全「2030 アジェンダ」の実施に統合されなければならないことに留意し、「アジェンダ」の普遍性も強調した。

ジェンダーに対応した国内の制度的取り決めと政策枠組

4. 各国政府は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施においてジェンダー主流化を確保するために、強力な国のジェンダー平等本部機構と制度的取り決めを必要とするであろう。参加者たちは、多様な利害関係者のかかわりが、効果的で、包摂的で、説明責任のある政策にとって極めて重要であることを強調した。参加者たちは、強力なジェンダー平等省庁が、企画と財政に対して責任を有する省庁を含め、他の省庁を召集し、パートナーシップを推進することを認めた。彼らは、機関間メカニズムの設立と「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施への調整された制度的取組みのためのジェンダー・フォーカル・ポイントの任命を奨励した。
5. 参加者たちは、資金提供の制約、十分な政策分析と評価の欠如及び世界レベルでの好事例の限られた交換を含め、そのような助けとなる条件の達成に対するいくつかの課題を明らかにした。

ジェンダー平等への資金調達とマクロ経済政策枠組

6. 参加者たちは、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施にとって、政治的意志と財源が極めて重要であることを強調した。そのような投資が、マクロ経済政策と相俟って、「2030 アジェンダ」の実施へのこの取組みを可能にするであろう。参加者たちは、国内資金の動員、政府開発援助及び民間セクターの支援の重要性を討議した。国内資金の動員には、累進課税、税率の低い金融セクター取引と天然資源の輸出への新しい課税を含めたより効率的な徴税、ジェンダーに特化したインパクトの予算分析、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの実現に向けた支出の再優先を含めることができよう。
7. 女性の労働力参加は、経済成長と繁栄の共有にとって極めて重要であり、より幅広い育児と社会保護の提供によって支援されるべきである。女性は、賃金の低い、非正規の保護のない不安定で無償の労働にあまりにも数が多く、これがそのエンパワーメントに対する障害となっていた。
8. 参加者たちは、経済の持続可能性は、女性と女兒に不相応に重荷を担わせている無償のケア労働を認め、減らし、再配分することと解き難く結びついていることを強調した。無償のケア労働は、国内総生産の額にかなりの貢献をしているのだが、GDPのような国の測定には含まれておらず、普通、経済政策では考慮されていなかった。
9. ジェンダー賃金格差を減らす措置の例には、監督メカニズム、報償制度、団体交渉プロセス、個人の苦情申し立て及び人権機関への通報が含まれた。ある戦略は、100名以上の従業員を有する雇用者に賃金の公正に関して報告することを求めている。
10. 参加者たちは、育児、保健ケア、最低賃金、年金のような側面を含め、ディーセント・ワークと社会保護への女性のアクセスを支援する際に、女性の権利グループと労働組合の重要性を認めた。参加者たちは、女性の結社への権利が保護されなければならないことを認めた。

性別データとジェンダー統計：フォローアップと見直し

11. 参加者たちは、性別データ、ジェンダー統計及びジェンダーに対応した指標の収集・分析及び普及を強化することへのその公約を表明した。同時に、参加者たちは、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施のフォローアップと見直しがデータの観点から課題を呈することを認めた。
12. 参加者たちは、国内・地域・世界の意思決定と行動を特徴づけるために、統計機関と制度が近代化され、その技術能力が改善されなければならないと述べた。これには、実体的な財政的公約と資金の動員を必要とするであろう。
13. それぞれの国は、国内の状況に関連するように、調査、面接またはビッグデータのようなデータ収集と統計方法に適合し、利用する必要があるであろう。同様に、それぞれの国は、フォローアップと見直しプロセスを行うための国の枠組または制度を構築する必要があるであろう。参加者たちは、質的・量的データの補完する性質を強調した。質的データは、しばしば、女性と女兒の経験、ニーズ及び利益のそれまでは隠れていた側面を明らかにした。

ジェンダー平等と環境的持続可能性

14. 環境的・社会的・経済的持続可能性の統合は、「誰も取り残さない」ために必要であった。全「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施に加えて、食糧の安全保障、持続可能なエネルギー及び気候変動に関連する 3 つの「持続可能な開発目標」の例が強調され、ジェンダー平等の視点からそれら目標を実施するための継続中の戦略が示された。気候財政と開発のための資金調達の領域を含め、公的金融機関と民間の金融機関に説明責任を持たせつつ、フェミニスト政策を押し進めるであろう実施メカニズム設立の呼び掛けがあった。

15. 参加者の中には、金融規則、貿易規則及び投資規則のような上に概説した目標 達成に対する世界的な構造的障害に注意を引いた者もあった。そのような障害に対処するために提案された一つの戦略は、省庁にわたって、また社会運動にわたって地域の連帯を築くことであった。女性運動にとって、ジェンダー及びその他の不平等を生み出し、維持する構造的障害に対処するために、進歩的なフェミニストの政策策定者との同盟を求め、築くことが極めて重要であった。発言者の中には、環境的・経済的持続可能性を追求しつつ、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた進歩が遂げられるために、フェミニストの政策が地域の現実に基づいている必要があることを明らかにした者もあった。「持続可能な開発 2030 アジェンダ」と並んで「北京行動綱領」の実施には、ジェンダー、環境、経済の正義のための地域の連帯を再び築くための国内・地域の開発機関が必要であった。

司会者: Ms. Seila Dur buzovic 議長(ボスニア・ヘルツェゴヴィナ)

Issue Paper

1. 序論

優先テーマ「女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性」の下で、第 60 回婦人の地位委員会 (CSW60) は、「『持続可能な開発 2030 アジェンダ』のためのカギとなる戦略」に関する意見交換専門家パネルを開催する。

意見交換専門家パネルは、国内・地域・世界の経験、学んだ教訓、好事例及び新しい洞察の交換に基づいて実施を促進するために、カギとなる政策イニシアティブと戦略を明らかにする機会である。パネルは、達成された成果を強調して、証拠、調査及び評価を基にしなければならない。パネルは、今後の行動のための対話と公約を強化するべきである。専門家たちは、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施と「北京行動綱領」の完全かつ効果的で促進された実施を確保するために必要であり、そのために企画された手段と措置に光を当てる。専門家たちは、何をする必要があるのか、そのような実施のために必要とされる手段と措置を誰が取るのかを明らかにするよう奨励される。女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性に関する第 60 回会期の優先テーマに関する事務総長報告書 (E/CN.6/2016/3) がさらなる情報を提供している。

2. 討論の要素

A. 背景

ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成すること及びその人権を実現することは、持続可能な開発の基本である。「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施には、持続可能な開発の経済的・社会的・環境的側面への統合された取組みを取る様々な戦略が必要であろう。

政府開発援助と共に、ジェンダーに対応した包摂的で持続可能なマクロ経済枠組と国内資金の動員と配分が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントへの歴史的な投資不足を矯正するために必要とされる。セクターにわたってジェンダー平等を強化するに十分な資金調達は、幅広い社会的・経済的・政治的効果を持って、その他の不平等と差別的規範を減らす手助けをするであろう。従って、そのような関連性と関連する政策対応への注意を高めることが、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施のカギとなる構成要素でなければならない。

ジェンダー平等機構の強い役割を含め、効果的で包摂的な国内機関と政策枠組は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施にとって極めて重要である。制度的取り決めと政策プロセスは、企画、意思決定、政策行動、予算編成と監視がジェンダー平等への配慮を反映し、すべての女性と女兒に利益を与えることを保障するために必要である。国内の持続可能な開発メカニズムを有する国々は、その作業にジェンダーの視点を組み入れる必要がある。新しい制度的構造を設立しつつある国々では、ジェンダー主流化が優先事項となるであろう。

「持続可能な開発 2030 アジェンダ」は任意の国主導の見直しと国内データと統計の作成を含め、フォローアップと見直しプロセスを規定している。しかし、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の範囲と野心は、巨大なデータの課題を提起する。かなりの投資、能力開発及び技術的・財政的協働が、データ格差を埋め、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーの側面を効果的に監視するために必要とされるであろう。

意見交換専門家パネルは、国内の制度的取り決めと政策枠組の強化、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントへの資金調達、ジェンダーに対応したデータと統計の作成並びにすべての女性と女兒のために期待に沿った結果を出す「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施のためのジェンダー平等への配慮と共に、経済的・社会的・環境的という持続可能性の 3 つの側面の統合を含め、カギとなる戦略を探求する。

B. 討論のための問題

国内の制度的取り決めと政策枠組

- ・国々はどのようにして既存の国内戦略と政策を「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に沿うようにしているのか、このプロセスで完全かつ効果的なジェンダー主流化を保障するためにどのような手段と措置を取ることができるのか?
- ・ジェンダー平等機構を含め、包摂的で、効果的で、説明責任のある制度的取り決めが、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施のために政府の異なったレベルに設置されることを保障するためにどのような手段が取られているのか?

ジェンダー平等への資金調達

- ・マクロ経済政策枠組は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施の状況でジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの実現をどのように支援できるのか?
- ・ジェンダー資金格差を埋め、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントに効果的に資金提供するためにはどのような措置を取ることができるのか? そのような努力を促進するためにどのような良いモデルが存在しているのか?

ジェンダーに対応したデータと統計

- ・基準の中でもとりわけ所得別、性別、年齢別、人種別、民族性別、移動状態別、障害別、地理的位置別の質の高いデータを達成し、誰も取り残さないことを保障するためにどのような手段を取る必要があるのか?
- ・「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーの側面を効果的に監視するジェンダー・データと統計の定期的作成において、国の統計制度を支援するために、どのような技術・能力・財政投資が必要とされるのか?

ジェンダー平等と持続可能性の 3 つの側面を統合する

- ・「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施において、ジェンダー平等と持続可能性を統合するためにどのような戦略が存在するのか?
- ・この統合を確保するために、どのような種類の説明責任メカニズムが必要とされるのか? 国のジェンダー平等機構と市民社会のジェンダー提唱者はどのようにこのプロセスに参加しているのか?

形式

このパネルは、パネルのテーマと専門家を紹介する委員会副議長が議長と司会を務める。導入ステートメントに続いて、それぞれのパネリストが短いプレゼンテーションを行う。副議長は、それから、主として代表団から、そして時間が許せば 2、3 の選ばれた市民社会団体と国連機関からの質問を受ける。専門家には、尋ねられた質問に応え、短いまとめのスピーチを行う機会がある。

パネリストのプレゼンテーション

1. Ms. Alejandra Corchuelo 経済学者・コロンビア国内企画局社会開発部長
2. Mr. James Heintz 米国、アマースト、マサチューセッツ大学経済学 Andrew Glyn 教授
3. Ms. Philomena Efua Nyarko ガーナ政府統計家・統計サービス局長
4. Ms. Anita Nayar インド、ダグ・ハマーショルド財団上級顧問
5. Ms. Sally Moyle オーストラリア外務貿易省主任ジェンダー顧問

意見交換討議

スイス、ウガンダ、中国、イラン・イスラム共和国、インドネシア、日本、イタリア、ナイジェリア、ルワンダ、欧州連合、環境教育協会センター、ソロプティミスト・インターナショナル、国際労働組合連合

3月17日(木)午前 第9回会議

議事項目 3(a)(継続)

(i)優先テーマ: 女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性

『『持続可能な開発 2030 アジェンダ』のジェンダーに対応した実施のためのカギとなる戦略』に関する専門家パネル討論

議長概要(E/CN.6/2016/20)

1. 2016年3月17日の第9回会議で、婦人の地位委員会は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施のための参画とパートナーシップに重点を置いて、第60回委員会の優先テーマ「女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性」に関するパネル討論を開催した。委員会副議長の斎藤純公使(日本)が討論の司会を務めた。パネリストは、議会議員の Olfa Soukri Cherif(チュニジア)、キングストン市長の Angela Brown Burke(ジャマイカ)、アフリカ女性開発コミュニケーション・ネットワーク議長の Emma Kaliya(マラウイ)、欧州復興開発銀行社会問題主任顧問の Michaela Bergman 及び西アフリカ経済社会委員会事務局長の Rima Khalaf であった。

2. 参加者たちは、多様な利害関係者による努力に光を当て、革新的取組みを提案して、「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施のための参画とパートナーシップを論じた。彼らは、「ミレニアム開発目標」実施中の介入の例や学んだ教訓を提供し、「アジェンダ」の状況での「北京行動綱領」の完全かつ効果的で促進された実施のためのパートナーシップと参画の機会を明らかにした。18の加盟国と5つの市民社会団体の代表者たちがステートメントを行い、パネリストたちに質問した。

参画とパートナーシップのための既存の取り決めの評価

3. 参加者たちは、市民社会、地方自治体、議員及び多国間開発銀行を含め、利害関係者による参画とそれらの間のパートナーシップに繋がる環境の必要性に留意した。公共セクターでも民間セクターでも女性の参画とリーダーシップの割合は依然として低かったが、より包摂的な政策対話と意思決定が、開発プロセスにおける女性の声を増幅してきた。特に、市民社会団体のための資金調達に限られており、スペースが縮小していることが、ジェンダーに対応したサービスを提供する際に、当局を補うその能力を妨げていた。

4. 参加者たちは、法的・政策的枠組みに関連する強化され、改善されたジェンダー対応を通して、「北京行動綱領」と「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の実施において進歩が遂げられてきたことを認めた。さらなる法的・政策的改革が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成し、

「2030 アジェンダ」における女性の声、働き及び参画を確保し、彼女たちがこれから利益を受けていることを保障するために必要とされた。

状況の問題

5. 利害関係者の間のパートナーシップは、既存の権力の不均衡のために、平等というレベルでは首尾一貫していないことがわかった。先住民女性と性的マイノリティを含め、社会で最も周縁化され、脆弱な人々に開発が到達するためには、パートナーシップは、国際人権規範と基準に基づいていなければならない。国際規範と基準を守ることは、ある文化的または宗教的慣行に関連して女性と女兒に与える有害なインパクトに対処する時にも重要であった。

6. 参加者の中には、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する際の民間セクターの現在の役割と責任が限られていることに留意した者もあれば、公・民パートナーシップを推進する時に、「国連グローバル・コンパクト」に関連するものを含め、企業の社会的責任措置に特に重要性を付与した者もあった。強力な市民社会の支援が、例えば同一労働/同一価値労働・同一賃金に対する民間セクターの会社の公約を提唱する時に、重要なものとみなされた。参加者たちは、公・民パートナーシップがジェンダー平等と女性のエンパワーメントを禁じるのではなくて推進することを保障するために、すでに設置されている環境と社会保障と同様に、そのようなパートナーシップのための法的枠組みにジェンダー平等の規定を含めることを提案した。

7. 参加者たちは、「2030 アジェンダ」の実施は、紛争状況とそのジェンダーに特化した側面にも対応すべきではないかと提案した。女性・平和・安全保障に関する国の行動計画は、そのような実施を支援できよう。2030年までに子ども結婚をなくすという国の目標が示され、市民社会及びその他のパートナーとの協力がこの目標に到達するために提案された。

8. 討論には、負債の免除と国々に課された制裁の解除を通して、開発途上国において、「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施を支援するための国際社会への呼び掛けが含まれた。

参画と多様な利害関係者のパートナーシップへの革新的取組み

9. 参加者たちは、指導的地位にある女性のメリットと業績の可視性を高めるよう要請した。彼らは、公共セクター・民間セクターにおいて指導的地位に達しよう女性を指導することの重要性を強調した。ワーク・ライフ・バランスと意思決定と公共調達への女性の参画を確保することにより職場での女性のエンパワーメントを推進する法律の例が挙げられた。証拠に基づく知識が、女性のエンパワーメントとリーダーシップがいかに事業の効果を高め、社会全般にとって利益となるかを示すために生み出されるべきである。

10. ジェンダー平等のための議会委員会やコーカスは、ジェンダーに対応した企画、予算編成及び実施を推進し、女性の政治的エンパワーメントとリーダーシップを強化するための重要な手段と見られた。

11. 参加者たちは、ジェンダー不平等をなくす際に男性と男児を関与させる必要性を認めた。この目的で、性暴力を防止することに若い男性を関与させる「目を開け」キャンペーンの例が挙げられた。

12. アドヴォカシー団体には、経済セクターにわたって女性の代表者数を改善する際に果たすべきカギとなる役割があった。参加者たちは、「2030 アジェンダ」の状況で、女性と女兒のエンパワーメントとその人権の享受についての視点と信念を変えるために、地域社会指導者・宗教指導者と協力することの重要性に留意した。

13. 参加者たちは、文化的規範と固定観念が、女性たちを賃金の低い熟練度の低い職に閉じ込めることもある要因であることに留意した。このような課題を克服するために、市民社会とのパートナーシップで地方自治体によって促進される地方レベルでのアウトリーチの例が挙げられた。市民と団体が、地方的に生み出された活動の重要性に光を当てて、対象を絞った解決策を提供する際に地方レベルで協働して成功していた。

14. 性別データとジェンダー統計は、「2030 アジェンダ」の実施における進歩を監視し、見直し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国内政策とプログラムを評価する際を含め、ジェンダー分析を行うために必要とされた。参加者たちは、「アジェンダ」全体にわたるジェンダーに配慮した指標の首尾一貫した利用を要請し、性別データを収集し、ジェンダー統計を作成して普及する企画省庁と国の統計局の技術的・財政的能力を築く必要性を強調した。

15. 参加者たちは、「持続可能な開発目標」の指標のためのデータを収集するための革新的取組みを要請した。彼らは、特に女性に対する暴力、無償のケア労働及び性と生殖に関する健康に関する統計を作成し、普及するために、ビッグデータ、クラウドソースのデータ及びソーシャル・メディアの利用を探求するよう国際・地域・国内団体を奨励した。

16. 参加者たちは、委員会の成果の実施を支援し、「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施において加盟国を支援するようジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関に要請した。

司会者: 齋藤純公使副議長(日本): 「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施を促進しようと努力して、このパネルは、地方自治体、議員、多国間開発銀行、女性の市民社会団体及び国連システムという5つのカギとなる利害関係者の役割を探求する。この点で、司会者は、パネリストに2つの主要な質問を出す。つまり第一は、既存の公約を実施する際に異なった利害関係者の役割は何か。第二に、多様な利害関係者のパートナーシップはどのように「アジェンダ」の状況でジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成を支援するために知識、経験、技術及び財源を動員し、分かち合うことができるのかという質問である。

Issue Paper

1. 序論

「女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性」という優先テーマの下で、第60回婦人の地位委員会(CSW60)は、『持続可能な開発 2030 アジェンダ』のジェンダーに対応した実施のための参画と多様な利害関係者のパートナーシップに関する意見交換専門家パネルを開催する。

意見交換専門家パネルは、国内・地域・世界の経験、学んだ教訓、好事例及び新しい洞察に基づいて、実施を促進するために、カギとなる政策イニシアティブと戦略を明らかにする機会である。これは、達成された結果を強調して、証拠、調査及び評価に基づくべきである。これは、さらなる行動のための対話と公約を強化するべきである。専門家たちは、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施と「北京行動綱領」の促進された実施を確保するために必要で計画された手段と措置に光を当ててであろう。専門家たちは、何を必要とするのか、誰がそのような実施のために必要な手段と措置を取るのかを明らかにするよう奨励されている。女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性に関する事務総長報告書(A/CN.6/2016/3)が、さらなる情報を提供している。

2. 討論のための要素

A. 背景

「持続可能な開発 2030 アジェンダ」は、すべての国々、すべての利害関係者、すべての人々の参画を要請している。効果的参画と多様な利害関係者のパートナーシップが、ジェンダー平等と「持続可能な開発目標」の実現にとって極めて重要であろう。ジェンダーに対応した多様な利害関係者のパートナーシップと取り決めが、意思決定、政策行動及び予算編成がジェンダー平等への配慮を反映し、すべての女性と女兒に利益を与えることを保障するために必要とされる。「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の幅と範囲を仮定すれば、政府のあらゆる部署が、市民社会、女性団体、多国間金融機関、財団、民間セクター及び国連システムとのパートナーシップで、実施に関わるであろう。彼らの生活を決定する政治プロセスと決定で発言権を持ち、参画することは、女性と女兒の基本的側面であり、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の達成にとって極めて重要である。市民社会団体、特に女性のアドヴォカシー・権利グループとの強力な調整が、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施にとって不可欠であろう。

様々なレベルの利害関係者が同盟を築いており、国内・地域・世界レベルでの「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施、フォローアップ及び見直しの責務を負ったプロセスやメカニズムを繋げるネットワークを強化している。これらパートナーシップは、包摂的で説明責任があり、ジェンダー平等の公約を含めた国際的規範の公約に沿うものである必要がある。

専門家たちは、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施に向けて、異なった利害関係者グループの知識・経験・貢献を反映するであろう。このパネルは、地方自治体、議員、多国間開発銀行、女性の市民社会団体とネットワーク及び国連システムを含めた 5 つのカギとなる利害関係者グループの視点からジェンダーに対応した実施を探求するであろう。このパネルは、参画メカニズムと異なった利害関係者とパートナーシップがどのように「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施に貢献するかの具体的な例を提供するであろう。

B. 討論のための質問

「北京行動綱領」、「2015 年婦人の地位委員会政治宣言」、「アディスアベバ行動アジェンダ」及び「持続可能な開発 2030 アジェンダ」への公約がジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントとその人権の実現に向けて実施されていることを保障する際に、異なった利害関係者の役割は何か？

「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の状況で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成を支援するために、多様な利害関係者のパートナーシップは、どのように知識、経験、技術及び財源を動員し、共有することができるのか？

議員

ジェンダー平等目標が国の開発企画と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施に反映されることを保障することに向けて、議員はどのような役割を果たすことができるのか？

「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施において、ジェンダー平等問題が中心的に扱われることを保障するために、議員はどのようにその他の利害関係者及び特に国のジェンダー平等本部機構と協力できるのか？

地方自治体

都市レベルでジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成するためには、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を実施する際に、どんなカギとなる要素が強調されるべきか？

「誰も後に取り残さない」ように、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施にすべての女性と女児が参画し利益を受けることを保障するために、地方自治体はどんな取組みを用いることができるのか？

女性の市民社会団体とネットワーク

「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施のために革新的なパートナーシップと同盟を生み出す際に、市民社会はどのような役割を果たすことができるのか？

「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施への女性と女児の完全かつ効果的参画とリーダーシップのために、女性の市民社会団体はどのように動員できるのか？

多国間開発銀行

「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施を支援する際に、多国間開発銀行はどのような役割を果たすことができるのか？

世界・地域・国内レベルで、女性と女児の完全かつ効果的な参画、声、働きを推進するために、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施を支援できるどのような取組みを多国間開発銀行は用いてきたのか？

国連システム

国連システムは、特に地域レベルで「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施においてジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進するために、どのように協働と協力を育成できるのか？

国連システムは、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施のために、カギとなる利害関係者の間にどのように参画とパートナーシップを促進できるのか？

形式

このパネルは、パネルのテーマと専門家を紹介する委員会副議長が議長と司会を務める。導入ステートメントに続いて、それぞれのパネリストが短いプレゼンテーションを行う。それから副議長は、主として代表団から、そしてもし時間が許せば 2,3 の選ばれた市民社会団体と国連機関からの質問を受ける。専門家には、尋ねられた質問に答え、短いまとめの言葉を述べる機会がある。

パネリストのプレゼンテーション

1. Ms. Olfa Soukri Cherif テュニジア議員
2. Ms. Angela Brown-Burke ジャマイカ、キングストン市長
3. Ms. Michaela bergman 欧州復興開発銀行社会問題主任顧問/ジェンダー部長
4. Ms. Emma Kaliya マラウイ・アフリカ女性開発コミュニケーション・ネットワーク FEMNET/南部アフリカ開発共同体ジェンダー・プロトコール同盟/NGO ジェンダー調整ネットワーク議長
5. Ms. Rima Khalaf ベイルート国連西アフリカ経済社会委員会事務次長/事務局長

意見交換討議

スイス、ウガンダ、イラン・イスラム共和国、エジプト、ニジェール、日本、スーダン、イタリア、ノルウェー、エストニア、チュニジア、ルワンダ、コンゴ民主共和国、チャド、ホンデュラス、メキシコ、南スーダン、欧州連合、Federacion Espanola de Mujeres Directivas Ejecutivas Profesionales y Empresarias(FEDEPE)、アジア太平洋女性調査リソース・センター(ARROW)、エジプト女性の権利センター(ECWR)、教育インターナショナル、Centro Regional de Derechos Humanos y Justicia de Genero

3月17日(木)午後 第10回会議

議事項目 3(a)(ii)(継続)

「データ格差と方法論の問題に対処する」というテーマに関する専門家パネル討論

議長概要(E/CN.6/2016/21)

司会者: Ms. Sejla Durbuzovic 副議長(ボスニア・ヘルツェゴヴィナ)

討議ガイド

全体像

第60回婦人の地位委員会は、その見直しテーマとして、「女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止」に関する第57回会期(2013年)の合意結論の実施における進歩を評価する。2016年3月15日に予定されている加盟国からの任意のプレゼンテーションに加えて、評価には、国内・地域・世界レベルでのこのテーマに関連するデータの格差と課題、データの強化された収集、報告、利用及び分析への対処を通して促進された実施を支援し、達成する方法に関する意見交換対話(3月17日 3.00-6.00p.m.)が含まれる。

本メモは、データの格差及び2013年の合意結論に関連した方法論に関する意見交換専門家パネルの形式を述べるものである。

2013年の合意結論には、女性と女兒に対する暴力の広がり、原因、結果及びコスト、データと統計の収集、分析及び普及、行政データの収集、調和及び利用、効果的な国内の監視・評価メカニズムの開発及

び好事例の分かち合いに関する調査と分析に関する措置のような証拠基盤を改善することを目的とした行動が含まれた。

合意結論は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の SDG5(ターゲット 5.2)に、私的・公的空間でのすべての女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃するというターゲットを含めることに対して重要な勢いを提供し、関連するターゲットも、アジェンダのその他の目標の下に含まれた。このターゲットの監視には、合意結論で要請されたように、データが信頼でき、比較できるものであるように、既存の国際基準に沿って収集される必要のある暴力の広がりを示すデータが必要であろう。

合意結論に応じて、加盟国は、ジェンダー平等と女性に対する暴力の異なった側面に関する調査研究のような様々な措置を実施し、関連サービスによる行政データの収集と記録を改善した(E/CN.6/23016/4)。現在 102 カ国で利用できる女性に対する暴力の広がりに関するデータがある状態で、調査を通じたデータ収集はかなり進歩している。最近の分析は、1995 年から 2014 年までに 40 カ国以上が少なくとも 2 回の調査を行ったことを強調しており、これが、もし同じ方法論が用いられるならば、時が経つにつれての変化の分析を可能にするかも知れない。しかし、まだ利用できるデータが限られており、または全くない国の割合が高く、これが「持続可能な開発目標」に向けた進歩の監視に対する課題となっている。調査を通して女性に対する暴力の広がりに関するデータを収集するには費用も時間もかかる。方法的・倫理的配慮が考慮に入れられる必要があり、国の統計局の能力、知識、経験も必要とされる。

専門家パネルは、データ収集と分析、方法論及び証拠基盤の改善に関連する合意結論の実施における進歩を考察する。女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力に関する証拠基盤を強化するために、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」が提供する課題と機会も検討する。

形式、トピック及び質問の提案

意見交換専門家パネルは、3名の専門家による短いプレゼンテーション(8分から10分)で始まり、好事例と学んだ教訓のみならず、加盟国及びその他の利害関係者からのパネリストに宛てたコメントと質問がこれに続く。

トピック 1: 女性に対する暴力の測定: 「2030 開発アジェンダ」の世界的監視のためのデータの利用可能性、格差及び指標

トピック 2: 女性に対する暴力に関する統計作成のためのデータ源: 課題と学んだ教訓

トピック 3: 広がりに関するデータを収集し、女性に対する暴力に関する統計を作成する際の国の統計局の役割

討論を導くための質問の提案:

(1)女性に対する暴力のデータ収集に関する国の経験の例にはどんなものがあるのか? 主要な課題と学んだ教訓にはどんなものがあり、法律、政策及びプログラムを特徴付けるために利用できるデータはどのように用いられているのか?

(2)女性に対する暴力に関するデータを収集するためにどのような好事例が利用できるのか? 重複する形態の差別に直面しており、暴力を経験することに対して最も脆弱な女性と女兒に対する暴力に関する証拠をどのように改善できるのか?

(3)関連する SDG ターゲットのために、私的・公的空間で、すべての女性と女兒に対する暴力に関してデータが定期的に収集されることを保障するために、国々はどんな手段を取るのか?

パネリスのプレゼンテーション

1. Ms. Francesca Grum 国連統計部社会住居統計課課長
2. Dr. Irene Cadique Rodriguez メキシコ国立自治大学学際学地域センター研究者
3. Ms. Ainur Dossanova カザフスタン共和国国家経済省統計委員会社会人口統計部主任専門家

意見交換討議

スイス、インドネシア、イラン・イスラム共和国、パキスタン、ドミニカ共和国、エジプト、日本、米国、チャド、モロッコ、イタリア、コンゴ民主共和国、フィリピン、メキシコ、南スーダン、ラオ人民民主主義共和国、欧州連合、ヘルプエイジ・インターナショナル、アムネスティ・インターナショナル、世界ヴィジョン・インド財団

3月18日(金)午前 第11回会議

議事項目 3(継続)

一般討論(継続)

ルーマニア副大臣/国内ジェンダー平等機関長、シエラレオネ社会福祉ジェンダー子ども問題大臣代理、ジョージア議会第一副議長、オーストラリア女性女児世界大使、ギリシャ内務省ジェンダー平等事務局長、ニジェール人口女性の地位向上子ども保護省事務総長、レソト・ジェンダー青年スポーツ・リクリエーション副大臣、マレーシア女性家族地域社会開発省女性社会地域社会政策部事務次長、コロンビア平等大統領特別顧問、ブルンディ議員、ウルグアイ国内女性機関ディレクター、イタリア外務次官、ニュージーランド女性省局長、サモア、ラオ人民民主主義共和国ラオ女性連合副会長、エリトリア女性国内連合会長、マーシャル諸島上院議員、スロヴァキア労働社会問題家族省ディレクター、トルコ家族社会政策省局長、パナマ国内女性機関ディレクター、エクアドル大統領顧問、セイシェル社会問題地域社会開発スポーツ省社会問題特別顧問、ルワンダ・ジェンダー・モニター長、マルタ、レバノン、リビア、スーダン、モルディヴ、カメルーン、キプロス、国連ハビタット事務総長補/副事務局長

3月18日(金) 第12会議

議事項目 3(継続)

一般討論(継続)

アルメニア、ブルガリア、ミャンマー、カーボヴェルデ、ホーリーシー、イラン・イスラム共和国、ジャマイカ、シンガポール、サウディアラビア、タジキスタン、クロアチア、イラク、アンドラ、アイルランド、トーゴ、トゥヴァル、米国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アラブ諸国連盟アラブ女性団体事務局長、アフリカ連合女性ジェンダー開発ディレクター、国際オリンピック委員会代表団長、国際開発法団体、世界保健機関家族女性子どもユニット・ジェンダー平等人権チーム・リーダー、アフリカ経済委員会(ECA)、国際メディア・コミュニケーション調査協会、Fundacion para Estudio e Investigacion de la Mujer、国際労働組合連合、長老派教会、国際家庭科連盟、女性の権利のための女性--新しい方法、女性の権利開発協会、平和のための寡婦、太平洋障害者フォーラム

3月23日(水) 午前 第13回会議

議事項目 4: 女性の地位に関する通報

非公開会議

議事項目 3(c): 第4回世界女性会議及び「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和: ジェンダー主流化、状況及びプログラムの問題」と題する第 23 回特別総会のフォローアップ

決議案の紹介

1. パレスチナ女性の状況と支援(E/CN.6/2016/L.3)

主提案国: タイ(G77/中国を代表)

議事項目 3(継続)

一般討論

アルバニア、バングラデシュ、セネガル、バルバドス、グアテマラ、アルジェリア、ベナン、キリバティ、ヨルダン、マルタ騎士団、列国議会同盟、国際貿易センター、国連エイズ合同計画(UNAIDS)、国連貿易開発会議(UNCTAD)、国際赤十字赤新月社連盟、国際労働機関(ILO)、フィジー、教会共同同盟行動、アムネスティ・インターナショナル、アジア太平洋女性のためのリソース調査センター、バハイ国際共同体、性と生殖に関する権利センター、地域社会経済開発コンサルタント協会センター、女性の人身取引反対同盟、国際医学生協会連盟、国際民主弁護士協会、国際大学女性連盟、国際家族計画連盟、アジア太平洋国際女性の権利行動監視機構、太陽光調理器インターナショナル、米国国連協会、人権ジェンダー正義地域センター、性と生殖に関する権利のための世界女性ネットワーク、ガール・ガイド・ガール・スカウト世界協会、世界基督教女子青年協会、The Grail

国際大学女性連盟のステートメント: 教育におけるジェンダー平等が貧困を削減し、就職の機会を増やし、持続可能な開発を育成するので、質の高い教育へのアクセスを要請する。各国が、国内総生産の 6%を教育にコミットし、伝統的知識の分かち合いを含め、すべての先住民族の女性と女兒に教育を施し、教育政策を特徴付けるためにジェンダー別データを利用することを要請する。さらに、各国は、社会と産業の変革プログラムを通してジェンダー賃金格差に対処し、説明責任を確保するために、監視メカニズムを導入するべきである。

3月24日(木)午前 第14回会議

議事項目 2: アジェンダの採択及びその他の組織上の問題

決議の採択

1. 婦人の地位委員会の複数年の作業計画(E/CN.6/2016/L.6)---PBI なし

提案者: Antonio de Aguiar Patriota(ブラジル)婦人の地位委員会議長(非公式協議に基づいて)
コンセンサスで決議を採択

決議内容

経済社会理事会は、

1987年5月26日の決議 1987/24、1990年5月24日の決議 1990/15、1996年7月22日の決議 1996/6、2001年7月24日の決議 2001/4、2006年7月24日の決議 2006/9、2009年7月28日の決議 2009/15及び2013年7月24日の決議 2013/18の中で、経済社会理事会は、婦人の地位委員会の重点を置いたテーマ別取組みのための複数年にわたる作業計画を採択したことを想起し、

決議 2013の中で、理事会は、第60回婦人の地位委員会に、今後の複数年にわたる作業計画を決定するよう要請したことも想起し、

理事会が委員会にその作業に対するテーマ別取組みを継続して適用し、予見性と適切な準備時間があるように複数年の作業計画を採択するよう要請し、その優先テーマを選ぶ際に、高官政治フォーラムの状況で総会と経済社会理事会によって採択されることになっているモダリティに従って、相乗作用を築き、理事会と持続可能な開発に関する高官政治フォーラムの作業に寄与するように、「北京行動綱領」¹と第23回特別総会の成果²に加えて、理事会の作業計画並びに「持続可能な開発 2030 アジェンダ」³を考慮に入れるよう要請したことをさらに想起し、

¹ 1995年9月4-15日、北京、第4回世界女性会議記録(国連出版物、販売番号 E.96.IV.13)、第I章、決議I、付録II。

² 総会決議 S-23/2、付録及び決議 S-23/3、付録。

³ 総会決議 70/1。

総会、経済社会理事会及び婦人の地位委員会は、それぞれのマンデートに従って、また、1993年12月20日の総会決議48/162及びその他の関連決議に従って、全体的な政策策定とフォローアップにおいて、また、「北京行動綱領」の実施と監視を調整し、政策とプログラムにジェンダーの視点を主流化する際の委員会の触媒的役割を再確認する際に、主要な役割を果たすことになる3層の政府間メカニズムを構成すべきであることを想起し、

婦人の地位委員会の作業にとっての「北京行動綱領」の中心性を認め、「2030アジェンダ」の厳格で、任意の、効果的で、参加型の、透明性のある、統合されたフォローアップと見直し枠組が、「北京行動綱領」の実施に重要な寄与をし、国々が、誰ひとり取り残さないことを保障するために、進歩を最大限にしてこれを追跡する手助けをすることを認め、

2014年9月22日の総会決議69/2のパラグラフ19に述べられているように、今後の会期で、先住民族女性のエンパワーメントの問題を検討するよう婦人の地位委員会に勧めていることを想起し、第61回会期の重点領域にこの問題を据える意図を認め、

2017年から2019年までのテーマ

1. 第61回、62回、63回会期のための委員会の複数年にわたる作業計画は、以下の通りとすることを決定する:

(a)第61回会期(2017年)

- (i)優先テーマ: 変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメント
- (ii)見直しテーマ: 女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」の実施における課題と業績(第58回会期の合意結論)

(b)第62回会期(2018年)

- (i)優先テーマ: ジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワーメントを達成する際の課題と機会
- (ii)見直しテーマ: メディアとICTsへの女性の参画とアクセス及び女性の地位向上とエンパワーメントのための手段としてのそのインパクトと利用(第47回会期の合意結論)

(c)第63回会期(2019年)

- (i)優先テーマ: ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントのための社会保護制度、公共サービスへのアクセス及び持続可能なインフラ
- (ii)見直しテーマ: 女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性(第60回会期の合意結論)

2. ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの実現を促進するために、それぞれの見直しサイクルで具体的結果を出すため、第4回世界女性会議の25周年にあたる2020年をどのようにうまく活用するかに関して第62回会期で検討し、勧告を出すよう婦人の地位委員会に要請する。

3. 委員会が、高官政治フォーラムで行われる「持続可能な開発目標」に関する進歩のテーマ別見直しに寄与することを確認する。

2. パレスチナ女性の状況と支援(E/CN.6/2016/L.3)---PBIなし

主提案国: タイ(G77/中国を代表)

共同提案国: トルコ

ステートメント: イスラエル、フィンランド(欧州連合を代表)、カザフスタン、インドネシア、スイス
賛成20票、反対2票、棄権11票で決議を採択

採択後ステートメント: 米国、日本、パレスチナ国

決議内容

経済社会理事会は、

事務総長報告書⁴を感謝と共に検討し、

「ナイロビ将来戦略」⁵、特にパレスチナの女性と子どもに関するパラグラフ 260、第 4 回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」⁶及び「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会の成果⁷を想起し、

2015 年 6 月 10 日の決議 2015/13 及び 2003 年 7 月 3 日の武力紛争防止に関する総会決議 57/337 及び女性・平和・安全保障に関する 2000 年 10 月 31 日の安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)、2013 年 10 月 18 日の 2122 号(2013 年)を含め、その他の関連国連決議も想起し、

文民の保護に関係しているので、「女性に対する暴力撤廃宣言」⁸をさらに想起し、

「市民的・政治的権利国際規約」⁹、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」⁹及び「子どもの権利に関する条約」¹⁰を想起し、これら人権条約が、東エルサレムを含むパレスチナ被占領地で尊重されなければならないことを再確認し、

人権理事会の関連決議も想起し、

パレスチナ国によるいくつかの人権条約及び核心となる人道法条約への加入に留意し、

継続する違法なイスラエルの占領とそのあらゆる形態の厳しいインパクトから生じる、東エルサレムを含めたパレスチナ被占領地のパレスチナ女性の重大な状況について深い懸念を表明し、

特に人道的災害が女性と女兒の状況に継続して厳しい影響を与えているガザ地区におけるトラウマの発生と心理的福利の低下が増えていることを含め、高い率の貧困、失業、食糧の不安定、不安定な水の供給と安全とは言えない飲用水、電気と燃料の不足、ドメスティック・ヴァイオレンスの発生及び低下する保健、教育、及び生活水準のみならず、家屋の破壊、パレスチナ人の立ち退き、居住権の取り消し、恣意的拘禁と投獄の結果を含め、イスラエルの占領下で暮らすパレスチナ女性と女兒が直面している困難の増加について重大な懸念を表明し、

東エルサレムを含むパレスチナ被占領地でのパレスチナ女性と女兒の恐ろしい経済的社会的条件及び特に遊牧民社会の強制避難と文民の移送を含む継続する違法なイスラエルの慣行と特に入植地の建設と拡大に関係する土地の没収及び 1967 年前の国境に基づく 2 国解決策に基づく平和に対して大きな障害となり続けている壁から生じる組織的な人権侵害、及び妊婦の出生前ケアと安全な出産のための保健ケア・サーヴィスへのアクセスを含めた保健ケア、教育、雇用、開発と移動の自由に有害な影響を及ぼしてきた東エルサレムを含むパレスチナ被占領地全体を通した許可制度を含め、継続する閉鎖と人と物の移動に制限が継続して課されていることを嘆かわしく思い、

女性と子どもを含めたパレスチナ文民及び家屋、モスク、教会及び農地に対するイスラエル入植者による暴力・脅し・挑発行為すべてについて重大な懸念を表明し、極端主義のイスラエル入植者のある者たちによるテロ行為を非難し、この点で、行われる違法行為に対する説明責任を要請し、

⁴ E/CN.6/2016/6.

⁵ 1985 年 7 月 15 日・26 日、ナイロビ、国連婦人の 10 年: 平等・開発・平和の業績を見直し評価するための世界会議報告書(国連出版物、販売番号 E.85.IV.10)第 I 章、セクション A。

⁶ 1995 年 9 月 4 日・15 日、北京、第 4 回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号 E.96.IV.13)、第 I 章、決議 I、付録 II。

⁷ 総会決議 S-23/2、付録及び S-23/3、付録。

⁸ 総会決議 48/104。

⁹ 総会決議 2200A(XXI)、付録。

¹⁰ 国連、条約シリーズ、第 1577 巻、第 77531 号。

東エルサレムを含むパレスチナ被占領地全体を通じた近年の緊張と暴力を深刻に懸念し、イスラエル占領軍による武力の過度な無差別の使用の結果として、女兒と女性を含めた罪のない文民の命の損失を嘆かわしく思い、

2014年7月と8月のガザ地区内外での武力紛争、何十万人もの文民の国内避難のみならず、学校、病院、上下水道と電気網、経済・産業・農業資産、公共機関、宗教の場所及び国連学校と施設を含めた家屋と重要な文民インフラの広範な破壊のみならず、何百人もの子ども、女性、高齢者を含めた何千人ものパレスチナ文民の殺害と傷害を含め、引き起こされた文民の死傷及び人道・人権法を含めた国際法の違反を非難し、

人権理事会決議 S-21/1 に従って設立された独立調査委員会の報告書と調査結果に留意し、刑事責任免除をなくし、司法を確保し、さらなる侵害を抑止し、文民を保護し、平和を推進するために、国際人道法と国際人権法のすべての違反に対する説明責任を確保する必要性を強調し、

2008年12月から2009年1月までと2012年11月のイスラエルの軍事作戦の長期的な否定的インパクトのみならず、2014年7月と8月のイスラエルの軍事作戦から生じたものを含め、特にガザ地区の根強く続く悲惨な人道状況と社会経済的条件及びガザ地区の文民、特に女性と子どもの生活のあらゆる側面に有害な影響を及ぼしてきた占領軍イスラエルによる再建プロセスの継続する妨害のみならず、長引く国境検問所の閉鎖と人と品物の移動に課される厳しい制限より成る閉鎖が継続して課されていることを深く懸念し、

国際人道法の下での規定と責務に従って、東エルサレムを含むパレスチナ被占領地全体を通して、パレスチナ文民の安全と保護を保証するために措置が取られる必要性を強調し、

パレスチナ女性とその家族が直面している恐ろしい社会経済的・人道的状況を緩和するために、支援、特に緊急事態支援を提供することの重要性も強調し、特にガザ地区の重大な人道危機に対応して、現地で、国連機関及びその他の人道援助機関が提供しつつある重要な努力と支援を認め、

2014年10月12日の「パレスチナに関するカイロ国際会議：ガザを再建する」の開催を想起し、パレスチナ女性とその家族の困窮を緩和するために極めて重要な人道支援と再建プロセスの提供を促進するための誓約の時宜を得た完全な支払いを要請し、

パレスチナの女性と女兒が、特に非衛生的な条件、独房、告訴なく過度の期間の行政的拘禁の広範な利用及び相当のプロセスの否定を含めた厳しい条件の下でイスラエルの刑務所または拘禁センターに捕えられ続けていることに重大な懸念を表明し、女性と女兒が、不適切な保健ケアへのアクセス、妊娠と刑務所で出産することに関連する危険及びセクシュアル・ハラスメントを含めたジェンダーに特化した課題にも直面していることに留意し、

地域のすべての女性の安全と福利を確保する努力の一部として、紛争防止と紛争の平和的解決に関する平和構築と意思決定における女性の役割を高めることの重要性を繰り返し述べ、平和と安全保障の達成、維持、推進のためのすべての努力への女性の平等な参画とかかわりの重要性を強調し、

1. イスラエルの占領が、依然として、地位の向上、自立、社会の開発への統合に関連してパレスチナ女性にとっての主要な障害であることを再確認し、紛争防止と解決に関連する意思決定における女性の役割を高め、平和と安全保障の達成、維持、推進のためのすべての努力への女性の平等な参画とかかわりを確保する努力の重要性を強調する。

2. 特にガザ地区の人道危機と膨大な再建・回復ニーズに対処するために、パレスチナ女性とその家族が直面しつつある恐ろしい人道危機を緩和しようと努力して、特に「持続可能な開発 2030 アジェンダ」¹¹と国の優先事項を念頭に置いて、緊急に必要とされる支援、特に緊急事態支援とサーヴィスを継続して提供し、国際支援プログラムのすべてにジェンダーの視点を統合して、関連パレスチナ機関の再建を手

¹¹ 総会決議 70/1 を参照。

助けするよう国際社会に要請し、世界銀行、国際通貨基金及び国連を含め、国際機関によって確認されているように、独立したパレスチナ国の機関の再建におけるパレスチナ政府の業績を推奨し、これら努力への継続する支援を要請する。

3. パレスチナ女性とその家族の困窮を緩和するための基本である人道支援と再建プロセスの提供を促進するために、「パレスチナに関するカイロ国際会議：ガザを再建する」で2014年10月12日に行われたすべての誓約を遅滞なく果たすよう国際ドナーに要請する。

4. パレスチナ女性と女児の権利を保護するために、占領軍であるイスラエルが、「世界人権宣言」¹²、1907年10月18日の「ハーグ条約IV」の付録「規則」、1949年8月12日の「戦時中の文民の保護に関連するジュネーヴ条約」¹³及び「国際人権規約」⁹を含めたその他のすべての国際人権法の関連規則、原則及び条約の規定と原則に完全に従うことを要求する。

5. パレスチナ女性と女児の人権の推進と保護に継続して特別に注意し、イスラエルの占領下で暮らしているパレスチナ女性とその家族が直面しつつある困難な条件を改善する措置を強化するよう国際社会に要請する。

6. 関連国連決議に従って、すべての難民と国内避難しているパレスチナ女性と子どものその家屋と財産への帰還を促進するようイスラエルに要請する。

7. 中東の包括的平和の実現のために、2国並立解決策の国際的に認められた基盤に従って、イスラエル・パレスチナ紛争とアラブ・イスラエル紛争全体の正当で永続的で平和的解決のために例外なくすべての核心となる問題を含め、すべての未決の問題を解決することにより、1967年に始まったイスラエルの占領を遅滞なく終わらせるための明確なパラメーターと決められた時間枠に基づいて平和条約の締結を推進し促進することを目的とした新たな努力を払うよう国際社会に要請する。

8. 「ナイロビ将来戦略」⁵、特にパレスチナの女性と子どもに関するパラグラフ260、「北京行動綱領」⁶及び「女性2000年：21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会の成果⁷の実施に関して監視を継続し、行動をとるよう婦人の地位委員会に要請する。

9. 事務総長報告書に述べられているものを含め、あらゆる利用できる手段により、パレスチナ女性を支援するために、状況の見直しを継続し、西アフリカ経済社会委員会によって提供される情報を含め、本決議の実施において遂げられた進歩に関する報告書を第61回婦人の地位委員会に提出するよう事務総長に要請する。

3. 後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの釈放(E/CN.6/2016/L.4)---PBIなし

主提案国：アゼルバイジャン

共同提案国：アルゼンチン、ベラルーシ、ジョージア、トルコ、米国、アルメニア、ウクライナ
コンセンサスで決議を採択

決議内容

婦人の地位委員会は、

「国連憲章」の目的、原則、規定に導かれ、

国際人道法、特に1949年8月12日の「ジュネーヴ条約」及びその1977年の「追加議定書」の原則と規範並びに国際人権基準、特に「世界人権宣言」、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」、「市民的・政治的権利国際規約」、「女子に対するあらゆる形態の暴力の撤廃に関する条約」、「子どもの権利に関する

¹² 総会決議217A(III)。

¹³ 国連、条約シリーズ、第75巻、第973号。

る条約」、「拷問及びその他の非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰禁止条約」及び1993年6月25日に世界人権会議によって採択された「ウィーン宣言と行動計画」¹⁴によっても導かれ、

2006年12月20日の総会決議61/177によって採択された「強制失踪からの万人の保護のための国際条約」¹⁵を相当に考慮に入れ、

人質取りに関連する人権委員会と人権理事会のすべての関連決議と2006年12月19日の総会決議61/172のみならず、後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの釈放に関する以前の決議¹⁶すべてを想起し、

女性と子どもは、性暴力及び性と生殖に関する健康問題を含め、人質に取られた時に特別な脆弱性を担っていることを認め、

万人に声明、自由、人間の安全保障への権利があり、人質を取ることは、国際社会にとって重大に懸念される犯罪であることも認め、

それなりに文民の保護に関連する国際人道法の文書に含まれている関連規定を想起し、

「女性2000年:21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会の成果¹⁷のみならず、「北京宣言と行動綱領」¹⁸及び女性と子どもに対する暴力に関連する規定を含め、「子どもにふさわしい世界」と題する子どもに関する特別総会の成果¹⁹を再確認し、第4回世界女性会議の10周年、15周年、20周年に関する婦人の地位委員会の宣言をさらに再確認し、

武力紛争防止に関する2003年7月3日の総会決議57/337及び女性・平和・安全保障に関する2000年10月31日の安全保障理事会決議1325号(2000年)、2008年7月31日の1828号(2008年)、2009年9月30日の1888号(2009年)、2009年10月5日の1889号(2009年)、2010年12月16日の1960号(2010年)、2013年6月24日の2006号(2013年)、2013年10月28日の2122号(2013年)及び2015年10月13日の2242号(2015年)並びに子どもと武力紛争に関する2000年8月11日の安全保障理事会決議1314号(2000年)、2001年11月20日の1379号(2001年)、2003年1月30日の1460号(2003年)、2004年4月22日の1539号(2004年)、2005年7月26日の1612号(2005年)、2009年8月4日の1882号(2009年)、2011年7月12日の1998号(2011年)、2012年9月19日の2068号(2012年)、2014年3月7日の2143号(2014年)及び2015年6月18日の2225号(2015年)、及びテロリストによる身代金目的の誘拐と人質取りに関する2014年1月27日の安全保障理事会決議2133号(2014年)、2015年11月20日の2249号(2015年)、2015年12月17日の2253号(2015年)及び2015年12月21日の2255号(2015年)を想起し、

世界中の多くの地域での武力紛争の継続とそれらが引き起こす人間の苦しみと人道危機に重大な懸念を表明し、

武力紛争の状況での人身取引が、性暴力とジェンダーに基づく暴力へのその脆弱性の増加を含め、女性と子どもに与える特別なインパクトに留意し、安全保障理事会議長によって2015年12月16日のステートメント²⁰で述べられたように、人身取引された女性と子どもとの連帯感と同情を表明し、

国際的な武力紛争であれ、非国際的な武力紛争であれ、後日投獄された者を含め、人質に取られた女性と子どもが、こういった紛争を終結させようとする努力に否定的インパクトを与え続け、こういった女性と子どもの家族に苦しみを引き起こしている、国際人道法と国際人権法を含めた国際法の重大な違

¹⁴ A/CONF.157/24(Part I)、第III章。

¹⁵ 国連、条約シリーズ、第2716巻、第48088号。

¹⁶ 決議39/2、40/1、42/2、43/1、44/1、45/1、46/1、48/1、50/1、52/1、54/3、56/1及び58/1。

¹⁷ 総会決議S-23/2、付録及び決議S-23/3、付録。

¹⁸ 1995年9月4-15日、北京、第4回世界女性会議報告書(国連文書、販売番号E.96.IV.13)、第I章、決議I、付録I及びII。

¹⁹ 総会決議S-27/2、付録。

²⁰ S-PRST/2015/25。

反または濫用の被害者であることに留意し、この点で、とりわけ人道的観点からこの問題に対処する必要性を強調し、

女性と子どもを人質に取ることを含め、文民に対して行われる武力紛争の状況でのあらゆる形態の暴力は、それなりに、特に 1949 年 8 月 12 日の「ジュネーブ条約」に定められているように、国際人道法の重大な違反であることを強調し、

武力紛争の当事者である国々は、武力紛争で、女性と子どもを人質に取り、後日投獄することなく、紛争のすべての当事者が人質取りを控えなければならないことを念頭において、女性と子どもを保護するために関連メカニズム、政策及び法律の実施に関して説明責任を確保する責任があることを認識し、

国際社会の努力にもかかわらず、テロリストや武力集団が行うものを含め、異なった形態の人質取りの行為は、世界の多くの地域で継続して起こっており、増えてさえいることを懸念し、

ある地域での国際組織犯罪による重大な脅威と場合によってはテロとの関連性が増えていることに懸念と共に留意し、資金作りまたは政治的譲歩を得ることを含め、あらゆる目的で行われる誘拐と人質取りの発生を強く非難し

人質取りの問題に対処するには、そのような忌まわしい慣行をなくし、加害者に責任を取らせるために、国際人道法と国際人権法に従って、国際社会の側での断固とした、堅固な、一致した努力が必要であることを認め、

武力紛争地域で人質に取られた女性と子どもの迅速で無条件の釈放が、「北京宣言と行動綱領」並びに第 23 回特別総会の成果及び女性と子どもに対する暴力に関連するその規定を含め、子ども特別総会の成果に書かれている気高い目標の実施を推進するであろうとの強い信念を表明し、

事務総長報告書²¹に留意し、

1. どこで誰が行おうとも、人質取りは、人権の破壊を目的とした違法行為であり、いかなる状況においても正当化できないことを再確認する。
2. 武力紛争の状況で、国際人道法に違反する文民に対して行われたすべての暴力行為をそれなりに非難し、そのような行為に対する効果的対応、特に現地での国際協力を強化することを含め、武力紛争中に、後日投獄された者を含め、人質に取られた女性と子どもの即時釈放を要請する。
3. 人質取りの状況で行われた行為、特に拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰、女性と子どもの殺害、強姦、奴隷化、人身取引も非難し、これらの結果を嘆かわしく思う。
4. 後日投獄された者を含め、人質に取られた女性と子どもの身元確認、運命及び所在を決定するために、時宜を得てすべての必要な措置を取り、適切なチャンネルを通して、家族にその運命と所在に関してわかっている関連情報をすべて提供するよう、紛争の当事者である国家に要請する。
5. この点で、すべての適切な法的・实际的措置と調整メカニズムを含め、包括的取組みを採用するよう各国に勧める。
6. 国際・国内の法的規範と基準に従って、後日投獄され者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもに関する情報の収集、保護、管理の必要性を認め、特にすべての関連する適切な情報を提供することにより、お互い及びこの領域で活動しているその他の適切な行為者と協力するよう各国に要請する。
7. 国際人道法の規範を完全に尊重し、人質取りの行為を防止し、これと闘う措置を含め、文民の保護に必要なすべての措置をそれなりに取るよう武力紛争のすべての当事者に要請する。

²¹ E/CN.6/2016/7.

8. 国際人道法に従って、これら女性と子どものための人道支援への安全で妨げられないアクセスを提供するようすべての武力紛争の当事者に要請する。

9. 後日投獄された者を含め、人質に取られた女性と子どもの運命と所在を確立する際に、国際赤十字委員会及び関連するところでは国内の赤十字赤新月社と完全に協力するようにもすべての紛争当事者に要請する。

10. 国際法に従って、人質取りと性暴力を含め、戦争犯罪に対して責任ある者を訴追し、裁判にかけるすべての国々の説明責任の強化も責任も必要であることも強調する。

11. 透明性と説明責任、一般の人々のかかわりと参画に基づいて、すべての司法・法の支配メカニズムに関連して、和平プロセスの一部としても、後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの釈放の問題に対処する必要性も強調する。

12. その釈放を促進する際に、関連国際機関によって検証できる人質に関する性別・年齢別データの改善された分析と普及を通して、客観的で、信頼できる公平な情報を交換することの重要性を強調する。

13. 武力紛争の状況での性暴力を含め、暴力に対する女性と女兒の特別な脆弱性を認め、後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どものリハビリテーションの重要性を強調し、この目的に实际的に可能なあらゆる措置を取るよう関係諸国に要請する。

14. 本決議の状況で、特に安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)に関連する情報を継続して広く普及するよう事務総長に要請する。

15. あらゆる権限を利用して、後日投獄された者を含め、人質に取られた女性と子どもの即時釈放を促進する努力を払うようにも事務総長とすべての関連国際団体に要請する。

16. 子どもの武力紛争のための事務総長特別代表、紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表及び子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表のみならず、それぞれのマンデート内で、特別報告者たちが後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの問題とその結果に継続して対処するよう勧める。

17. 各国及び関連国際団体によって提供される情報を考慮に入れて、本決議の実施に関する報告書を第 62 回婦人の地位委員会に提出するよう事務総長に要請する。

18. 第 62 回会期でこの問題を検討することを決定する。

議事項目 5: 経済社会理事会決議と決定のフォローアップ

口頭での決定

議長の提案に基づき、委員会は、文書 E/CN.6/2016/11 及び E/CN.6/2016/12 に留意した。

3月24日(木)午後 第15回会議

議事項目 3(c)(継続)

決議の採択(継続)

4. 女性・女兒・HIV とエイズ(E.CN.6/2016/L.5)---PBI なし

主提案国: ボツワナ(南部アフリカ開発共同体を代表)

共同提案国: ブルキナファソ、ギニア、リベリア、フィリピン、タイ、ウガンダ

一般コメント: 米国、スーダン(アルジェリア、ベラルーシ、リビア、ニジェール、パキスタン、カタール、サウディアラビア、イエーメンも代表)、フィンランド(欧州連合を代表)、イラン・イスラム共和

国、リヒテンシュタイン(オーストラリア、アイスランド、ニュージーランド、ノルウェーも代表)、モーリタニア、ホーリーシー

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

決議内容

婦人の地位委員会は、

「北京宣言と行動綱領」²²及びその見直しの成果、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」²³、第 23 回特別総会の成果²⁴、「国際人口開発会議の行動計画」²⁵、そのさらなる実施のためのカギとなる行動とその見直しの成果、「子どもの権利に関する条約」²⁶、「女性に対する暴力撤廃宣言」²⁷、2011 年の「HIV とエイズ政治宣言: HIV とエイズの撤廃努力の強化」²⁸、2000 年 10 月 31 日の女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)及び「持続可能な開発目標、特に 2030 年までにエイズという疫病をなくす」という加盟国の決意を含めた「持続可能な開発 2030 アジェンダ」²⁹を再確認し、

世界的な HIV という疫病が不相応に女性と女兒に悪影響を及ぼしていることを深い懸念と共に留意し、「ミレニアム開発目標」が定められた 2000 年以来、世界的な HIV 対応が何百万という HIV 新規感染とエイズ関連の死亡を防いできた、HIV の広がり止め、逆転させることに関する「ミレニアム開発目標 6」の実現において達成された進歩を認め、

国連エイズ合同計画の「90 対 90 対 90」のターゲットの状況を含め、予防と治療の連続にわたる HIV 対応の迅速処理を通してエイズという疫病をなくす努力を強化する必要性を認め、特に社会における男女間、女兒と男児間の不平等な力関係による思春期の若者と女兒と女性の特別な脆弱性を認め、

HIV とエイズに感染し、発症している人々のための予防・治療・ケア・サポートは、エイズという疫病をなくすための包括的で多部門的でジェンダーに対応した取組みに統合されなければならない効果的対応の相互に補強し合う要素であることを認め、

ジェネリック薬の合法的取引を制限するものを含め、規則、政策、慣行が、低・中所得国で料金が手頃な HIV 治療とその他の薬品へのアクセスを厳しく制限するかも知れないことに懸念と共に留意し、特に国内法、規制政策及び供給網管理を通して改善できることを認め、料金が手頃な製品に対する障害の削減が、料金が手頃で質の高い HIV 予防製品、診断、日和見感染と同時感染を含めた HIV のための薬品及び治療商品へのアクセスを拡大するために、探求されることができようことに留意し、

ジェンダー平等と女性と女兒の市民的・政治的・経済的・社会的・文化的エンパワーメント並びにその人権と基本的自由の完全かつ平等な享受は、貧困根絶と持続可能な開発の達成の基本であることを強調し、

その人権と基本的自由の尊重、保護、推進及び成就の欠如、及び国際人口開発会議と「北京宣言と行動綱領」及びこれらの見直し会議の成果文書に従った性と生殖に関する健康と権利を含めた到達できる最高の水準の身体的・精神的健康への不十分なアクセスが、その脆弱性を高め、現在と未来の世代の生存を脅かし、特に女性と女兒の間のエイズという疫病のインパクトを悪化させることも強調し、

²² 1995 年 9 月 4-15 日、北京、第 4 回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号 E.96.IV.13)、第 I 章、決議 I 付録 I 及び II。

²³ 国連、条約シリーズ、第 1249 巻、第 20128 号。

²⁴ 総会節義 S-23/2、付録及び決議 S-23/3、付録。

²⁵ 1994 年 9 月 5-13 日、カイロ、国際人口開発会議報告書(国連出版物、販売番号 E.95.XIII.18)、第 I 章、決議 I、付録。

²⁶ 国連、条約シリーズ、第 1577 巻、第 27531 号。

²⁷ 総会決議 48/194。

²⁸ 総会決議 65/277、付録。

²⁹ 総会決議 70/1。

子どもと思春期の若者はケアを受け損なう可能性がより高く、抗レトロウイルス療法を受けている子どもと思春期の若者は成人よりもウイルス負荷抑止に達する可能性が低く、幼児、子ども、思春期の若者を診断し、治療する際には多くの課題があることを認め、

最も脆弱な人々のための社会保護及び質の高い保健サービスへの普遍的で公正なアクセスより成り、女性と子どもを含めた HIV 感染者に料金が手頃で、質の高いサービス提供を保障するユニバーサル・ヘルス・カヴァレッジを達成し、ユニバーサル・ヘルス・カヴァレッジは HIV/エイズ対応も推進することを確信することの価値と重要性を強調し、

1,330 万人以上の子どもたちが、HIV とエイズのために片親または両親を失っており、こういった子どもたちには保護、ケア、サポートに関連する複雑なニーズがあり、彼らが性暴力・ジェンダーに基づく暴力を含めた暴力の大きな危険にさらされているのみならず、感染の大きな危険にさらされているかも知れないことを認め、

事務総長の「女性に対する暴力をなくすための団結」キャンペーン及び"HeForShe"キャンペーンを含め、女性と子ども、特に女兒に対するあらゆる形態の暴力をなくすための加盟国と国連システムの努力に感謝と共に留意し、

女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力、差別及び有害な慣行が、女性と女兒の間の HIV の蔓延のカギとなる助長要因であることを深く懸念し、

特に法的・経済的不平等、性暴力とジェンダーに基づく暴力、差別及び権利侵害から生じる障害を持つ女性と女兒が直面している HIV 感染に対する脆弱性の増加も深く懸念し、

武力紛争、人道危機及び自然災害で不安定にされた母集団、国内避難民、特に女性と子ども、特に女兒が、HIV 感染の高い危険にさらされていることに懸念と共に留意し、

女性と女兒が HIV 感染に対してより脆弱であり、HIV とエイズに感染し、発症している人々のケアと支援を含め、彼女たちが HIV とエイズという疫病のインパクトの不相応な重荷を担っており、これが健康への権利を含めた彼女たちの人権の享受に否定的影響を及ぼしていることを認め、

質の高い教育と情報へのアクセスと学校での女兒の引き止めが、女性と女兒の間の HIV 感染防止の極めて重要な要素であることも認め、

HIV とエイズに対処するために、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを推進する支援プログラムを支援するために、国内・国際資金を増額する際に、国連エイズ合同計画とその他の専門機関及び国際ドナー社会と金融メカニズムと協力した各国政府のリーダーシップを認め、

HIV とエイズ対応を含めたジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントのあらゆる側面で、各国政府、NGO、市民社会、及び HIV 感染者によって、「共通の責任に関する道程表」及び「アフリカにおけるエイズ・結核・マラリア対応のための世界的連帯」を通して示されたリーダーシップとコミットメントを歓迎し、

1. 女性と女兒は、男性や男児よりも特に早い年齢で HIV に対して生理学的に脆弱であり、これが性的搾取と有害な慣行を含め、女性、女兒、思春期の若者に対する差別とあらゆる形態の暴力によって強められることを念頭に置き、若い女性と思春期の女の子の程度の高い HIV 新規感染とその根本原因に十分注意を払うよう各国政府、国際パートナー及び国際社会に要請する。

2. 構造的なジェンダー不平等、差別、女性と女兒に対する暴力及び有害な男らしさが効果的な HIV 対応と女性と女兒による完全かつ平等な人権と基本的自由の享受を損なうことを認め、生活のあらゆる領域で、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを達成する際の努力を強化するよう加盟国に要請する。

3. 公的・私的領域での女性と女兒に対するあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力と差別及び子ども結婚、早期・強制結婚と女性性器切除及び人身取引のような有害な慣行を撤廃する法律・政策・戦略を制定し、その実施を強化し、HIVに対する女性と女兒の脆弱性を減らすために、男性と男児の完全なかわり確保するようすべての各国政府に要請する。

4. 社会への女性と女兒の完全参画に対する障害を除去するのみならず、HIV 防止と可能な場合にはケアへのその参画に対する障害を減らし、女性と女兒の HIV の危険と社会的周縁化を助長する人身取引のような慣行に対処することにより、高い危険にさらされている女性と女兒の特に高いレベルの HIV 感染を減らす努力を強化するようすべての各国政府に要請する。

5. ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを達成するための重要な戦略として、男性・男児とパートナーを組むことを通して、女性と女兒のために正当で公正な世界を確保するよう、さらに各国政府に要請する。

6. 女性・子ども・貧しい人々・脆弱で周縁化された人々のセグメントに特に重点を置いて、サービスの利用が利用者たちを財政的困難にさらすことがないことを保障しつつ、すべての人々がいかなる差別もなく国が定めた質の高い、増進的で、予防的で、治療的で、リハビリ的で、緩和的な必要とされる基本的な保健サービス及び特にプライマリー・ヘルスケアの推進を通じた基本的で、安全で、料金が手頃で、効果的で、質の高い薬剤に平等にアクセスできることを意味するユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジを推進するようすべての各国政府に要請する。

7. 正規の教育を受けなかった人々のための補習・識字教育を含め、女兒による教育へのアクセス、引き止め、修了を推進する措置及びすでに結婚しておりまたは妊娠しており、または HIV/エイズに感染しまたは発症している人々を世話している者を含め、小学校後の教育を通して学校に女兒を引き止めるためのイニシアティブを採用して実施し、若い女性と女兒の間の HIV 新規感染を減らす保護戦略として社会的保護措置を採用するよう加盟国に要請する。

8. 教育、訓練と非正規教育及び職場を含め、HIV とエイズに感染し、影響を受けている女性と女兒の尊厳、権利及びプライバシーを確保するために、女性と女兒に対する及び女性と女兒の間のジェンダーに基づく HIV 関連の汚名と差別に対処するよう加盟国に要請する。

9. 女性の経済への貢献と HIV とエイズ感染者のケアへのその積極的参加を認め、公共サービスの提供、インフラ、男性・男児との責任の平等な共有の推進及び脆弱な女性と女兒を対象とした社会保護の提供を通して、女性の無償のケアと家事労働を認め、減らし、再配分し、評価するよう加盟国に要請する。

10. 思春期の女の子と男の子、若い女性と男性のための年齢にふさわしく、文化的に配慮した性と生殖に関する健康と HIV 予防に関する包括的教育と若者に優しい性と生殖に関する健康ケア・サービスの提供を規模拡大する努力を促進するよう各国政府と国際社会に訴える。

11. すべての女性と女兒に対する包括的な HIV 予防、プログラム、治療、ケア及びサポートへの普遍的アクセスを達成し、ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジの達成に対するあらゆる障害を除去し、HIV 感染から身を守る思春期の女の子と男の子、若い女性と男性の能力を築き、危険な行為を避けることを求め、責任ある性行動を奨励しつつ、女性用・男性用コンドーム、暴露後の予防法、暴露前の予防法を含め、利用できる商品の使用を可能にしつつ、統合された性と生殖に関する保健ケア・サービス、情報、任意のカウンセリングとテスト及び商品へのアクセスを改善する具体的で長期的措置を取るよう各国政府に要請する。

12. 日和見感染と同時感染の治療のみならず、料金が手頃で効果的な HIV 予防・治療製品、診断、薬剤と商品及びその他の薬剤を提供し、特に薬剤へのアクセスと取引の推進に向けた「知的財産権の貿易関連の側面に関する世界貿易機関協定」(TRIPS 協定)の下での既存の柔軟性の最大限の利用を最大限に活用するために、国内法と規則を改正することにより、生涯にわたる慢性的ケアに関連するコストを減らす低・中所得国の能力を制限している障害を、2030 年までに除去し、より効果的なエイズ対応に貢献

する際に、知的財産権体制の重要性を認めつつ、貿易協定の知的財産権の規定が、「TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言」で確認されたように、この既存の柔軟性を損なわないことを保障することにコミットし、2005年12月6日の決定で、世界貿易機関の総会で採択された「TRIPS 協定」の第31条の改正の早期受諾を要請する。

13. 機密の任意のカウンセリングとテスト及び母子感染/垂直感染の撤廃を含め、HIV 予防・治療・ケア・サポートをその他のプライマリー・ヘルスケア・サービス、特に性と生殖に関するヘルスケア・サービスと統合することを通し、生殖年齢の女性と思春期の女の子の間の新規感染を防止する手段及び HIV に感染している女性と女兒の生涯にわたる抗レトロウイルス治療の提供を通して、母子感染を撤廃し母親を生かしつづけるというコミットメントを支持するよう各国政府及び利害関係者に要請する。

14. 新規感染を予防するための女性と女兒のための組み合わせ予防イニシアティブを強化し、HIV の蔓延を逆転させ、妊産婦死亡率を削減するようにも各国政府と利害関係者に要請する。

15. 高齢女性と障害を持つ女性と女兒の HIV とエイズ対応の不可欠の部分として、予防・治療・サポートへのその平等なアクセスを確保して、彼女たちが直面する増加する HIV に対する脆弱性に対処するよう各国政府と利害関係者に要請する。

16. HIV 陽性女性から生まれた HIV 陰性の子どもたちは、まだ罹病と死亡の高い危険にさらされているので、彼らにサービスを提供することに重点を置いたプログラムを設置し、情報と教育を通して、母乳を通じた出産後の感染を抑えるための行動を開発する必要性を考慮に入れて、HIV に感染している子どもと思春期の若者の治療へのアクセスをかなり強化・改善し、日和見感染の予防法と治療を含め、小児科治療から成人治療への円滑な移行と関連する支援とサービスを推進し、ケアの地点での診断法へのアクセスを通して幼児 HIV 診断を改善する戦略を開発し実施している各国政府、国連エイズ合同計画及びその他の国連基金・計画・専門機関の重要性を強調する。

17. 難民と国内避難民、特に HIV 感染の高い危険にさらされている女性と子どもを含めた、武力紛争で不安定にされた人々に関連するすべての政策とプログラムで、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワメントを優先するよう各国政府と利害関係者に要請する。

18. HIV という疫病の状況を含め、女性と女兒のためにすべての人権と基本的自由の完全かつ平等な享受を尊重し、推進し、保護し、女性と女兒のための平等な経済機会とディーセント・ワークを推進する女性と女兒を対象とする国内 HIV とエイズ対応を通して、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワメントを達成するために、政治的コミットメントと国内の資金調達を強化するよう各国政府に要請する。

19. 国内対応にジェンダーに対応した取組みを推進することを含め、あらゆる側面の HIV とエイズの問題に対処する際に、HIV 感染女性と女兒、市民社会行為者、民間セクター及び青年・女性団体の積極的に意味のある参画、貢献及びリーダーシップを推進するようにも各国政府に要請する。

20. HIV とエイズという疫病の悪影響を受けている女性と女兒に重点を置いて、エイズをなくし、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワメントを達成する国内努力への財政的・技術的支援を強化し、政策・企画・プログラム・監視・評価にジェンダーと人権の視点を主流化することにも財政的・技術的支援を強化するよう、各国政府、民間セクター、国際ドナー社会、国連の基金と計画及び専門機関に要請する。

21. HIV とエイズのジェンダーの側面への対象を絞った対応を特徴づけるために、包括的な年齢別・性別データを利用するよう各国政府に要請する。

22. HIV とエイズの予防・治療・ケア・サポートで、HIV とエイズのインパクトを緩和するために用いられるべきこの疫病の牽引要因とインパクトの評価を提供する国の権限と能力を築くことの重要性を強調する。

23. 女性が管理する予防商品を含め、ジェンダーと HIV とエイズに関する行動志向の調査を支援するよう国際社会と調査機関を奨励する。

24. 本決議の実施に関する進捗報告書を第 62 回婦人の地位委員会に提出するよう事務総長に要請する。

合意結論：女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性の採択

コンセンサスで合意結論を採択

採択後ステートメント：米国、フィンランド(欧州連合を代表)、エジプト(アフリカ・グループを代表)、スーダン(リビア、ニジェール、ナイジェリアも代表)、イラン・イスラム共和国、コロンビア、サウジアラビア、イェーメン、メキシコ、トリニダード・トバゴ(グアイアナ、ニカラグアも代表)、トルコ、カナダ(オーストラリア、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーも代表)、モーリタニア、ホーリーシー

合意結論内容

1. 婦人の地位委員会は、「北京宣言と行動綱領」、第 23 回特別総会の成果文書及び第 4 回世界女性会議の 10 周年、15 周年、20 周年に当たって委員会によって採択された宣言を再確認する。
2. 委員会は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と「子どもの権利に関する条約」及びこれらの「選択議定書」並びにその他の関連条約が、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント及び生涯を通じたすべての女性と女児のすべての人権と基本的自由の完全かつ平等な享受を実現するための国際的な法的枠組みと包括的な一連の措置を規定していることを再確認する。
3. 委員会は、普遍的で、不可分で、相互に依存し、相互に関連する開発への権利を含めた女性の人権と基本的自由の推進、保護、尊重が、貧困根絶を目的とするすべての政策とプログラムに主流化されるべきことを再確認し、すべての人々に、経済的・社会的・文化的・政治的開発に参画し、貢献し、享受する資格があり、平等な注意と緊急の配慮が市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進、保護、完全実現に与えられるべきことも再確認する。
4. 委員会は、国際人口開発会議とその「行動計画」を含めた関連国連首脳会合と会議及びさらなる実施のためのカギとなる行動でなされたジェンダー平等とすべての女性と女児への公約を再確認する。委員会は、第 3 回国連災害危険削減世界会議、第 3 回開発のための資金調達国際会議、「国連気候変動枠組条約」の第 21 回「締約国会議」でのジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの承認のみならず、ポスト 2015 年の開発アジェンダ採択のための国連首脳会合でなされたジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントに対するコミットメントをさらに再確信し、2015 年 9 月 27 日に開催されたジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する世界指導者会合及び 2015 年 10 月 13 日に開催された安全保障理事会の女性・平和・安全保障に関する会合を想起する。
5. 委員会は、「北京宣言と行動綱領」とその見直しの成果文書及び関連主要国連会議と首脳会合及びこれら会議のフォローアップの成果が、持続可能な開発の堅固な土台を築いており、「北京宣言と行動綱領」の完全かつ効果的で促進された実施が、誰も取り残さないという「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施に極めて重要な貢献をするであろうことを再確認する。
6. 委員会は、持続可能な開発を含め、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの達成において、それぞれの地域及び国々で、地域条約、文書及びイニシアティブが果たす重要な役割を認める。
7. 委員会は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の中のジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントへのコミットメントを歓迎し、女性が開発の担い手として重要な役割を果たすことを認め、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントがすべての「持続可能な開発目標」とターゲットにわたって進歩するために極めて重要であることを認める。委員会は、もし女性と女児がその人権と機会の完全実現を否定され続けるならば、完全な人権と持続可能な開発の達成は不可能であることを強調する。

8. 委員会は、貧困の女性化が根強く続いていることに懸念を表明し、極度の貧困を含め、あらゆる形態・あらゆる側面の貧困の根絶が、持続可能な開発の不可欠の要件であることを強調し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの達成と貧困根絶との間の相互に補強し合う関連性と社会保護制度を通じたものを含め、生涯を通して女性と女児のための適切な生活水準を確保する必要性を認める。
9. 委員会は、教育への権利の実現が、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント、人権、持続可能な開発及び貧困根絶の推進に寄与することを再確認する。委員会は、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの達成及びその人権と基本的自由の実現のカギである中等学校教育へのアクセス、引き止め及び修了におけるジェンダー格差を埋め、その他の建設的な社会的・経済的成果を可能にする際の進歩の欠如に懸念と共に留意し、従って、すべての女性と女児が、生涯学習の機会へのアクセス及びあらゆるレベル---幼児教育、初等教育、中等教育、高等教育並びに技術・職業訓練の質の高い教育への平等なアクセスを享受しなければならないことに留意する。
10. 委員会は、女性の平等な経済的権利、経済的エンパワーメント及び独立は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の達成にとっての基本であることを認める。委員会は、土地と天然資源を含めた経済的生産資源、財産権と相続権、少額金融を含めた適切なニュー・テクノロジーと金融サービス、完全かつ生計的雇用とディーセント・ワーク、同一労働または同一価値労働同一賃金に適宜アクセスする女児と男児のみならず、女性と男性の平等な権利を実現するための法改正またはその他の改革を行うことの重要性を強調する。委員会は、包摂的成長と持続可能な開発のための女性移動労働者の建設的貢献を認める。
11. 委員会は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の達成には、政治的・経済的・公的生活のあらゆるレベルの意思決定への効果的参画とリーダーシップの平等な機会を通じ、また、無償のケアと家事労働が平等に分ち合われ、認められ、削減され、再配分されることを保障するために現在の性別役割分担を変えることを通じて、正規の経済に女性を完全に統合することが必要であることをさらに認める。
12. 委員会は、紛争、人身取引、テロリズム、暴力的な極端主義、自然災害とその他の人道危機及びその他の緊急状況が、不相応に女性と女児に悪影響を及ぼしていることを認める。従って、委員会は、女性がリーダーシップと意思決定プロセスに効果的で意味のある参画を果たすためにエンパワーされることが重要であること、戦略と対応でそのニーズと利益が優先されること、及び女性と女児の人権がすべての開発努力の中、並びに紛争、人道緊急事態及びその他の緊急状況で推進され、保護されることを認める。
13. 委員会は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を実施する際に、誰も取り残さないことを保障する必要性を強調し、この点で、難民女性と女児が直面している課題、紛争国及び紛争後の状況にある国々を含め、彼女たちを保護し、エンパワーする必要性及び難民を受け入れている地域社会の強靭性を強化する必要性を認め、特に開発途上国のそのような地域社会のための開発支援の重要性を強調する。
14. 委員会は、気候変動が持続可能な開発の達成に対して提起する課題、不平等と差別に直面している女性と女児が、特に砂漠化、森林伐採、砂嵐、自然災害、根強い旱魃、極度の悪天候、海面の上昇、沿岸の浸食及び海洋の酸化を含めた気候変動及びその他の環境問題のインパクトによって、しばしば、不相応に悪影響を受けていることについて、その懸念を繰り返し述べる。さらに、委員会は、「パリ協定」に沿って、気候変動に対処するための行動をとる時、国々がジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを尊重し、推進し、検討しなければならないことを認める。
15. 委員会は、すべての女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を強く非難する。委員会は、女性と女児、特に最も脆弱である女性と女児に対する差別と暴力が、世界のすべての部分で継続しており、特にとりわけ性暴力とジェンダーに基づく暴力、ドメスティック・ヴァイオレンス、人身取引、フェミサイド並びに子ども結婚、早期強制結婚及び女性性器切除のような有害な慣行を含めた女性と女児に対するあらゆる形態の暴力が、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの完全達成とすべての女性と女児のすべての人権と基本的自由の実現及び男性・男児との平等なパートナーとしてのその完全な可能性の発達並びに「持続可能な開発目標」の達成に対する障害であることを強く非難する。

16. 委員会は、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントに向けて遂げられた進歩を歓迎しつつ、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを完全に達成した国はなく、女性と男性、女児と男児の間のかかなりの程度の不平等が世界的に根強く続いており、多くの女性と女児が特に生涯を通して重複し、重なり合う形態の差別のために脆弱性と周縁化を経験していることを強調する。

17. 委員会は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施には、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント及びすべての人権と基本的自由の平等な享受を実現するという最近のコミットメントと長年のコミットメントに関する行動を促進することが必要であることを認める。

18. 委員会は、南南協力は、南北協力の代替手段ではなくて、これを補うものであることを念頭に置いて、南北・南南・三者協力の役割を含め、達成された進歩に基づき国際協力を強化するために、国内資金・国際資金動員と配分、政府開発援助の公約の完全実施及び違法な金融の流れとの闘いを含め、あらゆる筋からの資金の動員を通して、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを達成するための資金格差を埋めるためにかなり増額された資金の重要性を再確認する。

19. 委員会は、「北京宣言と行動綱領」の完全かつ効果的に促進された実施の緊急性を強調し、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施にジェンダーの視点を組織的に主流化することが、極めて重要であることを想起する。

20. 委員会は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」が前例のない範囲と意義のあるものであることに留意する。これは、すべての国に受け入れられ、万人に適用でき、異なった国の現実、能力及び開発の程度を考慮に入れて、関連国際的規則と公約に沿いつつ、維持され、包摂的で、持続可能な経済成長、特に開発途上国にとっての国内政策スペースを尊重して、国々の内部及び地域・世界レベルで実施されるであろう。委員会は、遂げられた進歩に関連して、国内・地域・世界のレベルで「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のフォローアップと見直しに対して、各国政府が主たる責任を持つことを確認する。

21. 委員会は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を含め、地方・国内・地域・国際アジェンダに女性と女児の利益、ニーズ、夢を位置づける際に、女性団体と地域社会を基盤とした団体、フェミニスト・グループ、女性人権擁護者及び女児と青年主導の団体を含め、市民社会による主要な貢献を歓迎し、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施において、これらとの開放的で、包摂的で、透明性のあるかかわりの重要性を認める。

22. 委員会は、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの達成における変革の担い手であり、受益者として、女性と女児に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃並びに「北京宣言と行動綱領」の完全かつ効果的に促進された実施と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施における同盟者として、男性と男児を完全にかかわらせることの重要性を認める。

23. 委員会は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施に極めて重要な貢献をするであろう「北京宣言と行動綱領」の完全かつ効果的で、促進された実施に向けて活動を継続するために、適宜国連システムの関連機関、国際地域団体と共にそれぞれのマンデート内で国の優先事項を念頭に置いて、各国政府と地方自治体に以下の行動をとるよう要請し、存在するところでは国内人権機関、NGO、特に女性団体と地域社会を基盤とした団体、フェミニスト・グループ、青年主導の団体、宗教団体、民間セクター、雇用者団体、労働組合、メディア及びその他の関連行為者に、適宜、以下の行動を勧める：

規範的・法的・政策的枠具を強化する

a. 特別な優先的問題として、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「子どもの権利に関する条約」及びそれぞれの「選択議定書」を批准すること、または加入することを検討し、留保条件の程度を制限し、いかなる留保条件も「条約」の目標、目的とは相容れないことを保障するために、そのような留保条件はできるだけ正確に、狭く策定し、それらを撤回する目的でその留保条件を定期的に見直し、関連する条約の目標と目的に反する留保条件を撤回し、特に効果的な国内法と政策を設置することによりそれらを完全に実施すること。

- b. 持続可能な開発、ジェンダー平等及びすべての女性と女児のエンパワーメントの土台として、「北京宣言と行動綱領」とその見直しの成果文書及び「国際人口開発会議行動計画」とその見直しの成果の完全かつ効果的実施、及び締約国の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と「子どもの権利に関する条約」及びそれらの「選択議定書」並びにその他の関連条約の遵守を促進すること。
- c. ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを達成するための統合力のある持続可能な開発戦略を開発し、あらゆるレベルのすべての政府の政策とプログラムにジェンダーの視点を主流化することにより、関連する国際規則と公約を依然として遵守しつつ、それぞれの国の政策スペースとリーダーシップを尊重して、普遍的で統合された不可分の性質を反映して、包括的に「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のすべての目標とターゲットを実施すること。
- d. 法律と包括的な政策措置の開発、必要ならば、採択、促進された効果的な実施及び監視、懲罰規定を含めた法的枠組みに存在する場合には差別規定の除去、女性と女児の平等で効果的な司法へのアクセス及び女性と女児の人権侵害に対する説明責任を確保するために、適宜、一時的特別措置を含め、法的・政策的・行政的及びその他の包括的措置の設立を通して、女性と女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃すること。
- e. 女性と男性及び適宜、女児と男児の平等な権利を実現し、土地、財産、相続権、天然資源、適切なニュー・テクノロジー、少額金融を含めた金融サービスへのアクセス、所有権、及び管理へのアクセスを含めた経済資源・生産資源及び完全かつ生産的雇用とディーセント・ワークのための女性の平等な機会にアクセスするための法律を制定し、改革を行うこと。
- f. 万人のためにディーセント・ワークを推進するジェンダーに対応した政策とプログラムを通して、女性の経済的権利と自立、女性の働く権利及び職場での権利を推進し、同一労働または同一価値労働に対する同一賃金を確保し、職場での差別と虐待から女性を保護し、普遍的な公共サービス、金融、訓練とテクノロジー、市場、持続可能で料金が手頃なエネルギー、輸送及び貿易へのアクセスを促進する様々な取組みと手段を対象とすることを含め、女性が主導する事業を支援することにより、あらゆるセクターの女性の経済に投資し、エンパワーすること。
- g. アクセスでき、料金が手頃な質の高い社会サービスを含め、社会保護政策及び子ども、障害者、高齢者及び HIV とエイズの感染者、並びにケアを必要としているその他のすべての人々のためのケア・サービスを優先することによって、無償のケア労働を認め、減らし、再配分するためのすべての適切な措置を取り、女性と男性との間の責任の平等な共有を推進すること。
- h. ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントとそのすべての人権と基本的自由の完全かつ平等な享受の実現を達成するために、とりわけ、「企業と人権に関する指導原則」、ILO の職場での基本原則と権利及び労働・環境・保健の基準、並びに国連ウィメンが設立した「女性のエンパワーメント原則」と「グローバル・コンパクト」に沿って行動する社会的に責任があり、説明責任のある民間セクターを推進すること。
- i. 持続可能な開発への女性移動労働者を含めた移動者の貢献を認め、女性移動労働者に対する暴力と差別を撤廃し、すべての利害関係者、特に送り出し国、経由国、目的国の間の国際・地域・2 国間協力を通してそのエンパワーメントを推進する必要性を認めること。
- j. 女性と女児向けに市場に出される品物やサービスが、男性と男児向けに市場に出される品物やサービスよりも価格が高い（「ピンク税」としても知られている」というジェンダーに基づく価格差の慣行を撤廃することに向けた具体的手段を取ることを。
- k. 不適切な上下水道施設によって不相応な悪影響を受けており、戸外での排泄を行っている時に暴力とハラスメントのより高い危険にさらされており、月経の衛生管理に対する特別なニーズがある女性と女児に特別な注意を払って、特に学校、公共施設及び建物における安全な飲用水及び適切な下水道と衛生への万人の普遍的で公正なアクセスを提供し、女性の積極的な参画を得て、水管理と廃水処理を改善するよう各国政府に要請すること。

l. 気候変動に対処する際に、女性の変革の担い手及び指導者としての重要な役割を認め、ジェンダーに対応した取組み、ジェンダーの視点と女性と女児のエンパワーメントの環境問題に関するあらゆるレベルの意思決定への女性の意味ある平等な参画に向け、気候変動の否定的影響に対する女性と女児の強靭性を築くことに向けた環境、気候変動と災害危険削減戦略、資金調達、政策及びプロセスへのジェンダーに対応した取組みとジェンダーの視点と女性と女児の統合を推進すること。

m. 紛争、人身取引、テロリズム、暴力的な過激主義、自然災害、人道的緊急事態及びその他の緊急状況により悪影響を受け、強制移動させられた女性と女児の権利と特別なニーズが国内及び国際計画、戦略及び対応の中で対処されることを保障し、緊急事態、復興、再建、紛争解決及び平和構築プロセスにおける意思決定のあらゆるレベルでの女性と女児の参画を保障し、救援から開発への円滑な移行に貢献し、統合された優先されたあらゆる人道対応の一部として、性暴力とジェンダーに基づく暴力に対処するために、万人、特に女児に教育を提供し、この点で、その審議にジェンダーの視点を統合することに相当の配慮をするよう世界人道首脳会合を奨励すること。

n. 特に開発途上国において、経済的・社会的開発の完全達成を妨げる、国際法と「世界人権宣言」に沿っていない一方的な経済的・金融的・貿易措置を公表し、適用することを控えること。

o. 人権には、国内法と性と生殖に関する健康を含めた強制、差別、暴力を受けない状況に従って、自分のセクシュアリティに関する事柄を管理し、自由に責任を持って決定する権利が含まれることを認め、政策と法的枠組みの開発と施行及び特に安全で効果的な現代の避妊法、緊急避妊、思春期の妊娠のための防止プログラム、産科フィステラ及びその他の妊娠と出産の併発症を減らす熟練した出産介添えと緊急産科ケアのような妊産婦保健ケア、国内法でのそのようなサービスが認められているところでは安全な人工妊娠中絶及び生殖器感染症、性感染症、HIV及びその予防と治療を含めた質の高い包括的な性と生殖に関する健康ケア・サービス、商品、情報及び教育を普遍的にアクセスでき、利用できるものにする保健制度の強化を通して、「国際人口開発会議の行動計画」、「北京行動綱領」及びこれらの見直し会議の成果文書に従って、すべての女性の人権、その性と生殖に関する健康と権利の推進と保護を確保すること。

p. 質の高い教育への普遍的アクセスを推進し、包摂的で平等で非差別的な質の高い教育を確保し、万人のための学習機会を推進し、初等・中等教育の修了を確保し、中等・高等教育のすべての領域へのアクセスにおけるジェンダー格差を撤廃し、金融識字を推進し、女性と女児にキャリア開発、訓練、奨学金への平等なアクセスがあることを保障し、女性と女児のリーダーシップ・スキルと影響力を築く積極的行動を採用することにより、特に最も取り残されている者のためのあらゆるレベルの生涯を通じた教育への女性と女児の権利を推進し、尊重し、学校環境での女性と女児の安全を推進し、尊重し、保証する措置及びあらゆるレベルの教育と訓練で障害を持つ女性と女児を支援する措置を採用すること。

q. 科学・技術を含め、教育・訓練プログラムにジェンダーの視点を主流化し、女性の非識字を根絶し、経済的・社会的・文化的開発、ガバナンスと意思決定への女性と女児の積極的参画を可能にするためのスキル開発を通じた学校から仕事への移行を支援し、正規経済への女性の完全参画と統合を促進する条件を生み出すこと。

r. 有害な慣行のみならず、公共と民間のスペースでのすべての女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を撤廃し、防止するための包括的で、学際的で、ジェンダーに配慮した防止と保護と訴追の措置とサービスのみならず、女性と女児に対する暴力を犯罪とする法律の促進された効果的实施を採用し、見直し、確保すること。

s. ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを推進するのみならず、差別的な社会的態度とジェンダー固定観念を変えることを目的とするあらゆるレベルの適切な国内政策を立案し、実施すること。

t. ジェンダー平等と女性と女児のエンパワメントの達成と公的領域においても私的領域においても、女性と女児に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃における戦略的パートナー及び同盟者として、地域社会指導者を含めた男性と男児を完全にかかわらせ、男性と男児の役割と責任に対処する国内政策とプ

プログラムを立案して実施し、ケア提供と家事で、女性と男性との間の責任の平等な共有を確保することを目的とし、女性と女兒に対する暴力を大目に見る社会的規範と不平等な力関係、社会規範、慣行及び女性と女兒に対する差別を永続化する固定観念のようなジェンダー不平等の根本原因を理解し、これに対処することにより、女性と女兒は男性と男児に従属するものであるとみなす態度と社会規範を撤廃することを目的とし、女性と男性、女兒と男児の利益のために、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを推進し、達成する努力に男性と男児を関わらせること。

u. 食糧の安全保障、貧困根絶、環境の持続可能性及び持続可能な開発への地方の地域社会のみならず、農山漁村女性と女兒の重要な役割と貢献を認め、そのエンパワーメントを支援することにコミットし、社会、経済及び政治的意思決定へ農山漁村女性の完全で、平等で、効果的参画を確保すること。

v. 先住民族、特に先住民族女性とその団体との協働で、持続可能な開発における先住民族女性と女兒の顕著で重要な役割を認めつつ、能力開発を推進し、そのリーダーシップを強化するために立案された政策とプログラムを策定して実施し、その人権と基本的自由による否定的インパクトを持ち、彼女たちが不相応に脆弱になり、社会、経済、政治的意思決定への先住民族女性の完全で平等で効果的な参画に対する主要な障害となっている先住民族女性と女兒に対する差別と暴力を防止し、撤廃すること。

w. 障害を持つ女性と女兒の社会への完全かつ効果的参画と包摂を確保して、すべての障害を持つ女性と女兒の権利を保護し、推進し、彼女たちが直面している重複し、重なり合う形態の差別に対処するすべての適切な法的・行政的・社会的・教育上・雇用上及びその他の措置を取ること。

x. 女性と女兒のための国際的に合意された開発目標の実施を含め、開発への貢献者として家族を認め、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントが家族の福祉を改善することを認め、この点で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成すること、及び社会への女性の完全参画を高めることを目的とする家族政策の策定と実施の必要性を強調すること。

ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントに資金提供するための機能的環境を育成する

y. 「アディスアベバ行動アジェンダ」においてなされた公約を再確認し、あらゆるレベルですべての行為者による持続可能な開発のための政策統合力と機能的環境を追求し、持続可能な開発のための世界的なパートナーシップを再活性化することにより、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進すること。

z. すべての金融・経済・環境・社会政策の策定と実施における対象を絞った行動と投資を含め、ジェンダー主流化の必要性を繰り返し述べ、あらゆるレベルでのジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメント推進のための健全な政策と施行できる法律及び変革的行動を採用し、強化すること。

aa. ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントのための資金提供における格差に対処するために、ジェンダーに対応した予算編成 公共支出の全セクターにわたる追跡を含め、公共金融管理へのジェンダーに対応した取組みを支援し、制度化し、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントのためのすべての国内及び部門計画と政策が、その効果的実施を確保するために完全に価格計算され、適切に資金提供されることを保障すること。

bb. 近代化された累進課税制度、改善された税政策とより効果的な徴税及び達成された進歩に基づくための政府開発援助におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントへのさらなる優先権を通して所得管理を高めることを含め、公共・民間・国内・国際資金の動員と配分を含めたあらゆる筋からの財源の動員を通し、資金格差を埋めるための投資をかなり増額する手段を取り、政府開発援助が効果的に利用されることを保障すること。

cc. 開発途上国への政府開発援助のためにその国内総所得の 0.7%というターゲット及び後発開発途上国へ政府開発援助のためにその総国内所得の 0.15%から 0.20%をというターゲットを達成するという多くの先進国が行った公約を含め、それぞれの政府開発援助の公約を完全に実施するよう先進国に要請し、その開発援助が開発目標とターゲットに応える手助けをし、特にジェンダー平等と女性のエンパワーメ

ントを達成する手助けをするために効果的に利用されることを保障する際に、達成された進歩に基づくよう先進国を奨励すること。

dd. 南南協力は、南北協力の代替手段ではなくて、これを補うものであることを念頭に置いて、南北協力、南南協力及び三者協力の役割を含め、国際協力を強化し、この点で、国の主体性とリーダーシップがジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの達成にとって不可欠であることに留意しつつ、共通の開発優先事項に重点を置いて、政府、市民社会化及び民間セクターの関連利害関係者すべてのかかわりを得て、南南協力和三者協力を強化するようすべての国々に勧めること。

ee. 女性に利益を与え、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進し、経済効率を高め、経済成長と貧困削減への女性の貢献を最大限活用し、世界的に適切な知識と技術の利用可能性を促進するために、万人のための完全かつ生産的雇用とディーセント・ワークを推進するマクロ経済政策、労働政策、社会政策を実施し、意思決定者、民間セクター、雇用者の間に、女性の経済的エンパワーメントとその重要な貢献の必要性についての意識を高めること。

ff. あらゆる分野への女性の完全かつ平等で効果的な参画と公共・民間セクター、公的、社会的・経済的・政治的生活のあらゆるレベルの意思決定及び持続可能な開発のあらゆる領域でのリーダーシップを確保する措置を取ること。

gg. 適宜、一時的特別措置を通して、教育と訓練を提供することを含め、女性の参画を直接的・間接的に妨げるすべての障害を除去することにより、女児に当てはまる場合には、あらゆるセクターとあらゆるレベルにおける平等と包摂的な教育と訓練の欠如、並びに暴力、貧困、無償のケア労働・家事労働の不平等な配分とジェンダー固定観念のような障害を除去することにより、具体的な目標・ターゲット・基準を設け、達成するために活動することにより、女性の完全かつ平等で効果的な参画を保障する措置を取ること。

hh. 女性・平和・安全保障に関する関連安全保障理事会決議で述べられているように、あらゆるレベルのあらゆる段階の和平プロセスと仲裁努力、紛争防止と解決、平和維持、平和構築と復興への女性の効果的参画を確保する措置を取ること。

ii. 公的生活への女性の参画強化を推進するために、女性と男性との間の仕事と親としての責任の共有を認め、家庭生活、私的生活及び職業生活を両立させる措置を含め、これを達成するための支援措置を取るよう各国を奨励すること。

jj. すべての市民社会行為者が、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の関連規定に沿って、「アジェンダ」のジェンダーに対応した実施、フォローアップ及び見直しに完全に貢献できるように、彼らのための安全で機能的な環境を推進すること。

kk. ジェンダー平等と女性のエンパワーメント及び女性と女児の人権を推進する草の根・地方・国内・地域・世界の女性団体・市民社会団体のための資金と支援を強化すること。

ジェンダーに対応したデータ収集、フォローアップ及び見直しプロセスを強化する

ll. 適宜、合意された世界的指標の枠組を考慮に入れて、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の国内のフォローアップと見直しにジェンダーに対応した取組みを含め、質の高い、信頼でき、時宜を得た性別・年齢別・所得別及びその他の国内状況での関連する特徴別のデータを、開発途上国への技術的・財政的援助を強化することにより、組織的に立案し、収集し、アクセスを確保する国内の統計能力を強化すること。

mm. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の状況で、持続可能な開発に関する女性と女児の進歩を測定するために、特に貧困、家庭内での所得の配分、無償のケア労働、女性の資産と生産財へのアクセス・管理・所有権、あらゆるレベルの意思決定への参画、女性に対する暴力に関するジェンダー統計の収集・分析・普及を改善するために、国内・国際レベルでの基準と方法論を開発し、強化すること。

nn. ジェンダー平等の視点から「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施のフォローアップと見直しのために、データと統計を収集する目的で、それぞれのマנדート内での国連機関及び適宜市民社会団体の支援を得て、国家間の技術的・財政的協働を高めること。

国内の制度的取り決めに強化する

24. 委員会は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の状況で、政府のあらゆるセクターのすべての政策とプログラムにわたって、ジェンダーの視点の主流化を支援することを含め、あらゆるレベルでジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを推進するために、可能な場合には国のメカニズムに資金提供することを含め、国のメカニズムの権威と能力を強化し、これらメカニズムの可視性と支援を推進するよう各国政府に要請する。

25. 委員会は、関連政府機関及びその他の利害関係者と共に、適宜、国の企画、意思決定、政策策定と実施、予算編成プロセス及び制度的構造がジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントの達成に貢献することを保障するために、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを推進するための国内メカニズムの統合力と調整を高めるようにも各国政府に要請する。

26. 委員会は、それぞれのマנדート内で、要請に応じて「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施において各国を支援するよう国連システムの諸機関に要請する。

27. 委員会は、その活動の根拠としている「北京宣言と行動綱領」のフォローアップのためのその主要な役割を認め、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施の国内・地域・世界的見直しの全体を通して、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントに対処し、統合し、「北京行動綱領」のフォローアップとジェンダーに対応した「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のフォローアップとの間の相乗作用を確保することが極めて重要であることを強調する。

28. 委員会は、「北京宣言と行動綱領」と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の完全かつ効果的で、促進された実施を支援して、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを推進し、要請に応じて加盟国を支援し、国連システムを調整し、あらゆるレベルで市民社会、民間セクター及びその他の関連利害関係者を動員する際に、中心的役割を継続して果たすよう国連ウィメンに要請する。

29. 委員会は、総会決議 A/RES/70/163 を想起し、第 61 回委員会を含め、「パリ原則」に完全に従って、ECOSOC の手続き規則に従って、存在するところでは国内人権機関の参画をどのように高めるかを検討するよう事務局を奨励する。

30. 委員会は、高官政治フォーラムで行われる「持続可能な開発目標」に関する進歩のテーマ別見直しに貢献し、フォローアップと見直しプロセスがすべての女性と女兒に利益を与えることを保障し、2030 年までにジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの完全実現に貢献することを保障するために、そのジェンダー主流化のための触媒的役割を果たすことを確認する。

第 61 回委員会の暫定アジェンダ(議事項目 6)

文書(E/CN.6/2016/L.1)に含まれている第 61 回委員会の暫定アジェンダを承認。

CSW61 の暫定アジェンダの内容

1. 役員選出
2. アジェンダ及びその他の組織上の問題の採択

公式文書

注釈つき暫定アジェンダと婦人の地位委員会の作業組織案

3. 第4回世界女性会議と「女性2000年: 21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会のフォローアップ

(a) 重大問題領域の戦略目標と行動及びさらなる行動とイニシアティブの実施

(i) 優先テーマ: 変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメント

(ii) 見直しテーマ: 女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」の実施における課題と業績(第58回会期の合意結論)

公式文書

事務総長報告書:

- 変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメント(第58回会期の合意結論)

- 女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」の実施における課題と業績(第58回会期の合意結論)

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関事務局長報告書

閣僚ラウンド・テーブルのための討議ガイドを含む事務局メモ

(b) 新たな問題: 女性と男性との間の平等を含め、女性の状況に影響を及ぼす問題の傾向、重点領域及び新しい取組み

(c) ジェンダー主流化、状況及びプログラムの問題

公式文書

パレスチナ女性の状況と支援に関する事務総長報告書

国連女性に対する暴力撤廃行動支援信託基金の活動に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関報告書

女子差別撤廃委員会の関連会期の成果を伝える事務局メモ

4. 女性の地位に関連する通報

公式文書

女性の地位に関連する機密の通報とそれに対する回答のリストを伝える事務総長メモ

5. 経済社会理事会の決議と決定のフォローアップ

公式文書

経済社会理事会理事長から婦人の地位委員会議長に宛てた書簡

経済社会理事会の作業への貢献として役立つ事務局メモ

6. 第62回委員会のための暫定アジェンダ

7. 第61回委員会報告書の採択

第60回委員会報告書の採択(議事項目7)

副議長兼報告者(ボスニア・ヘルツェゴヴィナ)第60回委員会報告書案(E/CN.6/2016/L.2)を紹介。

委員会は報告書案を採択し、報告者と相談してその最終仕上げを事務局に委任することで合意。

第 60 回委員会閉会

閉会挨拶: ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関事務次長

以 上